

消 防 危 第 4 4 号  
令 和 3 年 3 月 2 6 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長  
( 公 印 省 略 )

### 危険物施設の立入検査等に関するマニュアルの改定について

危険物施設への立入検査及び違反是正の推進については、「危険物施設における立入検査及び違反是正の推進について」（平成 14 年 10 月 23 日付け消防危第 503 号）における「危険物施設立入検査マニュアル」及び「危険物施設違反処理マニュアル」を活用していただいているところです。

今般、危険物施設における事故事例、危険物施設の技術基準及び違反処理に係る関係法令の改正事項などを踏まえ、これらのマニュアル等を改定することとしました。

貴職におかれましては、マニュアル等を参考に、危険物施設の立入検査及び違反是正を効果的に推進し、より一層の危険物施設の事故防止対策の推進に配慮していただくとともに、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対してもこの旨周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

### 記

#### 1 危険物施設の立入検査に関するマニュアルの改定について

危険物施設立入検査マニュアルを別添 1 のように改定する。概要は以下のとおりである。

- (1) 各消防本部における執務の参考として消防庁において作成するものであるという旨を明確にするため、題名を「危険物施設立入検査標準マニュアル」とした。
- (2) 「検査手順」、「実施事項」及び「解説等」について、「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の一部改正について」（平成 26 年 3 月 4 日付け消防予第 55 号）の内容と整合を図るため、所要の修正を行った。

- 2 危険物施設の違反処理に関するマニュアルの改定について  
危険物施設違反処理マニュアルを別添2のように改定する。概要は以下のとおりである。
  - (1) 各消防本部における執務の参考として消防庁において作成するものであるという旨を明確にするため、題名を「危険物施設違反処理標準マニュアル」とした。
  - (2) 「第1 違反処理要領」の「処理手順」、「処理事項」及び「解説等」について、「立入検査標準マニュアル」及び「違反処理標準マニュアル」の一部改正について（平成26年3月4日付け消防予第55号）の内容と整合を図るため、所要の修正を行った。
  - (3) 「第2 違反処理基準」の「製造所等の位置、構造又は設備に関する基準違反（消防法第12条第1項）」について、「第四次措置」を新たに追加した。
- 3 立入検査時のチェックポイントの一部改定について  
立入検査時のチェックポイントを別添3のように改定する。
  - (1) 危険物施設の腐食疲労等劣化を原因とする事故の調査・分析結果を踏まえ、一部施設のチェックポイントの配管の着眼項目「保温材に損傷はないか、その剥離はないか」を「配管の保温（冷）材の損傷、脱落、剥離」に改め、チェック方法として「必要に応じ、定期点検記録表等により確認」を新たに追加した。
  - (2) 屋外タンク貯蔵所のチェックポイントの項目に、「タンク本体[浮き蓋部]」を新たに追加した。
  - (3) 既存の地下貯蔵タンクに対する流出防止対策等を踏まえ、地下タンク貯蔵所のチェックポイントの項目に、「電気防食設備」、「高精度液面計」を新たに追加した。
  - (4) 顧客に自ら給油等させる給油取扱所（屋外）（屋内）のチェックポイントを新たに作成した。
  - (5) 特例の一般取扱所（ボイラー等消費）（屋上）のチェックポイントを新たに作成した。
  - (6) 不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、泡消火設備の各告示の制定にともない、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備及び泡消火設備のチェックポイントについて、所要の修正を行った。
- 4 違反是正に関する事例集について  
危険物施設等の違反処理に係る執務の参考として、違反是正に関する事例集を別添4のように新たに作成した。

## 5 その他

- (1) 各消防本部等の立入検査時の参考として、「立入検査時のチェックポイント」のワードファイルを、消防庁統計調査系システムに掲載するので活用されたい。

なお、資料の入手方法は、別途各消防本部等に連絡する予定である。

- (2) 別添3「立入検査時のチェックポイント」内のチェックの方法で、「必要に応じ、定期点検記録表等により確認」とあるのは、「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」の一部改正について（令和3年3月26日付け消防危第43号）別紙に掲げる目視による点検と同等以上の情報が得られると判断した方法で代替した場合の、画像（動画を含む）による確認も含まれるものであること。

消防庁危険物保安室

担当：齋藤、平野、秋山

T E L : 03-5253-7524 (直通)

F A X : 03-5253-7534

E-mail : [fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp](mailto:fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp)



# 危険物施設立入検査標準マニュアル

(令和3年3月現在)

消防庁危険物保安室



# 危険物施設立入検査標準マニュアル

## 【 目次 】

1	事前の準備	1
	(1) 危険物施設の状況の把握	
	(2) 過去の指導状況等の把握	
	(3) 検査項目及び要領等の検討	
	(4) 関係者に関する情報の確認	
	(5) 持参する資料等の準備	
2	事前の通知	8
3	危険物施設への立入	9
	(1) 立入検査の実施	
	(2) 証票の提示	
	(3) 立入を拒否等された場合の対応	
	(4) 走行中の移動タンク貯蔵所の立入検査	
4	検査の実施	11
	(1) 検査実施前に行う打ち合わせの内容	
	(2) 業務への配慮	
	(3) 検査を拒否等された場合の対応	
	(4) 写真撮影等による違反状況の記録	
	(5) 質問に対する回答を拒否等された場合の対応	
	(6) 検査等により知り得た危険物施設の情報の取扱い	
	(7) 危険物関係法令以外の法令違反を発見した場合の対応	
	(8) 不適正な危険物の取扱い等を発見した場合の対応	
5	資料提出命令・報告徴収・危険物の収去	16
6	検査結果の通知	17
	(1) 検査結果の通知	
	(2) 通知書の交付	
7	改修（計画）報告の指導	21
8	指導記録簿の作成	21
9	報告内容の指導	22
10	改修予定期日到来時の確認調査	23

凡例：法…消防法、令…危険物の規制に関する政令、則…危険物の規制に関する規則  
「危険物施設」…指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いを行っていると思われるすべての場所。

法第16条の5に定める「貯蔵所等」と同義。

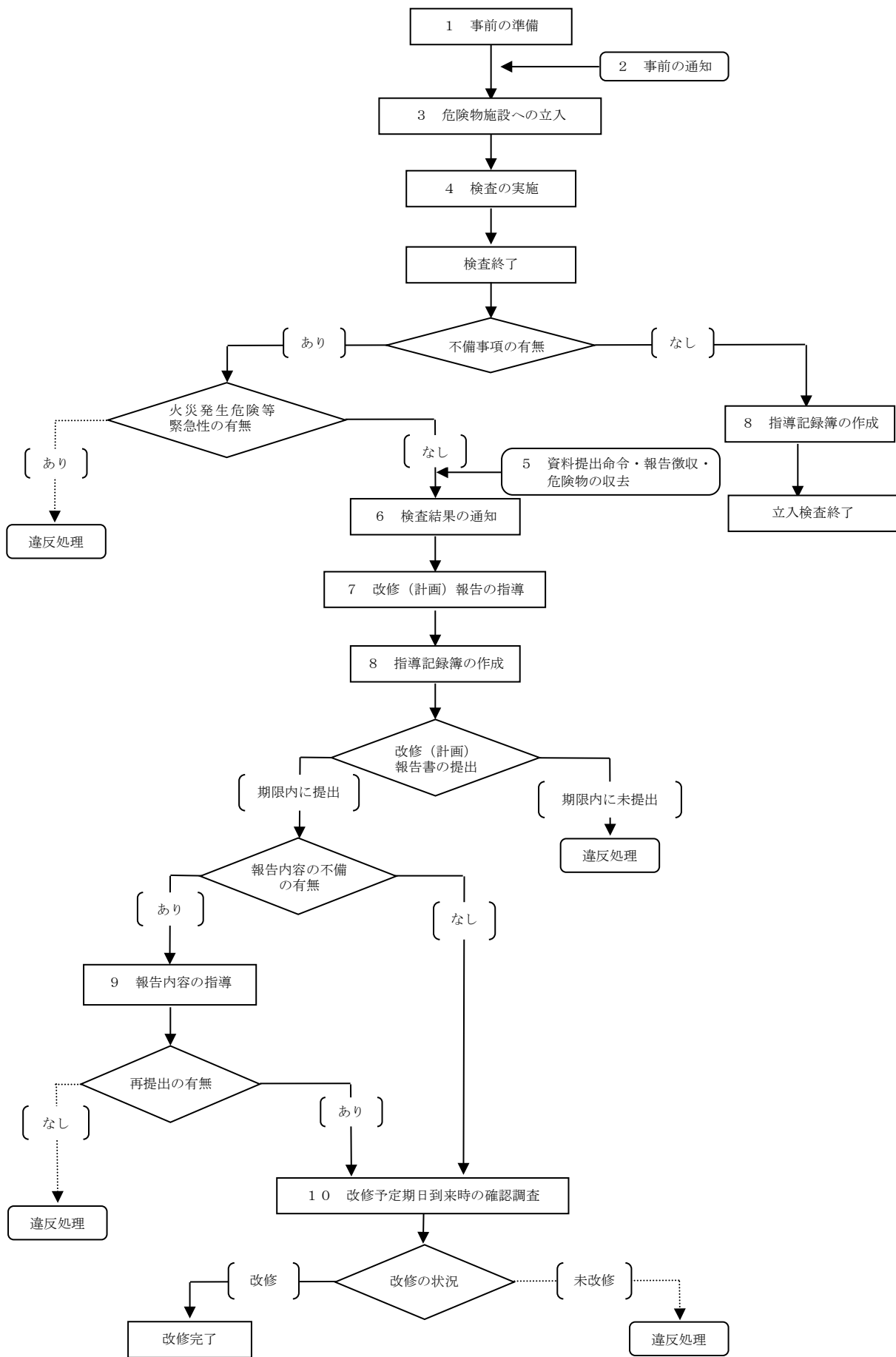
「防火対象物立入検査標準マニュアル」…平成26年3月4日付け消防予第55号

消防庁予防課長通知による立入検査標準マニュアル

「防火対象物違反処理標準マニュアル」…平成26年3月4日付け消防予第55号

消防庁予防課長通知による違反処理標準マニュアル

【危険物施設立入検査手順一覧】






## < 危険物施設立入検査標準マニュアル >

危険物施設立入検査標準マニュアルは、立入検査を的確かつ円滑に実施するために、検査手順、実施事項及びその解説等で構成されている。

- ・「検査手順」は、立入検査の流れをフローチャートとして示したものである。
- ・「実施事項」は、検査手順に従って行う具体的な実施事項を示したものである。
- ・「解説等」は、立入検査に当たっての留意点や法令の解説等について記述したものである。

検査手順	実施事項	解説等
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>1 事前の準備</b> </div> <p>(1) 危険物施設の状況の把握</p> <p>(2) 過去の指導状況等の把握</p> <p>(3) 検査項目及び要領等の検討</p> <p>(4) 関係者に関する情報の確認</p> <p>(5) 持参する資料等の準備</p> 	<p><b>1 事前の準備</b></p> <p>限られた時間において<b>重点的、効率・効果的な立入検査</b>を実施するため、危険物施設の状況や過去の指導経過等を事前に把握し、検査に必要な事項を検討しておくなどの事前の準備が必要である。</p> <p>したがって、次のことについて事前に把握、検討する。</p>	<p><b>重点的、効率・効果的な立入検査</b></p> <p>管内の危険物施設の用途・規模、維持管理状況（定期点検の履行状況、老朽化の程度等）や過去の指導状況、危険物施設全体の事故発生状況等を鑑み、法令遵守の状況が優良でない危険物施設や、危険物施設における火災・流出事故に係る深刻度評価指標（令和2年12月7日付け消防危第287号）の深刻度レベルが高いと考えられる危険物施設を重点的に立入検査することができるよう、実施体制、実施対象及び頻度、検査方法、検査項目等の立入検査の実施方針を規程等により明確化し、実施計画を策定して、効率・効果的な立入検査を実施する。</p>


検査手順	実施事項	解説等
		<p>(立入検査実施計画の策定)</p> <p>立入検査は、火災予防のため、すべての危険物施設について、長期間立入検査が未実施とならないように、定期的 に実施することが必要である。</p> <p>しかし、消防本部における組織、人員、予算等と、増大 する消防行政需要を勘案すると、そのように立入検査を定 期的に実施することが困難な場合がある。</p> <p>また、用途・規模、法令の遵守が適正である危険物施設 とそうでない危険物施設など、それぞれ危険性が異なる危 険物施設について、画一的に立入検査を実施することは非 効率的である。</p> <p>このため、各消防本部・消防署においては、管内の危険 物施設についてその危険実態に応じて立入検査の必要性 を検討し、効率的に立入検査を実施していくことが必要で ある。</p> <p>また、各消防本部においては、策定された立入検査実施 計画について、月間、四半期等の期間でその進捗状況を常 に把握等して着実に業務管理を行っていくことが必要で ある。</p>

検査手順	実施事項	解説等
		<p>(立入検査の実施体制)</p> <p>立入検査の実施体制については、職員の危険物関係知識・技術・経験、勤務形態、事務量等を勘案し、危険物施設の区分等に応じて、消防長又は消防署長が事前に実施する職員を指定しておくことが望ましい。</p> <p>この場合、危険物関係の知識、技術、経験及び関係者指導能力等が豊富な危険物業務専従職員、危険物兼務職員のみを指定するのではなく、主として消防活動に従事する交替制職員を含めた全職員を指定することが重要である。これは、人的資源を可能な限り活用するという観点のみならず、立入検査を実施することにより、危険物施設の実態を把握し、万一の場合に消防隊が効果的・効率的に消火活動、救助活動等を行うために有効であると考えられること、また、予防面の知識・技術を高めることにより、火災原因調査や防火・防災指導等への活用も期待できること等によるものである。</p> <p>また、個々の危険物施設の立入検査業務の困難度に応じて、相応しい知識・技術・経験等を有する職員が立入検査を実施することが重要である。一方、知識・経験等の浅い職員については、予防技術検定の受検や消防学校等における教育、計画的に知識・技術・経験等が豊富な職員等と同行して立入検査業務を実施させるなど、立入検査の技術を教育・訓練していく体制をつくることが望ましい。</p> <p>なお、消防本部全体で立入検査を実施するために十分な体制が確保されているかどうか定期的に検証を行うことが必要であり、年度毎の立入検査実施計画の達成度、違反処理の進捗度合い等を検討して次年度以降の体制に反映させる等、PDCAサイクルにより改善の取り組みを継続することが重要である。</p>

検査手順	実施事項	解説等																								
	<p>(1) 危険物施設の状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物施設台帳等（※1）から用途・規模等の確認</li> <li>申請書等（※2）の提出状況等の確認</li> <li>製造所等の位置、構造及び設備に係る変更工事の経過の確認</li> <li>貯蔵し、又は取り扱う危険物の品名、数量又は指定数量の倍数に係る変更状況の確認</li> <li>法令の特例適用及び経過措置適用の確認、型式失効と特例期間の確認</li> <li>予防規程、危険物保安監督者など自主保安体制の確認</li> <li>過去の火災・漏えい事故の発生状況の確認</li> </ul> <p>※1 危険物施設に関する情報をとりまとめたもの</p> <p>※2 申請書等に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物製造所等設置許可申請書</li> <li>危険物製造所等変更許可申請書</li> <li>危険物製造所等譲渡引渡届出書</li> <li>危険物製造所等品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書</li> <li>危険物保安統括管理者選任・解任届出書</li> <li>危険物保安監督者選任・解任届出書</li> <li>予防規程制定・変更認可申請書</li> </ul> <p>(その他必要により確認する書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物製造所等構造設備明細書</li> <li>危険物製造所等仮使用承認申請書</li> <li>危険物製造所等完成検査申請書</li> <li>危険物製造所等完成検査前検査申請書</li> <li>タンク検査済証</li> <li>危険物製造所等廃止届出書</li> <li>休止中の地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの漏れの点検期間延長申請書</li> <li>休止中の地下埋設配管の漏れの点検</li> </ul>	<p>立入検査の法的根拠（法第16条と法第4条の関係）</p> <p>法第16条の5に基づく立入検査の対象は、「指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っていると認められるすべての場所」（同条第1項において「貯蔵所等」）であり、指定数量以上の危険物を取り扱うものとして許可を受けた製造所等のほか、許可を受けずに指定数量以上の危険物を貯蔵又は取り扱っていると認められる場所も本条に基づく立入検査の対象となる。なお、指定数量以上のものであるか否かはっきりしない場合や、「貯蔵所等」以外の関係のある場所、危険物の貯蔵・取扱い以外の事項に関する立入検査については、法第4条を適用する（防火対象物立入検査標準マニュアル参照）。</p> <table border="1" data-bbox="1422 624 2163 1417"> <thead> <tr> <th></th> <th>法第16条の5</th> <th>法第4条</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>命令権者</td> <td>市町村長等</td> <td>消防長 又は消防署長</td> </tr> <tr> <td>立入検査の実施者</td> <td>上記命令権者から任命された消防事務に従事する職員</td> <td>上記命令権者から任命された消防職員（消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員）</td> </tr> <tr> <td>要件</td> <td>危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるとき</td> <td>火災予防のために必要があるとき</td> </tr> <tr> <td>対象</td> <td>指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていると認められるすべての場所（貯蔵所等）</td> <td>あらゆる仕事場、工場又は公衆の出入する場所その他関係ある場所</td> </tr> <tr> <td>時間的制限</td> <td>法令上なし</td> <td>法令上なし</td> </tr> <tr> <td>事前通知</td> <td>法令上不要</td> <td>法令上不要</td> </tr> <tr> <td>検査事項</td> <td>当該場所の位置、構造又は設備及び危険物の貯蔵又は取扱い</td> <td>消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況</td> </tr> </tbody> </table>		法第16条の5	法第4条	命令権者	市町村長等	消防長 又は消防署長	立入検査の実施者	上記命令権者から任命された消防事務に従事する職員	上記命令権者から任命された消防職員（消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員）	要件	危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるとき	火災予防のために必要があるとき	対象	指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていると認められるすべての場所（貯蔵所等）	あらゆる仕事場、工場又は公衆の出入する場所その他関係ある場所	時間的制限	法令上なし	法令上なし	事前通知	法令上不要	法令上不要	検査事項	当該場所の位置、構造又は設備及び危険物の貯蔵又は取扱い	消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況
	法第16条の5	法第4条																								
命令権者	市町村長等	消防長 又は消防署長																								
立入検査の実施者	上記命令権者から任命された消防事務に従事する職員	上記命令権者から任命された消防職員（消防本部を置かない市町村においては、当該市町村の消防事務に従事する職員又は常勤の消防団員）																								
要件	危険物の貯蔵又は取扱いに伴う火災の防止のため必要があると認めるとき	火災予防のために必要があるとき																								
対象	指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていると認められるすべての場所（貯蔵所等）	あらゆる仕事場、工場又は公衆の出入する場所その他関係ある場所																								
時間的制限	法令上なし	法令上なし																								
事前通知	法令上不要	法令上不要																								
検査事項	当該場所の位置、構造又は設備及び危険物の貯蔵又は取扱い	消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況																								

検査手順	実施事項	解説等		
↓	期間延長申請書	収去権	あり（試験のため必要な最少限度の数量の危険物又は危険物であることの疑いのある物に限る。）	なし
		<p><b>製造所等の位置、構造及び設備の基準の特例</b></p> <p>令第 23 条に定める次の場合には、市町村長等の判断により技術基準についての特例が認められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認められる場合</li> <li>・ 予想しない特殊の構造又は設備を用いることで、技術基準と同等以上の効力があると認められる場合</li> </ul> <p><b>経過措置</b></p> <p>改正後の法令の適用が一定の期間猶予されること、旧規定から新规定への移行のための経過的な措置がなされること等である。改正内容に応じて、経過措置に関する規定が、附則等に設けられる。</p> <p><b>型式失効と特例期間</b></p> <p>法第 21 条の 2 第 2 項に規定する技術上の規格（以下「規格」という。）が変更され、既に型式承認を受けた検定対象機械器具等（消防法施行令第 37 条参照）が変更後の規格に適合しないとき、型式承認の効力が失われ、又は、一定の期間を経過した後に失われる。</p> <p>法第 10 条第 4 項の規定により設置される消火設備又は警報設備のうち、検定対象機械器具等は、現行の規格に適合する必要があるため、型式承認が失効した場合、既存の危険物施設であっても適合させなければならない。ただし、「消防用機械器具等及び消</p>		

検査手順	実施事項	解説等
	<p>(2) 過去の指導状況等の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の立入検査における<u>指摘状況等の確認</u></li> <li>違反処理経過（<u>処理区分</u>と処理年月日）の確認</li> </ul> <p>(3) 検査項目及び要領等の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>検査項目</u>の検討</li> <li><u>効率的な検査要領等</u>の検討</li> <li>検査に使用する器具の活用<sup>の</sup>要否</li> </ul>	<p>防用設備等の技術上の基準に関する特例を定める省令」等の総務省令に基づく特例が定められている。</p> <p>そこで、設置されている消火設備等の型式承認が失効していないか確認する。失効しているときは、特例が定められているか、その期間はいつまでかを確認する。</p> <p><b>火災・漏えい事故発生状況の確認</b>  事故の発生により、どのような指導がされたのか、指導により何が改善されたか確認する。</p> <p><b>指摘状況等の確認</b>  過去に実施した立入検査結果の通知書（写し）や提出された改修（計画）報告書、指導記録簿などから、指摘した不備事項やその改修結果について確認する。</p> <p><b>処理区分</b>  危険物施設に係る違反処理の処理区分は、警告、命令、許可の取消し、告発、代執行及び略式代執行がある。</p> <p><b>検査項目</b>  危険物に関する法令の規定に基づいた項目やそれ以外の危険物保安上必要な項目とし、危険物施設の状況に応じて検査すべき項目を検討する。</p> <p><b>効率的な検査要領等</b>  危険物施設の状況により、立入検査を必要最小限の時間で実施するための経路等を検討する。例えば、次のような方法が考えられる。</p>

検査手順	実施事項	解説等
	<p>(4) 関係者に関する情報の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係者（危険物施設の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）の<u>住所、氏名等の確認</u></li> <li><u>立入検査の相手方の対応</u>に関する情報の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象施設に適用される法令の基準の適合状況については、必ずしもすべての基準について現場において確認を行う必要はなく、対象施設の特性、潜在する危険性、前回の立入検査における指示事項等を考慮し、効率的な立入検査の実施を心がける。 例：位置、構造及び設備に関する技術上の基準の維持管理状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 定期点検記録表等の確認による代替</li> <li>② 所要の設備等について抜き取り的に現場確認を実施</li> </ul> </li> <li>大規模な危険物施設を立入検査する場合は、複数の検査員で検査に出向き、それぞれの検査項目に応じて担当する者を指定して検査を行う。</li> </ul> <p><b>住所、氏名等の確認</b> 危険物施設の関係者の住所、氏名（法人の場合は名称及び代表者氏名）等について、申請書等により確認する。事前に通知することを予定している場合は、その連絡先についても確認する。</p> <p><b>立入検査の相手方の対応</b> 過去の立入検査の結果等から、立入検査の拒否など相手方のとった対応については、記録されているときは、事前に通知し、相手方の承諾を得てから出向くようにするなど立入検査を円滑に実施できるような方策について検討する。</p>

検査手順	実施事項	解説等
<div data-bbox="215 560 562 632" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>2 事前の通知</p> </div>	<p>(5) 持参する資料等の準備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 証票</li> <li>・ 危険物施設台帳や図面等</li> <li>・ 事情の変更に伴い必要となる各種申請用紙等（危険物保安監督者選任・解任届出書等）</li> <li>・ 通知書</li> <li>・ 検査に必要な器具（巻尺、懐中電灯、カメラ等）</li> <li>・ その他必要な資料等</li> </ul> <p>2 事前の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入検査の相手方に対する<u>事前の通知の必要性</u>を検討する。</li> <li>・ 検討した結果、必要と認められる場合は通知する。</li> </ul>	<p><b>事前の通知の必要性</b></p> <p>法令上は事前の通知を必要としないが、当該施設の過去における事故の発生状況、法令の遵守状況等を勘案し、相手方の負担と火災予防上の必要性を比較して、事前に通知するかどうかを検討する。</p> <p><b>(必要と考えられる場合)</b></p> <p>立入検査を実施するにあたり、次の場合など、できる限り事前の通知を実施し、相手方と日程調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既に把握している違反事実の改修指導で関係者と面談する必要があるとき。</li> <li>・ 危険物施設の現況に関する正確な情報の入手、検査実施時の安全確保等の観点から関係者の立会を求める必要があるとき。</li> </ul> <p><b>(不要と考えられる場合)</b></p> <p>過去の違反状況等を勘案し、事前に通知しては効果的な立入検査が実施できないおそれがある次の例の場合は、事前の通知を実施しない。ただし、事前の通知を行わない抜き打ち検査を繰り返して関係者の営業活動等を阻害することのないよう配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有空地等への物件存置や自動火災報知設備の音響装置停止など、事前に通知すると、一時的に</li> </ul>




検査手順	実施事項	解説等
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px; text-align: center;"> <b>3 危険物施設への立入</b> </div> <p>(1)立入検査の実施  (2)証票の提示  (3)立入を拒否等された場合の対応  (4)走行中の移動タンク貯蔵所の立入検査</p>	<p><b>3 危険物施設への立入</b>  <b>立入検査の対象</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱っている場所</li> <li>走行中の移動タンク貯蔵所</li> </ul> <p><b>(1) 立入検査の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原則として<u>日中又は営業時間内等</u>に行う。</li> </ul> <p><b>(2) 証票の提示</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>関係のある者から請求のあったときは<u>証票を提示</u>する。</li> </ul> <p><b>(3) 立入を拒否等された場合の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>立入を拒否等された場合</u>は、拒否等する理由を確認する。</li> <li>立入の必要性や目的について丁寧に説明するなど、相手方を説得する。</li> </ul>	<p>適正な状態に戻されることで、危険物施設の法令違反の実態が正確に把握できないおそれのあるとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法令違反があることの通報を受けて立入検査を行うとき。</li> <li>事前の通知を行う相手方の特定が困難なとき。</li> </ul> <p><b>日中又は営業時間内等</b></p> <p>第 16 条の 5 に基づき立入検査を実施する場合、特に時間的制限はない。しかしながら、相手方の負担と火災予防上の必要性を比較して、極力最少限度の関与となるよう、基本的に日中又は営業時間等に立入検査を行うことが望ましい。</p> <p><b>証票の提示</b></p> <p>証票は立入検査権を有する消防職員であることを示すものであり、証票の提示請求があった場合において、これを提示しないときは、正当な権限行使とみなされない。証票の提示は、その目的から 1 回の立入につき提示請求権を有する最初の請求者にすればよい。</p> <p><b>立入を拒否等された場合</b></p> <p>法第 16 条の 5 に規定する立入検査権は、罰則によってその実効性が担保されているが、相手方が拒否等した場合に、その抵抗を排除してまで行使することはできない。</p>

検査手順	実施事項	解説等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>説得しても拒否等された場合は、期日を改めて出向する。</li> <li><u>相手方からの暴行、脅迫などを受けた場合は、速やかに上司に連絡するなど適切に対応する。</u></li> </ul> <p>(4) 走行中の移動タンク貯蔵所の立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物の移送に伴う火災の防止のため特に必要があると認める場合には、<u>走行中の移動タンク貯蔵所を停止させ、立入検査等</u>を実施する。</li> </ul>	<p>拒否等する理由が次のような例に該当するときは、正当な理由と認められる場合があり、このような正当と認められる理由以外で拒否等するときは、告発により対応する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立入につき、関係のある者から証票の提示を求められているにもかかわらず、検査員が提示しないとき。</li> <li>業務多忙を理由に、相手方が立入検査の時期について具体的な変更を要請したうえで拒否するとき。</li> </ul> <p>拒否する原因の把握、立入検査を拒否等した者の確認等、可能な限りの資料収集を行うなど客観的情報の把握に努める。併せて、立入検査の要旨について行った検査員の説明内容を記録しておく。</p> <p><b>相手方から暴行、脅迫などを受けた場合</b></p> <p>速やかに上司に連絡をとるが、危害を加えられたときなど緊急の場合は、警察に通報するなど適切な措置を講じ、証拠の確保を図る。</p> <p><b>走行中の移動タンク貯蔵所の停止、立入検査等</b></p> <p>法第 16 条の 5 第 2 項の規定に基づき、消防吏員及び警察官に対し、走行中の移動タンク貯蔵所の停止命令権等が与えられている。両者は互いに密接な連絡をとるとともに、共同してその職務を行うことが必要である。</p> <p>移動タンク貯蔵所を停止させた場合には、危険物取扱者免状の提示を求めるとともに、本条第 1 項に基づく立入検査を実施することが適当である。また、違反が認められるときは、違反処理に移行する。</p>

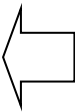
検査手順	実施事項	解説等
<div data-bbox="203 156 499 215" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>4 検査の実施</b> </div> <p>(1)検査実施前に行う打ち合わせの内容</p> <p>(2)業務への配慮</p> <p>(3)検査を拒否等された場合の対応</p> <p>(4)写真撮影等による違反状況の記録</p> <p>(5)質問に対する回答を拒否等された場合の対応</p> <p>(6)検査等により知り得た危険物施設の情報の取扱い</p> <p>(7)危険物関係法令以外の法令違反を発見した場合の対応</p> <p>(8)不適正な危険物の取扱い等を発見した場合の対応</p>	<p>4 検査の実施</p> <p>(1) 検査実施前に行う<u>打ち合わせ</u>の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>スケジュール等</u>の説明</li> <li>・ <u>立会</u>の依頼</li> <li>・ <u>事前準備において不明確であった事項等</u>の確認</li> <li>・ 営業許可証等から関係者に関する情報の確認</li> <li>・ 危険物施設の<u>実態の変化</u>についての確認</li> <li>・ その他必要な事項の確認</li> <li>・ 立入検査の<u>効率化への配慮</u>  ※事前通知なしの立入検査を行う場合は、打ち合わせを省略できる。</li> </ul>	<p><b>打ち合わせ</b></p> <p>検査を実施する前に、検査員と危険物施設の関係者等が集合して打ち合わせを行い、効率的に検査が進められるよう配慮する。</p> <p><b>スケジュール等</b></p> <p>事前に検討した検査項目及び検査経路に基づき、班編成や班ごとの実施場所などを説明する。</p> <p><b>立会</b></p> <p>検査の実効性を高めるためや、危険箇所への立入の際、安全確保等の観点から、原則として危険物保安監督者、危険物取扱者その他責任者等の立会を求める。また、設備の作動確認についても、原則として対象施設の関係者に行わせる。</p> <p><b>事前準備において不明確であった事項等</b></p> <p>過去の指摘事項の改修状況や改修後の管理状況、軽微な変更工事（変更許可を要しない変更工事）、定期点検の実施状況など、事前に把握しきれなかった事項について確認する。</p> <p><b>実態の変化</b></p> <p>人事異動などによる関係者や危険物保安監督者等の変更、当該危険物施設の位置、構造及び設備の変更、危険物の貯蔵・取扱方法の変更など危険物施設の実態に変化があったか確認し、必要に応じ検査項目を再検討する。</p> <p><b>効率化への配慮</b></p> <p>危険物施設の状況に応じ、検査項目の一部省略等、立入検査の効率化に配慮する。（P 6「効率的な検査要領等」参照）</p>

検査手順	実施事項	解説等
	<p>(2) <b>業務への配慮</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査等において、<b>みだりに</b>危険物施設の関係者等の業務を妨害しない。</li> </ul> <p>(3) <b>検査を拒否等された場合の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物施設の一部について<b>検査を拒否等された場合</b>は、拒否等する理由を確認する。</li> <li>検査の必要性や目的について丁寧に説明するなど、相手方を説得する。</li> <li>説得しても拒否等された場合は、期日を改めて出向する。</li> </ul> <p>(4) <b>写真撮影等による違反状況の記録</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>カメラの場合、相手方の同意を得た後、違反箇所を撮影する。</li> <li>カメラがない場合や相手方に撮影を拒否された場合は、図面を作成するなどして、違反状況を記録しておく。</li> </ul>	<p><b>みだりに</b></p> <p>「正当な理由なくして」という意味で、次のような場合が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特に緊急に確認する必要がないにもかかわらず、立会者に確認せずに作業中の従業員等に対して質問を繰り返し行う場合</li> <li>直接検査等に関係のない質問や行為を繰り返し行う場合</li> </ul> <p><b>検査を拒否等された場合</b></p> <p>立入のときと同様に、罰則によってその実効性が担保されているが、相手方の抵抗を排除してまで検査を行うことはできない。</p> <p>拒否等する理由が次のような例に該当するときは、立入検査実施の必要性と比較して、正当な理由と認められる場合があり、このような正当と認められる理由以外で拒否するときは、告発により対応する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査を拒否等しているのが危険物施設の一部で、企業秘密に関わる場所であると客観的に認められるとき</li> <li>検査を実施することで、適正な業務執行に影響を与えるとき</li> </ul> <p>検査を拒否する原因を把握し、立入検査の要旨について行った検査員の説明内容を記録しておく。</p> <p><b>写真撮影等による違反状況の記録</b></p> <p>写真は違反状況が客観的に明らかになるように撮影し、一の違反場所について違反の状態が具体的に判別できる写真と全体の中で当該違反場所の位置が判別できる写真とを撮影し、周囲と全体との関係を明らかにする。</p> <p>違反の場所が1回の撮影で写らない場合は、2枚以上の写真を貼り合わせる等配慮する。</p>

検査手順	実施事項	解説等
	<p>(5) 質問に対する<u>回答を拒否等された場合</u>の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>質問の必要性や目的について丁寧に説明するなど、回答してもらえように関係者を説得する。</li> </ul> <p>(6) 検査等により知り得た危険物施設の情報の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査等により知り得た危険物施設の情報は、<u>みだりに</u>他に漏らさない。</li> </ul>	<p>撮影位置、方向、撮影時刻等を写真撮影位置図に記録する。  物件等の寸法を表示する必要がある場合は、メジャー等を用いて写し込む</p> <p><b>回答を拒否等された場合</b></p> <p>法第 16 条の 5 に規定する質問権は、正当な理由なくして陳述しない者があっても、罰則で実効性を担保していないことに注意する必要がある。ただし、火災予防上必要がある場合は、資料提出命令権又は報告徴収権を活用することも検討する。</p> <p><b>みだりに</b></p> <p>「正当な理由なくして」という意味で、次の場合には「正当な理由がある」と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職務上必要な事項として、上司に検査結果を報告する場合</li> <li>通知書の内容について、他の公的機関から法令根拠に基づく照会※1を受け、それに回答する場合</li> <li>捜査機関に対し告発する場合</li> <li>情報公開請求があり、情報公開条例に基づき、妥当性を有するものとして公開する場合</li> </ul> <p>※1 照会</p> <p>弁護士会、捜査機関などから立入検査結果の通知書について、法律の規定（弁護士法第 23 条の 2、刑事訴訟法第 197 条第 2 項等）に基づく照会があった場合、消防機関は、照会内容に対し一般的には報告する必要があるが、通知書の内容がプライバシーの侵害や職務遂行上の支障が生ずる可能性のある場合はこの限りでない。</p>

検査手順	実施事項	解説等
	<p>(7) 危険物関係法令以外の法令違反を発見した場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物関係法令以外の消防法令違反を発見した場合は、法第4条の適用等により対応する。</li> <li>消防法令以外の法令の防火に関する規定に違反し、火災予防上重大な危険が認められる事案を発見した場合は、当該法令の所管行政庁へ通知し、是正促進を要請する。</li> </ul>	<p>したがって、これらの照会を受けたときは、その内容をよく確認し、事実調査を行うなどして回答の可否について判断し、回答する場合は、客観的事実のみを報告する。</p> <p>法令の規定に基づく照会等以外の場合でも、火災予防の目的の達成のために合理的な理由があるときに、消防法等の守秘義務によって確保しようとする法益との比較考量を行って、関係行政機関等の適切な相手方に対して必要な範囲で情報提供を行うことが可能であり、具体的には次の場合が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消防法令の適用に当たって他法令の適用関係を確認するために当該法令の所管行政庁に照会等を行う際に、当該確認に必要な範囲の情報を提供する場合</li> <li>検査等において消防法令以外の法令違反又はその疑いを発見し当該法令の所管行政庁に通報等を行う際に、当該通報等に必要な範囲の情報を提供する場合</li> </ul> <p>なお、検査等により知り得た危険物施設の情報に個人情報が含まれている場合の当該情報の取り扱いについては、各地方公共団体の個人情報保護に係る条例等の定めに従う必要がある。</p>


検査手順	実施事項	解説等
<pre> graph TD     Start[ ] --&gt; End1[検査終了]     End1 --&gt; D1{不備事項の有無}     D1 -- (あり) --&gt; B1[指導記録簿の作成]     D1 -- (なし) --&gt; B2[立入検査終了]     B1 -- (指導記録簿作成を参照) --&gt; B2     B2 --&gt; D2{火災発生危険等緊急性の有無}     D2 -- (あり) --&gt; E1([違反処理])     D2 -- (なし) --&gt; End2[ ]   </pre>	<p>(8) 不適正な危険物の取扱い等を発見した場合の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物取扱者や消防設備士が行った不適正な危険物の取扱い、消火設備等又は警報設備の工事・整備等の事実が確認できたときは、<u>適切な対応</u>を行う。</li> </ul> <p>(違反処理への移行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査により覚知した不備事項に<u>火災発生危険等の緊急性</u>が認められる場合は、違反処理へ移行する。</li> </ul>	<p><b>適切な対応</b></p> <p>「危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準の策定について」（平成3年12月19日付け消防危第119号）、「消防設備士免状の返納命令に関する運用について」（平成12年3月24日付け消防予第67号）などにより適切に処理する。</p> <p><b>火災発生危険等の緊急性</b></p> <p>「危険物が漏れ、飛散している」、「可燃性蒸気が滞留する場所で、火気を使用している」など火災発生危険が逼迫している場合には、改修（計画）報告書の提出を待つことなく、違反処理へ移行する。</p> <p>また、特に緊急性が高く、速やかに違反是正の指導を必要とする不備事項は、検査終了後でなく、その途中で違反処理へ移行する場合がある。</p>


検査手順	実施事項	解説等
<div data-bbox="203 172 277 284" style="text-align: right;">  </div> <div data-bbox="293 145 600 312" style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>5 資料提出命令 ・報告徴収・危 険物の収去</b></p> </div>	<p>5 資料提出命令・報告徴収・危険物の収去</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物施設の構造等の実態把握や違反事実の特定などに資料や報告を必要とする場合は、<u>資料提出命令又は報告徴収</u>を行う。</li> <li>・ 危険物又はその疑いのある物について、その品名、性状等を試験により確認する必要がある場合は、最少限度の数量の当該物品を収去する。</li> </ul>	<p><b>資料提出命令又は報告徴収</b></p> <p>法第 16 条の 5 の規定に基づく資料提出命令権及び報告徴収権は、危険物施設の実態把握若しくは、違反事実の解明・立証等火災予防上必要と認める場合、関係者の負担に考慮しつつ、市町村長等が主体となり、危険物施設の関係者に対し権限を行使する。</p> <p>なお、検査等において口頭などにより任意の資料提出又は報告を求めて、相手方がこれに応じた場合は、本権限の行使は必要ない。</p> <p><b>(資料提出命令で求める資料の例)</b></p> <p>火災予防上、危険物施設の実態を把握するために役立つ一切の文書図画のうち、資料としてすでに作成若しくは作成される予定のもの又は法令により資料の作成が義務づけられているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防法令上の各種申請書及び添付書類</li> <li>・ 危険物の確認試験結果報告書、危険物データベースへの登録確認書等</li> <li>・ その他危険物施設の実態を把握するために必要な書類</li> </ul> <p><b>(報告徴収で求める資料の例)</b></p> <p>火災予防上、危険物施設の実態を把握するために必要な全ての事項で、資料として現に存在していないものを求めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防側で把握していない危険物等の物質名、性状、使用量等を示すデータ（SDS、在庫管理票等）</li> <li>・ 未確認・変更部分の図面等</li> <li>・ 点検等により覚知された不具合箇所の改修状況</li> <li>・ その他危険物施設の実態を把握するために必要な事項</li> </ul>



検査手順	実施事項	解説等
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">6 検査結果の通知</div> <p>(1) 検査結果の通知 (2) 通知書の交付</p>	<p>6 検査結果の通知</p> <p>(1) 検査結果の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査の結果、判明した<u>危険物関係法令違反</u>及び<u>その他の事項</u>について、<u>通知</u>する。</li> </ul>	<p><b>(提出された資料の受領及び返還要領)</b></p> <p>資料提出命令により資料を提出させる際、関係者に所有権を放棄するか否かを記載した提出書に必要な資料等を添えて提出させ、放棄する場合は「受領した旨」、放棄しない場合は「保管する旨」を記載した用紙を関係者に交付する。</p> <p>資料を返還する場合は、提出の際交付した「保管する旨」を記載した用紙と引き換えとする。その際、関係者に返還を受けた旨の奥書若しくは受領書等、返還を証明するものを提出させる。</p> <p><b>収去</b></p> <p>収去しうる危険物は、危険物施設の設置又は変更の許可に係る品名の危険物には限らない。</p> <p>収去する危険物等は、試験のため必要な最少限度の数量に限られる。</p> <p><b>危険物関係法令違反</b></p> <p>危険物関係法令に違反しているかいないかは、危険物施設の設置、変更等の時期及びその経緯を把握し、さらに根拠法令等の施行時期及び適用除外の有無について把握できなければ正確に認定できないことがあるため、検査の結果について通知するときは、十分に確認する。</p> <p>※ 検査結果の通知（通知書）は法的には違反事項の是正を強制するものではなく、あくまでも行政指導に属するため、審査請求及び取消訴訟の対象にはならないが、法的に設置義務のない消防用設備等の設置を指導し、相手側が設置したり、名あて人を誤り、設置義務のない関係者に消防用設備等を設置させてしまったなど、関係者に損害を与えた場合は、国家賠償法第1条に基づく損害賠償の対象となる可能性がある。</p>

検査手順	実施事項	解説等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査結果の通知は、原則として、<u>文書（通知書）</u>で行う。</li> <li>指摘事項に消防法令以外の法令の防火に関する規定の違反が含まれている場合は、所管行政庁にも当該内容を文書で通知する。</li> </ul>	<p><b>その他の事項</b></p> <p>危険物関係以外の消防法令や他法令の防火に関する規定により不備となる事項や法令等に規定されていないが火災予防上望ましい状態を確保するために指摘する事項をいう。</p> <p><b>通知</b></p> <p>違反改修の履行義務者に対し通知する。また、通知しようとする内容に関して履行義務者が複数のときは、それぞれの義務者あて個別に通知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 14 年の消防法の改正内容（罰金額の引き上げ、消防法令違反で命令を受けた場合は標識が設置される等）を説明し、法令違反の自主的改善を促す。</li> <li>速やかに改めることが可能な不備事項は、同行する立会者に説明し、その場において改善させるなど積極的に火災予防の措置をとらせ、即時是正された場合でも必要に応じて通知する。</li> <li>指摘事項について十分確認できない場合は、必要な検討を尽くした後に通知する。</li> </ul> <p><b>文書（通知書）</b> <b>（作成上の注意事項）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>違反事実の発生箇所を明確にする。</li> <li>違反事実の根拠法令を明確にする。</li> <li>通知書の発信者名は、立入検査を実施した消防職員とする。</li> <li>重大な危険物関係法令違反が確認された場合、名あて人の特定は慎重に行い、必要に応じ、住民票の写し（個人の場合）や建物の登記事項証明書、法人の登記事項証明書等により確認する。 なお、名あて人については立入検査時の質問や資料の提出などにより自ら情報収集に努め、他に手段がない場合は、「危険物施設違反処理標準マニュアル②関係機関との協力（P 4）」に定める照会手続に基づいて把握する。</li> <li>検査を実施した箇所等を記載する。</li> </ul>

検査手順	実施事項	解説等
	<p>(2) 通知書の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通知書は、検査終了後にその場で交付する場合は、名あて人又は<u>名あて人と相当の関係のある者</u>に直接交付する。</li> </ul>	<p>※ 住民票、戸籍謄（抄）本の請求方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事前に区市町村役所の事務担当者に概要を電話連絡して手続を確認する。</li> <li>② 所定の申請用紙又は任意様式の申請書（依頼書）に、公用であること、謄本又は抄本の区別、対象者の氏名・住所（戸籍謄本の場合は本籍地とし、筆頭者が判明している場合は、その者の氏名を併記する。）、必要部数、郵送を希望する場合は送付先を明記し、申請する。</li> </ol> <p>※ 法人の登記事項証明書の請求</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事前に登記所のお事務担当者に概要を電話連絡して手続を確認する。</li> <li>② 所定の申請用紙又は任意様式の申請書（依頼書）に、公用であること、法人名、本店の所在、必要部数、手数料については「登記手数料令第 19 条により免除」であることを記載し、申請する。</li> </ol> <p>※ 建物の登記事項証明書の請求</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 登記所に行き、備えつけの公図又は索引簿で該当する建物の地番を確認する。</li> <li>② 事務担当者に公用で登記事項証明書の請求をしたい旨及びその理由を説明し、当該建物の家屋番号を確認する。</li> <li>③ 所定の申請用紙又は任意の申請書（依頼書）に公用であること、全部事項又は一部事項の区別、建物の所在、家屋番号、手数料については「登記手数料令第 19 条により免除」であることを記載し、申請する。</li> </ol> <p><b>名あて人と相当の関係のある者</b>  名あて人の従業者若しくは配偶者又は危険物保安監督者等がこれにあたる。</p>

検査手順	実施事項	解説等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>期日を改めて交付する場合は</u>、再度出向するか、名あて人又は名あて人と相当の関係のある者に出頭を求めて直接交付する。または、普通郵便により名あて人へ送付する。</li> </ul>	<p><b>交付</b></p> <p>違反内容やその改修の必要性等について関係者等の認識の程度に応じて、規制概要とその趣旨等について十分な説明を行う。</p> <p>改修意思等を確認するとともに、必要に応じて具体的な改修方法を示す。</p> <p>危険物施設違反処理標準マニュアルの違反処理基準に該当するおそれのある違反事実について通知する場合は、その後の告発等を視野に入れ、行政側の指導状況を証明するために、直接交付の場合は署名を求めると。しかし、相手方が署名を拒否した場合は、その旨を通知書の消防機関側控え等に記録しておく。</p> <p>危険物保安監督者等名あて人と相当の関係のある者に交付するときは、通知書の内容等の説明と不明な点について交付した消防職員に問い合わせる旨、関係者に伝えるように依頼すること。</p> <p><b>期日を改めて交付する場合</b></p> <p>期日を改めて交付する場合とは、次のような場合が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名あて人が遠隔地に居住しており、名あて人と相当の関係のある者が不在のとき。</li> <li>・ 名あて人及び名あて人と相当の関係のある者に通知書の受領を拒否されたとき。</li> <li>・ 指摘事項の確認のため検査直後に交付しなかったとき。</li> </ul> <p>郵送により通知書を交付する場合で、関係者の連絡先が判明しているときは電話により説明するように努める。</p> <p>危険物施設違反処理標準マニュアルの違反処理基準に該当するおそれのある違反事実を通知する場合で、相手方が通知書の受領を拒否している場合又は遠隔地に居住しており署名が求められない場合は、書留郵便（違反事実の内容に応じ、配達証明等）により送付する。</p>

検査手順	実施事項	解説等
<div data-bbox="159 156 609 209" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">7 改修(計画)報告の指導</div> <div style="text-align: center; margin-top: 100px;">↓</div> <div data-bbox="159 847 609 900" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">8 指導記録簿の作成</div> <div style="text-align: center; margin-top: 100px;">↓</div>	<p data-bbox="645 165 1043 193">7 改修（計画）報告の指導</p> <ul data-bbox="680 204 1357 485" style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として、文書により報告させる。</li> <li>・ 改修計画については文書により報告させる。</li> <li>・ 通知書の受領者が名あて人の場合、<u>改修（計画）報告書の作成要領</u>及び<u>期限内</u>に報告するよう指導する。</li> <li>・ 通知書の受領者が名あて人と相当の関係のある者の場合、上記と同様の事項を指導し、名あて人に伝えるように依頼する。</li> </ul> <p data-bbox="645 858 949 885">8 指導記録簿の作成</p> <ul data-bbox="680 896 1357 959" style="list-style-type: none"> <li>・ 立入検査した結果等を<u>指導記録簿</u>に記録する。</li> </ul>	<p data-bbox="1400 276 1839 303"><b>改修（計画）報告書の作成要領</b></p> <p data-bbox="1435 312 2145 375">原則として、違反改修の履行義務者に報告させる。</p> <p data-bbox="1435 384 2145 446">改修が完了したことを報告する場合は、改修した内容について記載させる。</p> <p data-bbox="1435 456 2145 560">今後、改修を行う予定であることを報告する場合は、実現可能な方法による改修計画を記載させるとともに、改修計画に関する図書等を添付させる。</p> <p data-bbox="1400 603 1464 630"><b>期限</b></p> <p data-bbox="1435 639 2145 775">概ね1週間～1ヶ月の報告期限を設定する。ただし、個々の事案により期限を延長する必要がある場合は、必要最低限の範囲で延長することができる。</p> <p data-bbox="1400 896 1554 924"><b>指導記録簿</b></p> <p data-bbox="1435 933 2145 1107">指導記録簿とは、立入検査の実施結果を記録する帳票などのことであり、立入検査で法令違反があった場合には、検査年月日から改修が完了するまでの是正指導等の経過についても記録し、危険物施設台帳、改修（計画）報告書等と一体として管理する。</p> <p data-bbox="1417 1117 1632 1144"><b>（記録事項の例）</b></p> <ul data-bbox="1435 1155 2145 1386" style="list-style-type: none"> <li>・ 立入検査年月日（違反を発見した日）</li> <li>・ 違反の内容</li> <li>・ 改修までに実施した指導及び関係者の対応</li> <li>・ 改修予定スケジュール並びに経過確認等の日時及びその状況</li> <li>・ その他必要事項</li> </ul>

検査手順	実施事項	解説等
<pre> graph TD     A{改修(計画)報告書の提出} -- "(期限内に提出)" --&gt; B{報告内容の不備の有無}     A -- "(期限内に未提出)" --&gt; C([違反処理])     B -- "(なし)" --&gt; D[ ]     B -- "(あり)" --&gt; E[9 報告内容の指導]     E --&gt; F{再提出の有無}     F -- "(あり)" --&gt; D     F -- "(なし)" -.-&gt; D     style D fill:none,stroke:none   </pre>	<p>(違反処理への移行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報告期限を過ぎて報告書が未提出の場合は、違反処理へ移行する。</li> </ul> <p>9 報告内容の指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>報告者が違反改修の履行義務者であるか確認し、異なる場合は履行義務者を報告者とする改修(計画)報告書の再提出を指導する。</li> <li><u>改修内容及び改修予定期日</u>を確認し、不備がある場合は、具体的な改修内容等について説明するなど、改修(計画)報告書の訂正又は再提出を指導する。</li> </ul> <p>・ 改修(計画)報告書を後日再提出する場合は、<u>期限内</u>に報告するよう指導する。</p>	<p><b>改修内容及び改修予定期日</b></p> <p>改修(計画)報告書に記載されている改修内容が法令基準に沿った適切なものか確認するとともに、改修予定期日が、社会通念上是正可能と認められる客観的な所要日数と火災予防上の必要性と比較して妥当であるか確認する。また、場合によっては、予定期日が何に基づいて算出されたものか、下記資料の提出を求めることも必要である。</p> <p>(求める資料の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改修の工程について具体的に判別できる資料</li> <li>既に工事業者等に改修を依頼している場合は、見積書や発注書等のコピー</li> <li>改修が長期間要する場合は、理由書や工程計画図等の資料</li> </ul> <p><b>期限</b></p> <p>相手方が改修(計画)報告書の訂正に要すると認められる期間とする</p>

検査手順	実施事項	解説等
<pre> graph TD     Start[ ] --&gt; Box[10 改修予定期日到来時の確認調査]     Start -.-&gt; Oval1([違反処理])     Box -- "(改修)" --&gt; Box2[改修完了]     Box -- "(未改修)" --&gt; Oval2([違反処理])   </pre>	<p>(違反処理への移行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改修（計画）報告書の内容に不備があるにもかかわらず指導に応じない場合は、違反処理へ移行する。</li> </ul> <p>10 改修予定期日到来時の確認調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>立入検査で指摘した不備事項について、改修（計画）報告書による改修が実施されたかを<u>確認</u>する。</li> </ul> <p>(違反処理への移行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改修（計画）報告書に記載されていた改修予定期日に改修が完了していない場合等は、違反処理へ移行する。</li> </ul>	<p>解説等</p> <p><b>確認</b></p> <p>改修期限前から適宜経過確認等を実施するなどして改修の促進を図り、改修期限の到来後に改修状況の確認のための立入検査を実施するが、改修完了の報告があった場合は、速やかに確認調査を実施する。</p> <p>なお、届出行為によって改善されたことを確認できるものについては、確認調査を必要としない。</p>





# 危険物施設違反処理標準マニュアル

(令和3年3月現在)

消防庁危険物保安室



# 危険物施設違反処理標準マニュアル

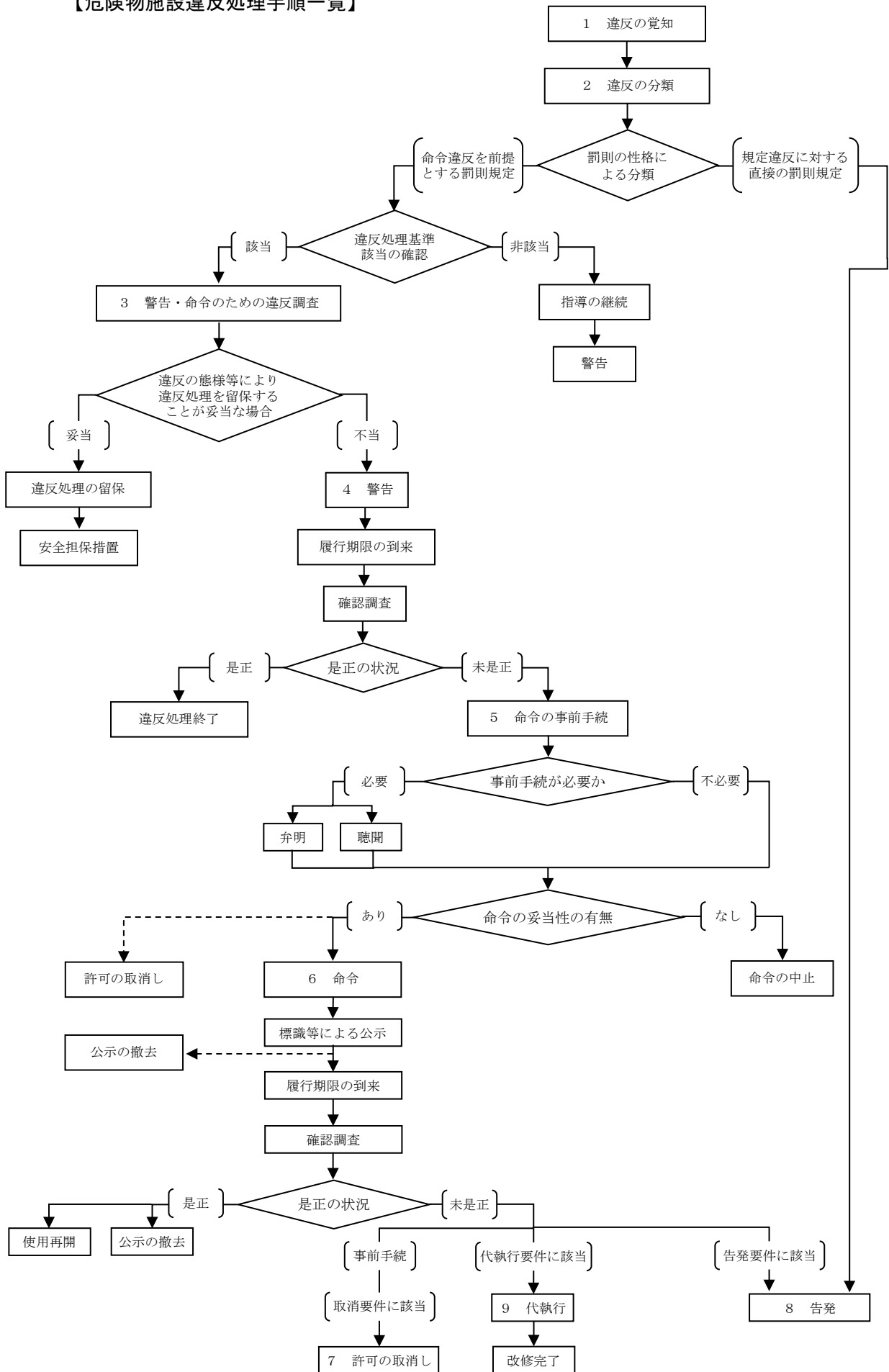
## 【 目次 】

<b>第1 違反処理要領</b>	
<b>1 違反の覚知</b> .....	<b>1</b>
(1) 立入検査による違反の覚知	
(2) 立入検査以外による違反の覚知	
<b>2 違反の分類</b> .....	<b>1</b>
(1) 罰則の性格による分類	
(2) 罰則の種別による分類	
(3) 違反処理基準による違反の分類	
<b>3 違反調査の実施</b> .....	<b>3</b>
(1) 調査内容	
(2) 違反調査の方法	
(3) 違反調査結果のまとめ	
(4) 違反処理の留保	
<b>4 警告書の交付</b> .....	<b>9</b>
(1) 警告の意義	
(2) 警告の要件の確認	
(3) 警告書の作成	
(4) 警告書の交付	
(5) 履行期限の到来	
(6) 確認調査	
<b>5 命令等の事前手続（聴聞・弁明の機会の付与）</b> .....	<b>13</b>
(1) 聴聞の事務手続	
(2) 弁明の機会の付与の事務手続	
(3) 命令等の中止	
<b>6 命令書の交付</b> .....	<b>17</b>
(1) 命令の意義	
(2) 命令書の作成	
(3) 命令の要件の確認	
(4) 命令書の交付	
(5) 命令を行ったときの標識等による公示	
(6) 公示の撤去	
(7) 履行期限の到来	
(8) 確認調査	
(9) 公示の撤去	
(10) 使用再開	
<b>7 許可の取消し</b> .....	<b>25</b>
(1) 許可の取消しの意義	
(2) 許可の取消しの要件	
(3) 事前手続	
(4) 許可取消書の作成	
(5) 許可取消書の交付	

<b>8 告発</b> .....	<b>26</b>
(1) 告発の検討	
(2) 告発のための違反調査	
(3) 捜査機関との協議	
(4) 告発書の作成	
(5) 告発書の提出	
<b>9 代執行</b> .....	<b>39</b>
(1) 代執行の可否の確認	
(2) 代執行の要否の検討	
(3) 代執行の主体	
(4) 事前準備	
(5) 戒告	
(6) 代執行令書による通知	
(7) 代執行の実行	
(8) 費用徴収	
<b>第2 違反処理基準</b> .....	<b>43</b>

凡例：法・・・消防法、令・・・危険物の規制に関する政令、則・・・危険物の規制に関する規則  
「危険物施設」・・・指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いを行っていると思われるすべての場所。  
法第16条の5に定める「貯蔵所等」と同義。  
「防火対象物立入検査標準マニュアル」・・・平成26年3月4日付け消防予第55号  
消防庁予防課長通知による立入検査標準マニュアル  
「防火対象物違反処理標準マニュアル」・・・平成26年3月4日付け消防予第55号  
消防庁予防課長通知による違反処理標準マニュアル

【危険物施設違反処理手順一覧】

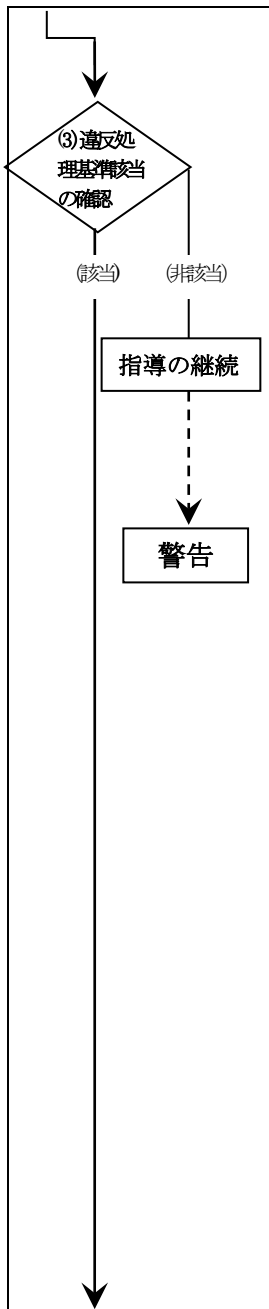


## 第1 違反処理要領

違反処理要領は、違反処理を迅速かつ的確に行うために、その処理手順、処理事項、及びその解説等で構成されている。

- ・「処理手順」は、違反処理の流れをフローチャートとして示したものである。
- ・「処理事項」は、処理手順に従って行う具体的な処理の内容を示したものである。
- ・「解説等」は、違反処理にあたっての留意点や法令の解釈等について記述したものである。

処理手順	処理事項	解説等
<p>1 違反の覚知</p> <p>(1)立入検査による違反の覚知 (2)立入検査以外による違反の覚知</p> <p>2 違反の分類</p> <p>(1)罰則の性格による分類</p> <p>(命令違反を前提とする罰則規定) (規定違反に対する直接の罰則規定) (告発へ)</p>	<p>1 違反の覚知</p> <p>(1) 立入検査による違反の覚知 通常は、立入検査により違反を覚知する。</p> <p>(2) 立入検査以外による違反の覚知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入検査以外の検査（完成検査、保安検査等）、火災調査又は住民等からの情報提供等により違反を覚知した場合、原則として<b>法第16条の5に基づく立入検査</b>を実施して、その事実を確認する。</li> </ul> <p>2 違反の分類</p> <p>(1) <b>罰則の性格による分類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 命令違反を前提とする罰則規定（命令要件一覧（P17）参照）</li> <li>・ 規定違反に対する直接の罰則規定（消防法罰則規定一覧（危険物施設）（P32）参照）</li> </ul> <p>(2) <b>罰則の種別による分類</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刑罰（懲役、禁錮、罰金及び拘留）</li> </ul>	<p><b>法第16条の5に基づく立入検査</b></p> <p>本条の趣旨、法第4条に基づく立入検査との関係等については、危険物施設立入検査標準マニュアル、1、(1)（P4）参照。</p> <p><b>罰則の性格による分類</b></p> <p>命令違反を前提とする罰則規定に係る違反については、原則として違反処理基準に基づいて警告・命令を発動し、規定違反に対する直接の罰則規定に係る違反については、罰則の適用を促すための措置（告発）を実施することとなる。</p> <p><b>罰則の種別による分類</b></p> <p>刑法上に定めのある刑罰（懲役、禁錮、罰金、拘留など）を罰則とする違反については、刑事訴訟法の適用を受けるため、告発をもって対応する。</p>



### (3) 違反処理基準による違反の分類

- 違反処理基準 (P43) の適用要件に該当しているかの確認。
- 該当した場合は、違反対象物台帳等を作成し、違反是正されるまで管理を行う。
- 非該当の場合は、指導を継続する。必要に応じて、警告を行うこともできる。

#### 違反処理基準 (P43)

違反処理基準とは、警告、命令への移行基準及び時期の判断を示したもの。違反処理は、原則として、違反処理基準の定めるところにより処理する。ただし、違反事項が火災の予防上猶予できないと認められる場合又は特異な違反事案の処理に係る場合は、違反処理基準に定める措置順序によらないことができる。

#### 違反対象物台帳等

違反処理基準に該当する事案については、違反対象物台帳あるいは違反処理経過簿等の管理簿を作成し、違反処理への移行時期、改修計画の提出の有無・予定期日、違反処理を留保している場合の留保期限、上位措置への移行等の業務管理を行う。

これは、違反処理の進捗状況の確認や指導の停滞の解消、全体業務目標の策定やその達成度の評価等、違反処理事務全体を管理する者が適切な業務管理を行うためにも重要なものである。

これにより、たとえ消防側の担当者が人事異動等で変更となった場合でも一貫した業務管理を行うことができる。

違反対象物台帳等は、警告・命令等違反処理の名宛人となる管理権原者ごとに作成し、危険物施設別にまとめると管理がしやすい。


また、指導記録簿（危険物施設立入検査標準マニュアル、8（P21）参照）は、一体的に管理することが望ましい。


#### 指導


指導の具体例としては、立入検査結果の通知書における違反事項の指摘、改修（計画）報告の指導などがある。（危険物施設立入検査標準マニュアル、7（P21）参照）

<p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p><b>3 警告・命令のための違反調査</b></p> </div> <p style="text-align: center;">(1)調査内容</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p><b>3 違反調査の実施</b></p> <p>(1) <b>調査内容</b></p>	<p><b>違反調査</b></p> <p>違反調査の目的は、違反事実、違反者の氏名、違反発生場所、違反施設の位置、構造及び設備、危険物の貯蔵及び取扱い、違反内容、適用法条などについて確認し、違反の全容を解明し、違反事実を特定することである。</p> <p>違反調査には、法第 16 条の 5 に定める立入検査権、資料提出命令権、報告徴収権、危険物収去権及び立入検査権に基づく質問・検査による場合と、法第 35 条の 13 に定める照会による場合などがある。</p> <p>違反調査については立入検査により違反を覚知・確認した後、改修指導への対応状況に応じて期日を改めて実施する場合や、火災発生危険など緊急性が高いため立入検査からそのまま移行して実施するなど、種々のケースが考えられる。</p> <p><b>調査内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違反調査内容は、命令処分を早急に行う場合、行政指導である警告を行う場合、あるいは、告発を行う場合などの違反処理区分及び違反事実の実態に応じて決定する。</li> <li>・ 警告、命令の場合の調査は、実況見分調査等により、違反の事実を特定することで足りる。</li> <li>・ 告発の場合、構成要件該当性、違法性、有責性について特定することが必要である。</li> <li>・ その他違反調査の基本的留意事項</li> </ul> <p>① 適正手続</p> <p>調査行為が憲法の保障する基本的人権に抵触することがあってはならず、また、違反処理は相手方に一定の義務を課すものであり、事案によっては、相手方の義務違反を捜査機関に告発し、訴追を求めるものであるから、その前提として行う違反の調査も適正な手続に従ってなされることが必要である。</p>
--	--	--



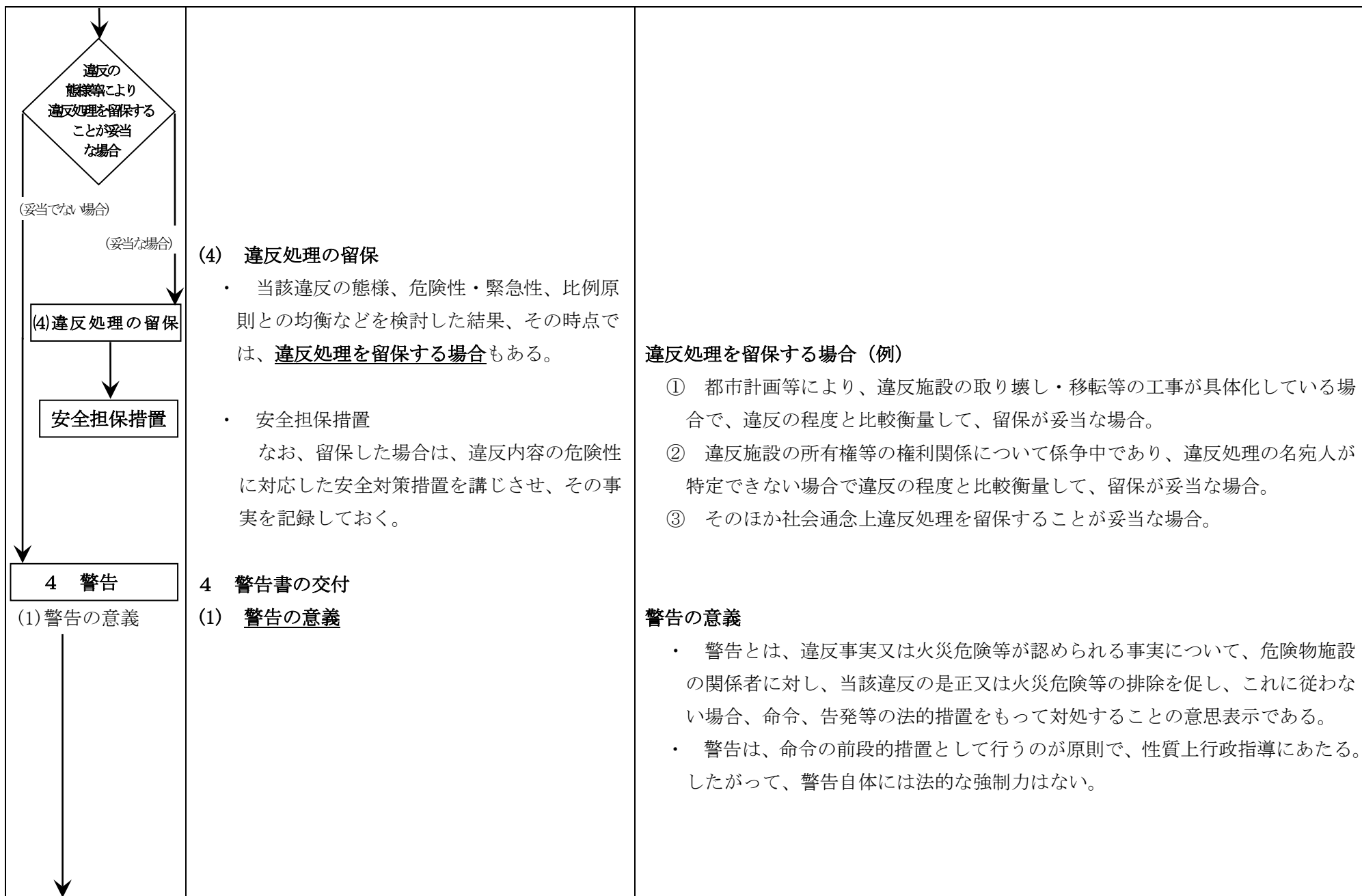
		<p>② 関係機関との協力</p> <p>法第 35 条の 13 に基づき、照会、協力を受けた官公署には、一般的にはこれに応答し、又は協力することとなるが、照会については、消防機関自らが照会内容の把握に努め、他の手段がない場合に他の関係官公署の事務の支障のないように配慮しつつ行うものとする。また、照会手続については、下記の基準に留意するとともに、具体的な手続について事前に関係官公署と十分に協議を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照会する時間は、関係官公署の執務時間内とすること</li> <li>・ 照会書を関係官公署の窓口を持参し、又は郵送すること</li> <li>・ 照会書に照会担当者名及び連絡先を明記すること</li> <li>・ 郵送による回答を求める場合など回答に費用を要する場合、その費用を負担すること</li> <li>・ 回答書の管理を徹底するなど個人情報の保護に留意すること</li> <li>・ 照会書の照会者名義の職印の押印及び文書番号の記載等偽造防止の措置を講ずること</li> </ul> <p>ア 照会を求める内容</p> <p>消防機関において照会することが考えられる事項の例は、次のようなものがある。</p> <p>違反処理の名宛人の特定のため</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都道府県及び市町村税事務所の保有する事業税に関する事業主</li> <li>・ 市町村役所の保有する外国人登録に関する情報の有無</li> <li>・ 裁判所の保有する破産管財人</li> <li>・ 特定行政庁の保有する建築物の関係者</li> <li>・ 高圧ガス保安法、火薬類取締法、毒物劇物取締法、揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）等を所管する関係行政庁の保有する事業者等</li> </ul>
---	--	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 命令要件の特定</li> <li>① <b>違反者</b></li> <li>② 違反発生日時</li> <li>③ 違反発生場所</li> <li>④ 違反内容</li> <li>⑤ その他命令要件の特定に必要な事項（命令要件一覧（P17）参照）</li> </ul>	<p>イ 協力を求める内容</p> <p>立入検査や違反是正の効果を高めるために、関係官公署との間で、立入の日程調整（例：法律に基づく又は任意の立入を合同で実施するための日程調整）や現場での協力（例：危険物施設の関係者の特定、違反是正指導方針についての相談）を行うことなども考えられる。</p> <p>なお、合同で立入検査を実施する場合には、消防法令の範囲内での業務執行を実施すること及び相互の共助によって得た他官公署からの情報については、その管理に留意すること（警察との協力については、エを参照のこと。）。</p> <p>ウ 照会、協力要請の効果</p> <p>照会や協力要請を受けた者は、一般的にはこれに応答し、又は協力することとなるが、これらには強制力はなく、照会や協力要請を受けた者は、照会内容に職務上守秘義務があるとき、又は、職務執行に支障のあるときは、報告義務が免除されるほか、職務命令に反して照会や協力要請に応える義務はないものである。</p> <p>エ 警察との協力について</p> <p>警察との協力については、法第 35 条の 13 の「特別の定め」には、消防組織法第 42 条第 1 項の規定が含まれるものであり、消防と警察とは、同項の規定に基づく相互的な協力関係にある。</p> <p>また、法第 16 条の 5 第 2 項の規定に基づき走行中の移動タンク貯蔵所に関する立入検査等を行う場合は、消防と警察は互いに密接な連絡を取る必要がある。</p> <p><b>違反者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違反者の氏名、本籍、住所、商号、本店所在地等は、必要により住民票、戸籍謄（抄）本、建物の登記事項証明書、法人の登記事項証明書で確認する。</li> </ul>
---	--	---

<p>(2)違反調査の方法</p> 	<p>(2) 違反調査の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>実況見分</u></li> </ul>	<p><b>実況見分</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実況見分調書の作成（防火対象物違反処理標準マニュアル、第4、3（P104）参照）</li> </ul> <p>① 実況見分</p> <p>ア 実況見分とは、違反事実の確認及び証拠保全のため、違反現場に出向し、直接、違反の状態や物の存在を現認し、調査することをいう。</p> <p>イ 実況見分の経過及び確認した結果を文書として記載したものが、実況見分調書である。</p> <p>ウ 実況見分調書の作成は、違反事実の確認を明らかにする場合や違反にかかる証拠保全のために必要な場合行う。</p> <p>② 実況見分の事前準備</p> <p>ア 実況見分は、通常、見分者及び補助者で実施する。</p> <p>見分者は、実況見分全体を指揮するため、事前に違反事実について整理し、何に見分の重点をおいたらよいか明確にしておく。</p> <p>イ 補助者の任務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見取り図の作成</li> <li>・写真撮影</li> <li>・距離や寸法の測定</li> <li>・証拠資料の収集</li> </ul> <p>ウ 主な使用器材</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カメラ ・筆記用具 ・画板 ・方眼紙 ・メモ用紙 ・メジャー</li> <li>・方位磁石 ・時計 ・懐中電灯</li> </ul> <p>③ 実況見分実施時の留意事項</p> <p>ア 実況見分は法第16条の5に規定する立入検査権などにに基づき行うものとする。</p> <p>イ 見分者は、現場を客観的に見分し、自己の先入観や過去の経験にとらわれ</p>
--	--	--



<p style="text-align: center;">↓</p> <p>(3)違反調査結果の まとめ</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p><b>(3) 違反調査結果のまとめ</b></p> <p>違反処理担当者が、当該違反の覚知から報告時までの調査結果をまとめ、全体像を把握し、警告・命令等の一次措置の検討のため、「<b>違反調査報告書</b>」により署長等へ報告する。</p> <p>改修（計画）報告書の提出を待つて措置することが適当でない事案、火災危険・人命危険があり緊急を要する事案については、調査結果を口頭で報告する。</p>	<p>② 所定の申請用紙又は任意様式の申請書（依頼書）に、公用であること、法人名、本店の所在地、必要部数、手数料については「登記手数料令第19条により免除」であることを記載し、申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建物の登記事項証明書の請求</li> </ul> <p>① 登記所に行き、備えつけの公図又は索引簿で該当する建物の地番を確認する。</p> <p>② 事務担当者に公用で登記事項証明書の請求をしたい旨及びその理由を説明し、当該建物の家屋番号を確認する。</p> <p>③ 所定の申請用紙又は任意様式の申請書（依頼書）に、公用であること、全部事項又は一部事項の区別、建物の所在、家屋番号、手数料については「登記手数料令第19条により免除」であることを記載し、申請する。</p> <p><b>違反調査報告書</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違反調査報告書は次のような目的のために作成されるものである。</li> </ul> <p>① 内部的報告資料</p> <p>② 命令に対する審査請求や行政訴訟又は民事訴訟となった場合の資料</p> <p>③ 告発の立証資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 違反調査報告書の作成（防火対象物違反処理標準マニュアル、第4、6（P107）参照）</li> </ul>
---	---	--



#### (4) 違反処理の留保

- ・ 当該違反の態様、危険性・緊急性、比例原則との均衡などを検討した結果、その時点では、違反処理を留保する場合もある。
- ・ 安全担保措置  
 なお、留保した場合は、違反内容の危険性に対応した安全対策措置を講じさせ、その事実を記録しておく。

#### 4 警告書の交付

##### (1) 警告の意義


#### 違反処理を留保する場合（例）

- ① 都市計画等により、違反施設の取り壊し・移転等の工事が具体化している場合で、違反の程度と比較衡量して、留保が適切な場合。
- ② 違反施設の所有権等の権利関係について係争中であり、違反処理の名宛人が特定できない場合で違反の程度と比較衡量して、留保が適切な場合。
- ③ そのほか社会通念上違反処理を留保することが適切な場合。

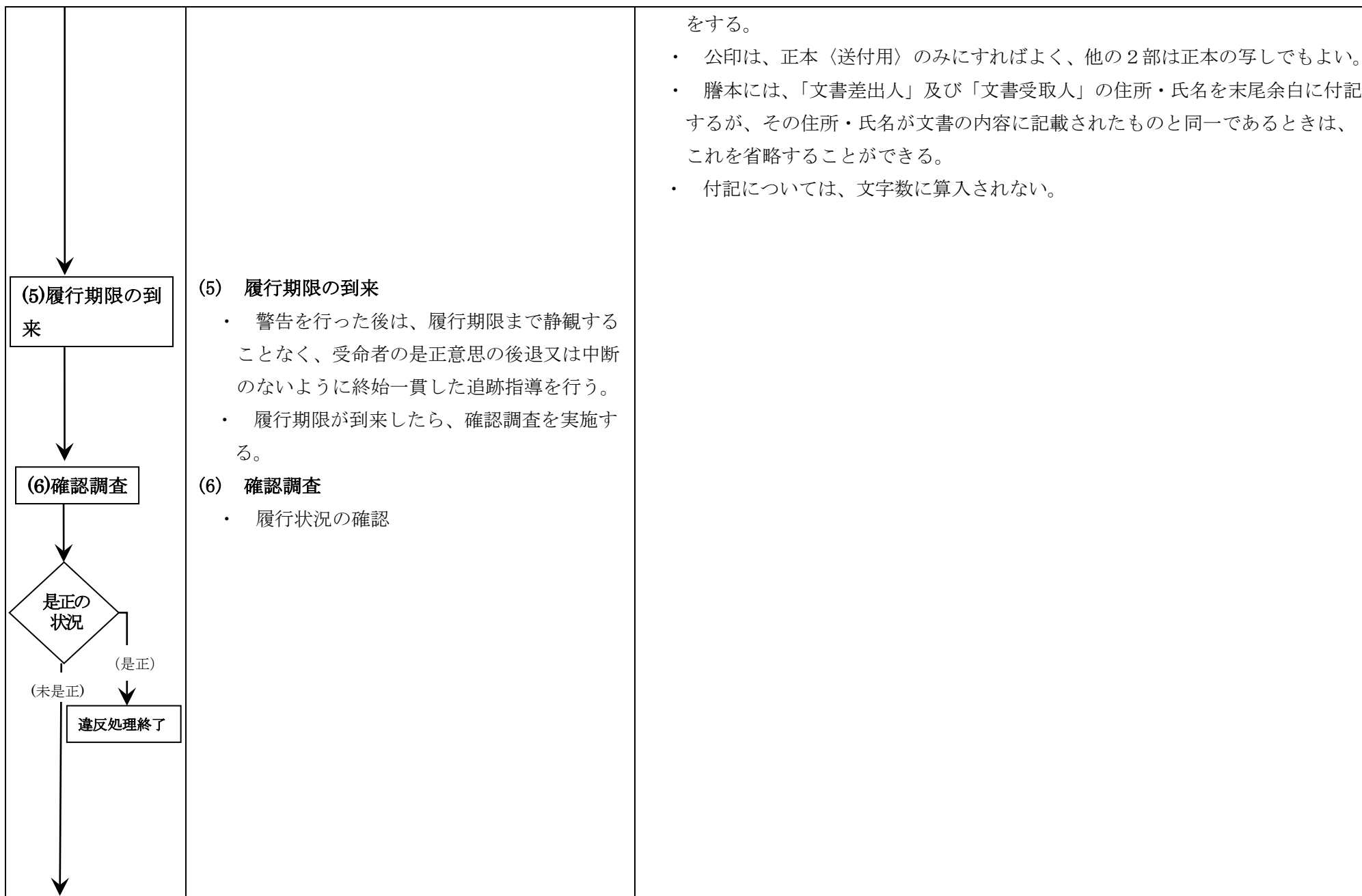
#### 警告の意義

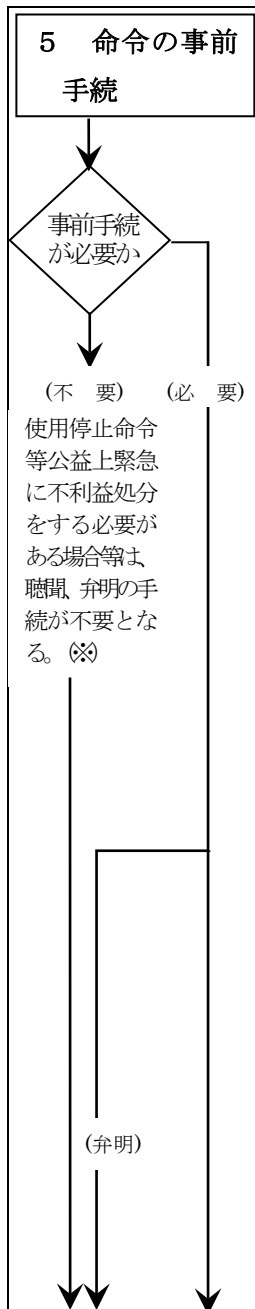
- ・ 警告とは、違反事実又は火災危険等が認められる事実について、危険物施設の関係者に対し、当該違反の是正又は火災危険等の排除を促し、これに従わない場合、命令、告発等の法的措置をもって対処することの意思表示である。
- ・ 警告は、命令の前段的措置として行うのが原則で、性質上行政指導にあたる。したがって、警告自体には法的な強制力はない。

<p>(2) 警告の要件の確認</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(3) 警告書の作成</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p><b>(2) 警告の要件の確認</b></p> <p><b>(3) 警告書の作成</b> 次の事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>警告の主体</b></li> <li>・ <b>警告の客体</b></li> <li>・ <b>警告内容</b></li> <li>・ <b>履行期限</b></li> </ul>	<p><b>警告の要件の確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警告の要件は、警告が命令の前段措置として行われるものであるため、命令要件と一致する。(命令要件一覧 (P17) 参照)</li> </ul> <p><b>警告書の作成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警告書の作成 (防火対象物違反処理標準マニュアル、第4、7 (P108) 参照)</li> </ul> <p><b>警告の主体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警告は、行政指導としての事実行為であるから、警告の主体には限定がないが、行政上の実効を期する意味から、命令の主体である市町村長等が行うのが適当である。</li> </ul> <p><b>警告の客体</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警告は、当該警告事項について履行義務のある者を名宛人とする。 また、警告しようとする内容に関して履行義務者が複数のときは、それぞれの義務者宛て個別に警告する。</li> </ul> <p><b>警告内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実現不可能であったり、不明確であったりしてはならない。</li> </ul> <p><b>履行期限</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警告の履行期限は、個々の違反事項について通常 (社会通念上) 是正可能と認められる客観的所要日数と公益上 (火災予防上) の必要性との衡量において妥当と認められるものでなくてはならない。 なお、履行期限の具体例については、違反処理基準 (P43) 参照。</li> </ul>
---	---	--

<p>(4) 警告書の交付</p> 	<p>(4) 警告書の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名宛人に直接交付し、受領書を求める。</li> <li>・ 名宛人に直接交付できない場合は下記のいずれかの方法による。</li> </ul> <p>① 名宛人の住所、居所、営業所又は事務所等において名宛人が不在の場合は、名宛人と相当の関係のある者（名宛人の従業者若しくは配偶者又は危険物保安監督者等）が警告書の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に警告書を交付することができる。この場合、交付した者に受領書を求める。</p> <p>② 直接交付ができない場合で、名宛人に異議がないときは、就業場所にその書類を置いておくことでかえることができる。この場合、後日、名宛人から受領書を求める。</p> <p>③ 配達証明郵便（必要に応じて<u>配達証明付き内容証明郵便</u>）により送達する。</p>	<p><b>配達証明付き内容証明郵便</b></p> <p>配達証明は郵便物が配達された事実を証明し、内容証明は郵便物の内容とそれが差し出されたことを証明する。内容証明は、文書に確定日付を与える効力があることから法律的に重要な意思表示をする場合の文書に利用される。</p> <p>不利益処分を前提とした警告等の違反処理に関する文書を発送する場合は、配達証明と内容証明を併用する。</p> <p>内容証明の作成要領は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3部（郵便局保管用謄本、送付用文書、差出人保管用謄本）作成する。</li> <li>・ 用紙の大きさに規定はなく、罫線やマス目が引かれている必要もない。</li> <li>・ 用紙1枚あたりの文字数には制限があり、20文字×26行以内とする。</li> <li>・ 横書きで作成する場合は、13文字×40行以内又は26文字×20行以内とする。</li> <li>・ 用紙が2枚以上になる場合には、1冊に綴じその綴じ目に契印（3部すべて）</li> </ul>
--	---	--







**5 命令等の事前手続（聴聞・弁明の機会の付与）**

**聴聞・弁明の機会の付与**

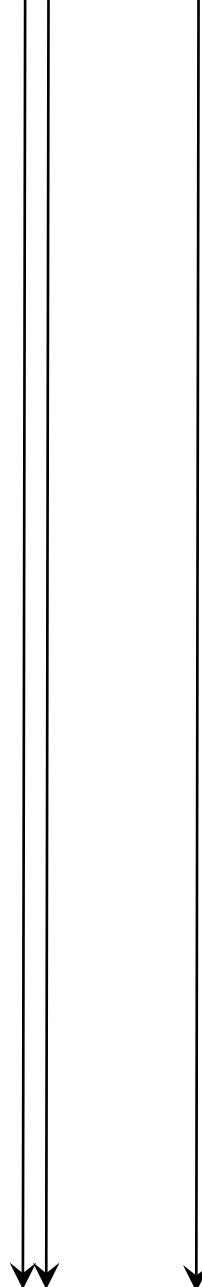
行政庁が法令に基づき、特定の者を名宛人として義務を課したり、権利を制限する不利益処分を行う場合には、行政手続法の適用を受け、処分を受ける者に対して聴聞又は弁明の機会を与え、この手続を経た後でなければ処分を行うことはできない。

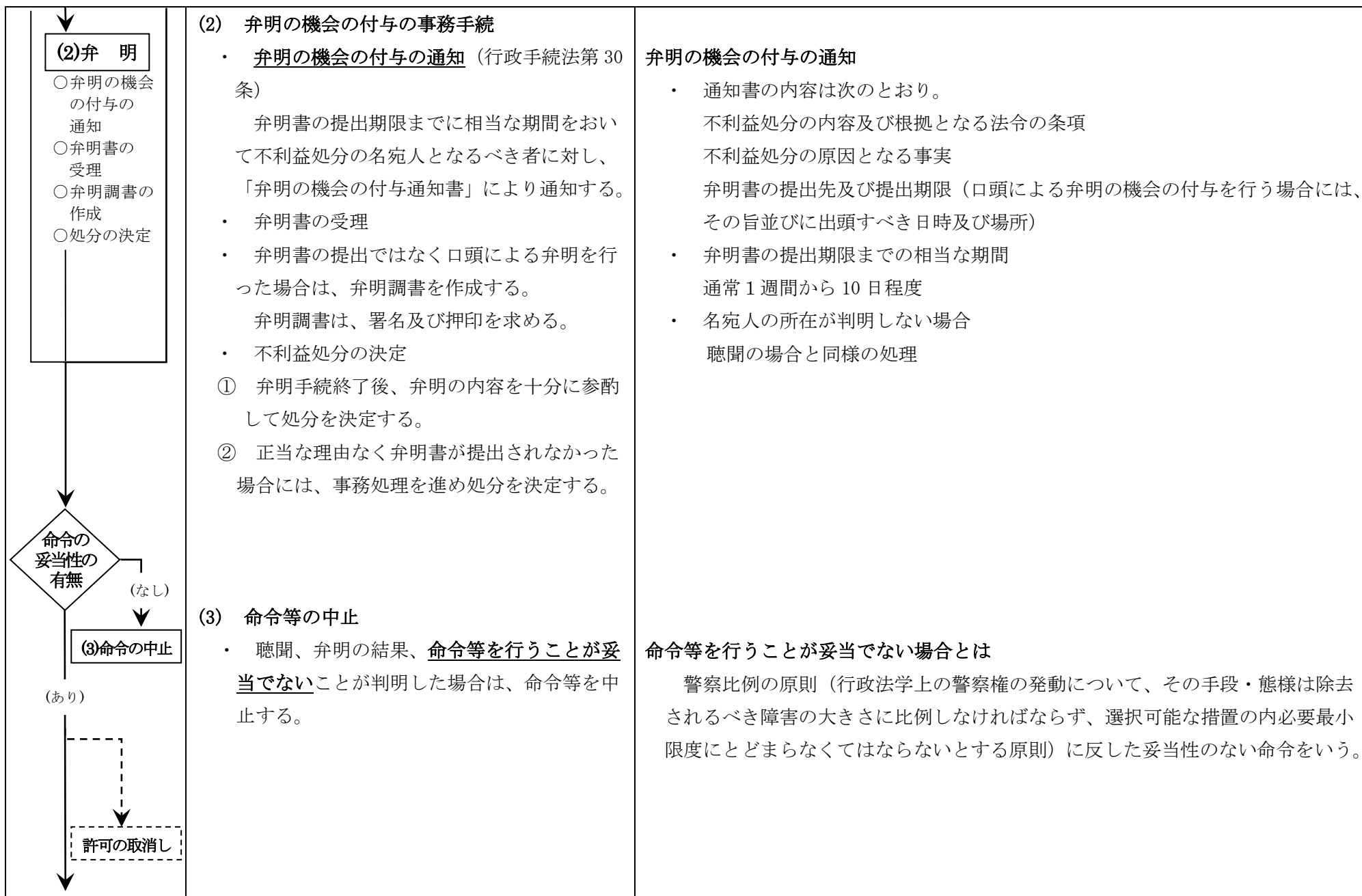
命令は不利益処分に該当するが、行政手続法第13条第2項に掲げる場合には、不利益処分の内容により、聴聞・弁明の機会を要しないとする規定があり、違反是正の措置の中で行われる不利益処分の多くはこれに該当する。

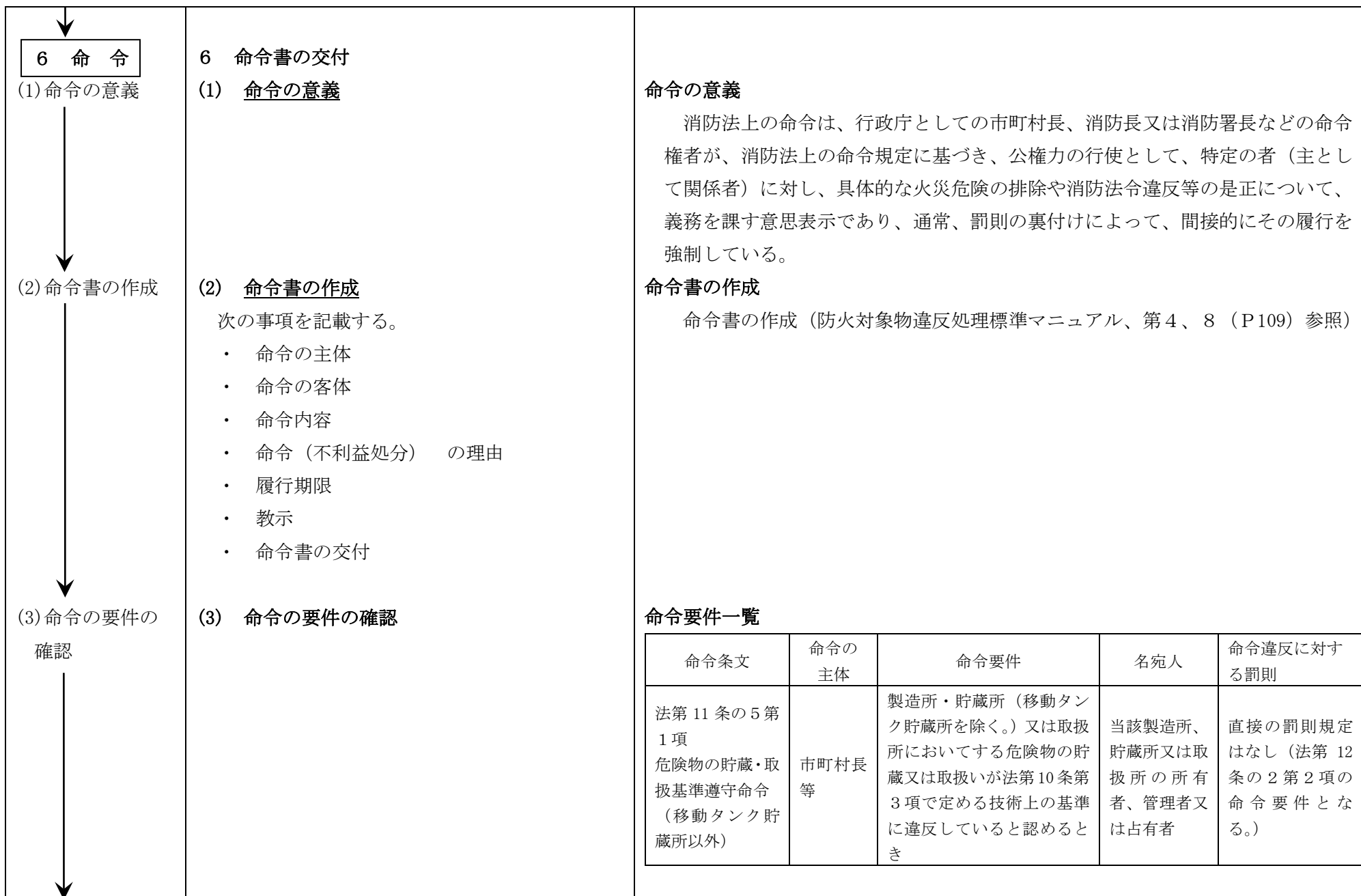
**※ 命令の事前手続が不要な場合（行政手続法第13条第2項）**

- ① 公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、意見陳述のための手続（聴聞・弁明の機会の付与）を執ることができないとき。
- ② 法令上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。
- ③ 施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が法令において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。
- ④ 納付すべき金銭の額を確定し、一定の額の金銭の納付を命じ、又は金銭の給付決定の取消しその他の金銭の給付を制限する不利益処分をしようとするとき。
- ⑤ 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして、行政手続法施行令第2条第1項に定められている次の処分をしよう

<div style="text-align: center;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: 60px;">(1)聴聞</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○聴聞主宰者の指定</li> <li>○聴聞開催の通知</li> <li>○当事者に対する対応</li> <li>○聴聞の実施</li> <li>○聴聞調書の作成</li> <li>○報告書の作成</li> <li>○処分決定</li> </ul> <div style="text-align: center;">↓</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>聴聞</b>の機会が付与される不利益処分（行政手続法第13条第1項第1号） 法第12条の2第1項、第13条の2第5項、第13条の24に基づく許可、資格の取消し。</li> <li>• <b>弁明</b>の機会が付与される不利益処分（行政手続法第13条第1項第2号） 法第12条の2第1項及び第2項、第14条の2第3項に基づく命令。ただし、行政手続法第13条第2項第1号の規定により適用除外となり弁明手続が実施されないことがある。</li> </ul> <p>(1) <b>聴聞の事務手続</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 聴聞主宰者の指定（行政手続法第19条） 聴聞は、行政庁が指名する職員が主宰する。</li> <li>• <b>聴聞開催の通知</b>（行政手続法第15条） 聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、「聴聞通知書」により通知する。</li> </ul>	<p>とするとき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 法令の規程により交付した証明書類（旅券、運転免許証、国民健康保険証等）の記載事項を訂正するためにその提出を命じる処分及び訂正に代えて新たな証明書類を交付するために既に交付した証明書類の返納を命じる処分</li> <li>• 法令の規程に従い、届出に際して提出が義務付けられている書類が法令に定められた要件に適合することとなるように訂正する処分</li> </ul> <p><b>聴聞</b></p> <p>聴聞は、不利益処分を受ける者に、口頭による意見陳述や質問の機会などを与え、処分を受ける者と行政庁側のやりとりを経て、事実判断を行う手続である。</p> <p><b>弁明</b></p> <p>弁明は、不利益処分を受ける者に、原則として書面による意見陳述の機会を与え、処分についての判断を行う手続である（行政庁が認めた場合は口頭で行うこともできる。）。</p> <p><b>聴聞開催の通知</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 通知内容は次のとおり。 不利益処分の内容及び根拠となる法令の条項 不利益処分の原因となる事実</li> </ul>
--	--	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事者に対する対応（行政手続法第 16, 17, 18, 20, 21 条） 当事者の権利である、陳述書、証拠書類等の提出、証拠資料の閲覧、代理人・参加人申請等に対する速やかな対応を行う。</li> <li>・ 聴聞の実施（行政手続法第 20, 22, 23, 25 条） 当事者が正当な理由なく欠席した場合は、聴聞を行ったものとして処理できる。</li> <li>・ <b>聴聞調書の作成</b>（行政手続法第 24 条）</li> <li>・ <b>報告書の作成</b>（行政手続法第 24 条）</li> <li>・ 処分の決定（行政手続法第 26 条） 行政庁は、聴聞調書の内容と報告書に記載された主宰者の意見を十分参酌した上、処分を決定する。</li> </ul>	<p>聴聞の期日及び場所 聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教示しなければならない事項</li> </ul> <p>① 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、証拠書類等を提出し又は、聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができること。</p> <p>② 聴聞が終結するまでの間、当該不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 名宛人の所在が判明しない場合 行政手続法第 15 条第 3 項の規定に基づき、公示送達の方法により行い、公示場所は消防署等とし、掲示開始から 2 週間を経過した時点で通知が到達したものとみなす。</li> </ul> <p><b>聴聞調書の作成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 聴聞調書は聴聞主宰者が作成する。</li> <li>・ 聴聞調書は聴聞の審理の経過を記載した調書であり、不利益処分の原因となる事実に対する当事者及び参加人の陳述の要旨を明らかにしておく。</li> <li>・ 当事者等から提出された証拠書類等を添付する。</li> </ul> <p><b>報告書の作成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告書は聴聞主宰者が作成する。</li> <li>・ 不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見を記載する。</li> <li>・ 聴聞調書とともに行政庁に提出する。</li> </ul>
--	--	---





**6 命令**

(1) 命令の意義

(2) 命令書の作成

(3) 命令の要件の確認

**6 命令書の交付**

(1) 命令の意義

(2) 命令書の作成

次の事項を記載する。

- ・ 命令の主体
- ・ 命令の客体
- ・ 命令内容
- ・ 命令（不利益処分）の理由
- ・ 履行期限
- ・ 教示
- ・ 命令書の交付

(3) 命令の要件の確認

**命令の意義**

消防法上の命令は、行政庁としての市町村長、消防長又は消防署長などの命令権者が、消防法上の命令規定に基づき、公権力の行使として、特定の者（主として関係者）に対し、具体的な火災危険の排除や消防法令違反等の是正について、義務を課す意思表示であり、通常、罰則の裏付けによって、間接的にその履行を強制している。

**命令書の作成**

命令書の作成（防火対象物違反処理標準マニュアル、第4、8（P109）参照）

**命令要件一覧**

命令条文	命令の主体	命令要件	名宛人	命令違反に対する罰則
法第11条の5第1項 危険物の貯蔵・取扱基準遵守命令 （移動タンク貯蔵所以外）	市町村長等	製造所・貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが法第10条第3項で定める技術上の基準に違反していると認めるとき	当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	直接の罰則規定はなし（法第12条の2第2項の命令要件となる。）

命令条文	命令の主体	命令要件	名宛人	命令違反に対する罰則
法第 11 条の 5 第 2 項 危険物の貯蔵・取扱基準遵守命令 (移動タンク貯蔵所に限る。)	市町村長	管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、危険物の貯蔵又は取扱いが法第 10 条第 3 項に定める技術上の基準に違反していると認められるとき	当該移動タンク貯蔵所の所有者、管理者又は占有者	直接の罰則規定はなし(法第 12 条の 2 第 2 項の命令要件となる。)
法第 12 条第 2 項 製造所等の位置、構造及び設備の基準適合命令	市町村長等	製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が法第 10 条第 4 項で定める技術上の基準に違反していると認めるとき	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者で権原を有する者	直接の罰則規定はなし(法第 12 条の 2 第 1 項の命令要件となる。)
法第 12 条の 2 第 1 項 製造所等の許可の取消し又は使用停止命令	市町村長等	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号に該当するとき 1 法第 11 条第 1 項後段の規定による許可を受けな いで、製造所、貯蔵所又 は取扱所の位置、構造又 は設備を変更したとき 2 法第 11 条第 5 項の規定 に違反して、製造所、貯 蔵所又は取扱所を使用し たとき 3 法第 12 条第 2 項の規定 による命令に違反したと き 4 法第 14 条の 3 第 1 項又 は第 2 項の規定に違反し たとき	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	6 月以下の懲役 又は 50 万円以下 の罰金(法第 42 条第 1 項第 3 号) (両罰:本条の罰 金第 45 条第 3 項)

命令条文	命令の主体	命令要件	名宛人	命令違反に対する罰則
法第 12 条の 2 第 2 項 製造所等の使用停止命令	市町村長等	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が次の各号に該当するとき 1 法第 11 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定による命令に違反したとき 2 法第 12 条の 7 第 1 項の規定に違反したとき 3 法第 13 条第 1 項の規定に違反したとき 4 法第 13 条の 24 の規定による命令に違反したとき	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（法第 42 条第 1 項第 3 号） （両罰：本条の罰金第 45 条第 3 項）
法第 12 条の 3 第 1 項 製造所等の緊急使用停止命令	市町村長等	公共の安全の維持又は災害の発生防止のため緊急の必要があると認めるとき	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（法第 42 条第 1 項第 3 号の 2） （両罰：本条の罰金第 45 条第 3 項）
法第 13 条の 2 第 5 項 危険物取扱者免状の返納命令	都道府県知事	危険物取扱者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反しているとき	危険物取扱者	30 万円以下の罰金又は拘留（法第 44 条第 7 号）



命令条文	命令の主体	命令要件	名宛人	命令違反に対する罰則
法第 13 条の 24 第 1 項 危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者の解任命令	市町村長等	危険物保安統括管理者若しくは危険物保安監督者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令（消防法の委任に基づく政令等下位法令をいう。）の規定に違反したとき、又はこれらの者にその業務を行わせることが公共の安全の維持若しくは災害の発生防止に支障を及ぼす恐れがあるとき	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	直接の罰則規定はなし（法第 12 条の 2 第 2 項の命令要件となる。）
法第 14 条の 2 第 3 項 予防規程変更命令	市町村長等	火災の予防のため必要があるとき	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（法第 42 条第 1 項第 6 号） （両罰：本条の罰金第 45 条第 3 項）
法第 16 条の 3 第 3 項・第 4 項 危険物施設についての応急措置命令	市町村長等	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者が法第 16 条の 3 第 1 項の応急の措置を講じていないと認めるとき	製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金（法第 42 条第 1 項第 6 号の 2） （両罰：本条の罰金第 45 条第 3 項）
法第 16 条の 5 資料提出命令、報告徴収命令	市町村長等	火災の予防のため必要があるとき	貯蔵所等の所有者、管理者若しくは占有者	30 万円以下の罰金又は拘留（法第 44 条第 2 号）

(4) 命令書の交付

**(4) 命令書の交付**


- ・ 名宛人に直接交付し、受領書を求める。  
 なお、口頭による場合は、原則として、事後に命令書を交付し、受領書を求める。（この場合の命令書の日付は、当該命令を発動した日付とする。）
- ・ 手交できない場合は、下記のいずれかの方法による。
  - ① 名宛人の住所、居所、営業所又は事務所等において名宛人が不在の場合は、名宛人と相当の関係のある者（名宛人の従業者若しくは配偶者又は危険物保安監督者等）が命令書の交付を受けることを拒まないときは、これらの者に命令書を交付することができる。この場合、交付した者に受領書を求める。
  - ② 直接交付ができない場合で、名宛人に異議がないときは、就業場所にその書類を置いて

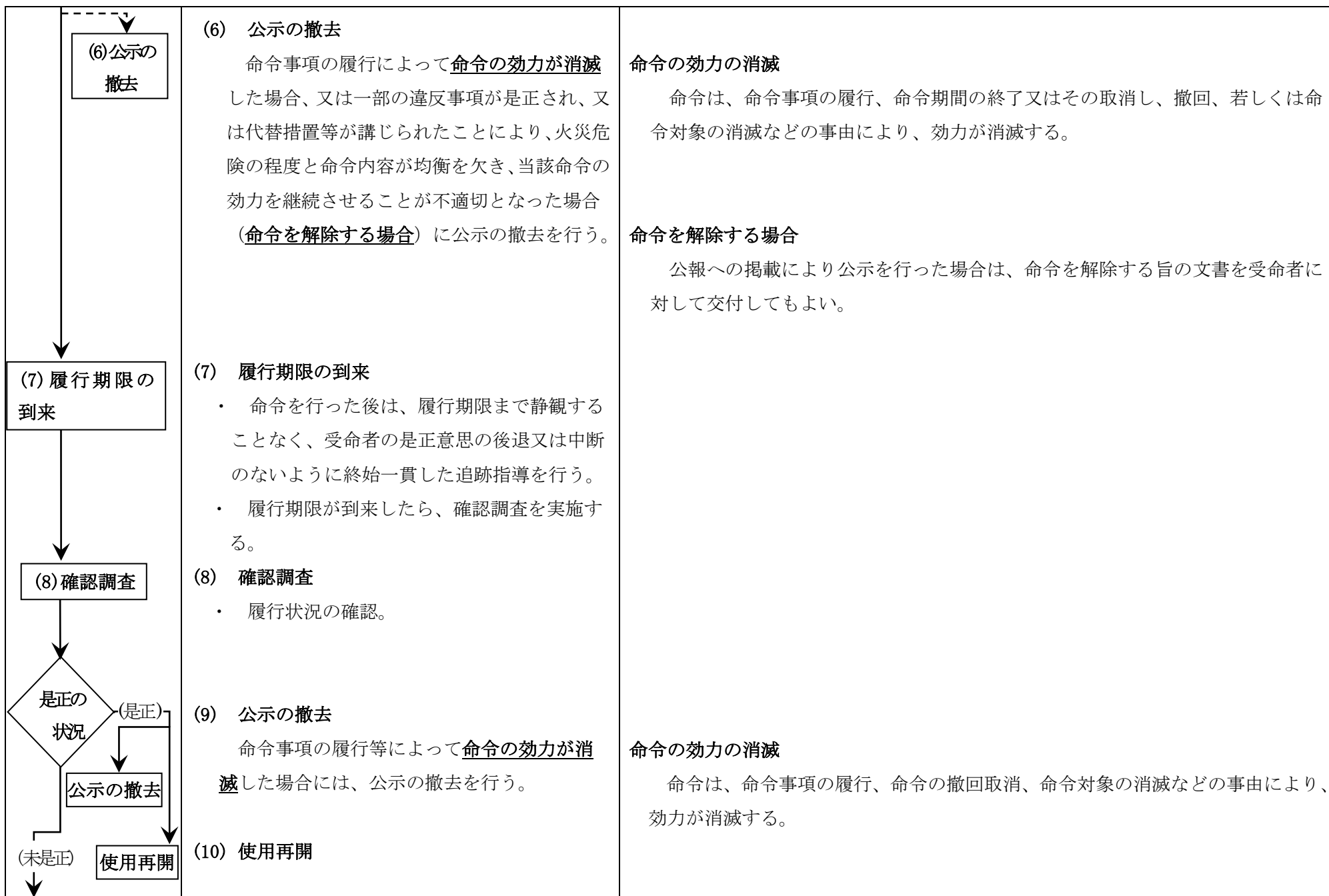
命令条文	命令の主体	命令要件	名宛人	命令違反に対する罰則
法第 16 条の 6 無許可貯蔵等の危険物に対する措置命令	市町村長等	指定数量以上の危険物を無許可で貯蔵し又は取り扱っている者に対して、当該貯蔵又は取扱いに係る危険物の除去その他危険物による災害防止のため必要があるとき	無許可で危険物を貯蔵し、又は取り扱った者（当該行為をさせた者等を含む。）	法第 16 条の 6 第 2 項に基づき代執行へ移行

**命令書の交付**

- ・ 消防法上の命令は、要式行為ではないから、法的には口頭（口頭命令）であろうと文書（文書命令）であろうと、その形式は問わない。しかし、実務上は、命令内容を受命者に明確に示すことによって、後日、命令の存否や内容等について無用なトラブルを避けるためにも、また、命令違反を告発する場合の挙証資料とするためにも、緊急やむを得ない場合以外は、文書命令の形をとるべきである。
- ・ 口頭命令を行った場合は、後日、同命令と同一日付及び同一内容の命令書を交付しておくものとする。口頭命令が有効に成立している以上、あらためて命令書を交付することは、法律上必要とされているわけではないが、命令発動の事実や命令違反の事実などの挙証手段として実務上要請されるものである。
- ・ 命令の効力の発生時期は、命令が受領者に到達したときで、社会通念上一般に了知することができる客観的状況に置かれたときである。このことから、直接手交できない場合は、後日の到達の有無の争いを避けるため、配達証明及び内容証明郵便により送達する。

<p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(5) 標識等による公示</div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>おくことでかえることができる。この場合、後日、名宛人から受領書を求める。</p> <p>③ 配達証明付き内容証明郵便により送達する。</p> <p>(5) 命令を行ったときの標識等による公示</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公示が必要な命令        法第 11 条の 5 第 1 項及び第 2 項、第 12 条第 2 項、第 12 条の 2 第 1 項及び第 2 項、第 12 条の 3 第 1 項、第 13 条の 24 第 1 項、第 14 条の 2 第 3 項、第 16 条の 3 第 3 項及び第 4 項、第 16 条の 6 第 1 項の命令</li> <li>・ 公示の期間        命令を行ったときは、速やかに公示し、命令事項が履行された時等、命令が効力を失うまでの間、維持する必要がある。</li> <li>・ <u>公示の方法</u>        公示の方法は、標識の設置、官報又は市町村公報への掲載その他総務省令に基づき市町村長等が定める方法によるものとし、標識は当該危険物施設に出入りする人々が見えやすい場所に設置する。        (市町村長等の定める方法の例)</li> <li>・ 当該市町村等の事務所に掲示</li> </ul>	<p><b>公示</b></p> <p>命令を行ったときは、違反状態が継続している間、標識の設置や公報への掲載などにより、措置命令の内容などの周知を図る。</p> <p><b>※ 公示制度の法的趣旨</b></p> <p>危険物施設について命令を行ったときの公示は、危険物施設に火災予防上の危険があることや、消防法令違反があり、市町村長等によって措置命令が発せられて、履行される前の状態にあることを周知することで、当該危険物施設の利用者や近隣の防火対象物の関係者等の第三者が、不測の損害を被ることを防ぐために必要な措置を講じることが可能になるようにするものである。</p> <p>なお、発せられた命令が即時に履行された場合には、公示の必要はない。</p> <p><b>公示の方法</b></p> <p>公示方法の選択については、個々の違反の態様と程度に照らし、違反の程度が重大なものなどについては標識を設置するなど、適切な方法を選択する。</p> <p><b>設置</b></p> <p>標識の設置に際して、標識を設置する場所について権原を有している当該危険物施設の関係者や当該危険物施設のある場所の所有者、管理者又は占有者が、受命者である当該危険物施設の関係者と異なる場合であっても、受命者と一定の関係が認められることから、標識の設置の受忍義務を負うと考えられる。この場合</p>
--	---	---

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該市町村等の<u>ホームページ</u>への掲載</li> <li>※ ホームページに掲載する場合は、他の方法と併せて行うものとする。</li> </ul>	<p>においても、標識を設置することで公示により周知されるべき第三者が得られる利益と、標識の設置により当該標識の設置場所について権原を有している者が被る損害を比較衡量したうえで、妥当な場所に設置されることが必要である。（設置場所の例：当該事業所の正門、受付等の存する建屋の入口付近その他の第三者の目に触れやすい場所。移動タンク貯蔵所にあつては、車両の前後又は側面の見やすい箇所。）</p> <p><b>※ 標識を損壊した場合等</b></p> <p>設置された標識を損壊した者には、公用文書等毀棄罪又は軽犯罪法が、暴行又は脅迫を加えて標識の設置を拒み又は妨げた者には公務執行妨害罪が適用される可能性があるので、行為者に対しては告訴・告発で対応する。</p> <p><b>ホームページ</b></p> <p>標識の設置等に併せて、当該防火対象物を利用しようとする者等にもその情報を周知するため、必要に応じ、消防本部のホームページを活用した情報公開を行うものとする。</p>
---	---	---



(6) 公示の撤去

命令事項の履行によって**命令の効力が消滅**した場合、又は一部の違反事項が是正され、又は代替措置等が講じられたことにより、火災危険の程度と命令内容が均衡を欠き、当該命令の効力を継続させることが不適切となった場合**(命令を解除する場合)**に公示の撤去を行う。

命令の効力の消滅

命令は、命令事項の履行、命令期間の終了又はその取消し、撤回、若しくは命令対象の消滅などの事由により、効力が消滅する。

命令を解除する場合

公報への掲載により公示を行った場合は、命令を解除する旨の文書を受命者に対して交付してもよい。

(7) 履行期限の到来

- ・ 命令を行った後は、履行期限まで静観することなく、受命者の是正意思の後退又は中断のないように終始一貫した追跡指導を行う。
- ・ 履行期限が到来したら、確認調査を実施する。

(8) 確認調査

- ・ 履行状況の確認。

(9) 公示の撤去

命令事項の履行等によって**命令の効力が消滅**した場合には、公示の撤去を行う。


命令の効力の消滅

命令は、命令事項の履行、命令の撤回取消、命令対象の消滅などの事由により、効力が消滅する。

(10) 使用再開

<p>代執行の要件に該当する場合</p> <p>↓</p> <p>9 代執行へ (P39へ)</p> <p>↓</p> <p>事前手続</p> <p>↓</p> <p>取消要件に該当する場合</p> <p>↓</p> <p>7 許可の取消し</p> <p>(1)許可の取消しの意義 (2)許可の取消しの要件 (3)事前手続 (4)許可取消書の作成 (5)許可取消書の交付</p> <p>↓</p> <p>告発要件に該当する場合</p> <p>↓</p>	<p>7 許可の取消し</p> <p>(1) <u>許可の取消しの意義</u></p>	<p>許可の取消しの意義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物施設の許可の取消しについて明確化を図り、違反処理の公平適正化を進めるため、法第12条の2第1項においては、同項各号に掲げる法令について市町村長等が危険物施設の許可を取り消すことができる旨規定されている。本項は、危険物施設の許可が対物許可という法的性格をもつことから、危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に着目して、この基準が維持されていない場合又は維持されているかどうか確認できない場合に許可を取り消すことができるとされている。</li> <li>危険物施設の許可の取消しは、行政行為の「撤回」に該当するものである。したがって、法第12条の2第1項によるほか、講学上の「行政行為の撤回」の理論に基づき、許可の取消しを行う余地は残されていると解される。命令は、命令事項の履行、命令期間の終了又はその取消し、撤回、若しくは命令対象の消滅などの事由により、効力が消滅する。</li> </ul>
--	---	---

<p>8 告発</p> <p>(1) 告発の検討</p>	<p>(2) <u>許可の取消しの要件</u></p> <p>(3) 事前手続</p> <p>(4) 許可取消書の作成</p> <p>(5) 許可取消書の交付</p> <p>8 告発</p> <p>(1) <u>告発の検討</u></p>	<p><b>許可の取消しの要件</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物施設の許可取消しの要件は、次のとおりである。（法第 12 条の 2 第 1 項。「命令要件一覧」（P17）参照）。       <ol style="list-style-type: none"> <li>許可を受けないで危険物施設の位置、構造及び設備を変更したとき</li> <li>完成検査の前に、危険物施設を使用したとき</li> <li>危険物施設の位置、構造及び設備に係る措置命令に違反したとき</li> <li>保安検査に関する規定に違反したとき</li> <li>定期点検に関する規定に違反したとき</li> </ol> </li> <li>許可の取消しは、関係者の既得権益を剥離するものでもあるので、その権限行使に当たっては、裁量権の濫用にわたることのないよう適切な行使に努める必要がある（許可の取消しに至る一般的な流れについては、違反処理基準（P. 4 3）参照）。</li> </ul> <p><b>※ 告発の意義</b></p> <p>告発は、告訴権者（犯罪による被害者等）及び違反者（犯人）以外の第三者が、捜査機関（警察又は検察）に対し、違反事実（消防法令違反）を申告して、処罰を求める意思表示である。</p> <p><b>告発の検討</b></p> <p>刑事訴訟法第 239 条第 2 項は「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定し、公務員の告発義務について定めている。</p> <p>ただし、この告発義務については、当該公務員の職務上正当と考えられる程度の裁量まで禁止するものではないとされる。</p>
------------------------------	---	--

	<ul style="list-style-type: none"> <li>命令違反等の罰則規定に違反した事実があり、<b>告発をもって措置すべきと認められる事案</b>については、告発を前提とした違反調査を開始する。</li> </ul>	<p><b>告発をもって措置すべきと認められる事案（例）</b></p> <p>① 命令違反を前提とする罰則規定に関する事案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物施設の使用停止命令違反（法第 12 条の 2 第 1 項及び第 2 項）</li> <li>危険物施設の緊急使用停止命令違反（法第 12 条の 3 第 1 項）</li> <li>危険物施設における事故時の応急措置命令違反（法第 16 条の 3 第 3 項及び第 4 項）</li> <li>無許可貯蔵・取扱いの危険物に対する措置命令違反（法第 16 条の 6）</li> </ul> <p>② 規定違反に対する直接の罰則規定に関する事案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物の無許可貯蔵・取扱い（法第 10 条第 1 項違反）に伴い、火災・漏えい事故が発生するなどして、大きな人的・物的被害が生じた場合又はそのおそれのある場合</li> <li>危険物の無許可・貯蔵・取扱い（法第 10 条第 1 項違反）の繰り返し</li> <li>危険物の貯蔵・取扱基準違反（法第 10 条第 3 項違反）に伴い火災・漏えい事故が発生するなどして、大きな人的・物的被害が生じた場合</li> <li>保安監督業務不履行（法第 13 条第 1 項違反）又は無資格者による危険物取扱い（法第 13 条第 3 項違反）の繰り返しなど違反内容が悪質な場合</li> <li>危険物移送中の危険物取扱者乗車義務違反（法第 16 条の 2 第 1 項違反）の繰り返しなど違反内容が悪質な場合</li> <li>立入検査の拒否（法第 16 条の 5 第 1 項違反）の繰り返し</li> <li>危険物施設から外部に危険物が漏えいし、火災の危険を生じさせるとともに公共の危険が生じた場合（法第 39 条の 2、法第 39 条の 3）</li> <li>その他違反内容が悪質なもの</li> </ul>
---	---	---



↓  
(2) 告発のための  
違反調査  
↓

(2) 告発のための違反調査

- ・ 調査内容
  - ① 違反事実の特定
    - ア 違反者の氏名、本籍、住所、職業、  
生年月日（法人の場合は、商号、本店  
所在地、代表者の職名・住所・氏名）
    - イ 違反発生日時
    - ウ 違反発生場所
    - エ 違反対象物の用途、規模、構造等
    - オ 違反内容

告発のための違反調査

「3 違反調査の実施」の項目における違反調査は刑罰を科すことも前提として要領を示したもので、ここでいう違反については刑法総則の適用を考慮する必要がある。

刑法上、犯罪（違反）とは構成要件に該当する、違法、有責の行為であり、成立には、行為が構成要件に該当しているだけでなく、違法であること（違法性）と有責であること（有責性）が必要である。

なお、立入検査の際の違反指摘等は、構成要件に該当すれば足りると考えられる。

・ 構成要件

法条文には、犯罪（違反）を構成する要件である主体、行為、客体等が明確に記されており、これを構成要件という。

構成要件に該当すると、違法性と有責性の存在が推定され違反の成立が推定される。

違反調査においては、適用違反条項の構成要件を充足しているかの確認と、命令を発動する場合の当該命令条文の構成要件についても確認する。

・ 違法性


違法性とは、行為が法律上許されないものであることを意味する。


構成要件に該当する行為でも、その行為が正当行為（刑法第35条）、正当防衛（刑法第36条）、緊急避難（刑法第37条）等の違法性阻却事由に該当すれば、違法性が否定され犯罪は成立しない。

・ 有責性

有責性とは、構成要件に該当する違法な行為をしたことについてその行為者が非難を受けるに値することをいう。

構成要件に該当する違法な行為をしたとしても、その行為者が善悪を弁別す

	<p>カ 適用法条 (<u>両罰規定の適用の有無</u>)</p> <p>キ 指導経過</p>	<p>る能力（責任能力）を持たない場合、有責性は否定若しくは軽減されることとなる。</p> <p>① 心神喪失者、心神耗弱者（刑法第 39 条）</p> <p>② 刑事未成年者（刑法第 41 条）</p> <p>14 歳未満の者をいい、この者の行為は罰せられない。</p> <p>・ 故意・過失について</p> <p>故意・過失は、構成要件、有責性両方の要素で、違反者の質問調書等の録取において明らかにすべき核心的要素である。</p> <p>① 故意</p> <p>故意とは、行為者が犯罪事実を認識することをいい、故意のない行為は罰することができない。</p> <p>故意があるというためには、事実の認識のほかに、違法性の認識（意識）（法で禁止されていることの認識）を必要とするかについては学説、判例等により見解が分かれるところであるが、告発等においては、違法性の認識の立証を目指し、これができない場合でも、行為者が違反行為自体の危険性を認識していたことの立証に配慮する。</p> <p>② 過失</p> <p>過失とは、行為者の不注意（一般普通人としての）によって犯罪の事実の発生を認識しなかったことを意味する。</p> <p>過失は、例外的に過失犯を処罰する規定のあった場合に限って罰せられる。（刑法第 38 条第 1 項ただし書き）</p> <p><b>両罰規定の適用の有無</b></p> <p>両罰規定を適用し、法人等事業主の監督責任を問う場合には、法人等の事業に関して違反行為が行われたことを供述等により特定する。</p>
---	---	---

	<p>ク <u>共犯者の有無</u></p> <p>ケ その他違反事実の特定に必要な事項</p> <p>② 違反の情状の認定</p> <p>ア 違反の目的、動機</p> <p>イ 繰り返し違反の状況</p> <p>ウ 違法性の認識</p> <p>エ 危険性の認識</p> <p>オ 災害の発生状況</p> <p>カ 業務経歴等</p> <p>キ その他違反の情状の認定に必要な事項</p> <p>③ 社会、公共への影響</p> <p>・ 違反調査の方法</p> <p>ア 違反者等からの違反事実にかかわる<u>事情の聴取及び録取</u></p> <p>イ 違反事案に係る実況見分及び写真撮影</p> <p>ウ 物証、書証の収集</p> <p>エ その他</p>	<p><u>共犯者の有無</u></p> <p>違反者が上司の指示によって違反行為を行ったなど、違反について複数の者が関与している場合、意思の連絡や行為の分担の内容によって共犯が成立するか確認する。</p> <p><u>事情の聴取及び録取</u></p> <p>・ 質問調書の作成</p> <p>① 質問調書の作成</p> <p>質問調書は、供述内容が命令執行上重要な証拠となると認めた場合、告発を行う場合、違反者を特定し、違反事実や情状等を明らかにする必要がある場合に、その裏付けとして作成する。</p> <p>② 録取場所</p> <p>ア 原則として立入検査において実施する。（法第 16 条の 5 を根拠）</p> <p>イ 立入検査以外の場所においては、相手の任意の同意を得た場合において</p>

可能である。

③ 質問事項

(違反者に対するもの)

ア 被質問者の地位、職務内容、経歴等

イ 違反の構成要件事実

(例) 法第 12 条命令違反の場合

法第 10 条第 4 項違反の事実、命令権者から命令を受けた事実、命令の内容、命令不履行の事実。

ウ 違反に至った経過

エ 違反事実の認識

オ 違反に伴う危険性の認識

カ 違反を是正しない理由

キ 違反を行ったことについての反省

ク その他必要と認める事項

(法人の関係者に対するもの(両罰規定適用の場合))

ア 業務内容

イ 関係者の地位及び職務内容

ウ 業務内容と違反との関係

エ 違反と監督責任

オ その他必要と認める事項

(第三者に対するもの)

ア 違反者との関係

イ 違反の状況

ウ 危険性の認識

エ その他必要と認める事項

消防法罰則規定一覧（危険物施設）

※網掛けは、直罰規定（規定違反に対する直接の罰則規定）

法条文	処罰される者	罰則
第 39 条 の 2	・ 製造所等における危険物の流出等による火災の危険（ただし、公共の危険の発生が必要）を発生（故意）させた者	3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金
	・ 上記により致死傷を発生させた者	7 年以下の懲役又は 500 万円以下の罰金

・ 留意事項

① 基本的人権の保障（憲法第 11 条）

② 不利益な供述の強要の禁止、自白の証拠能力の制限（憲法第 38 条）

ア 何人も自己に不利益な供述を強要されない

イ 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く拘留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

ウ 何人も自己に不利益な唯一の証拠が自白である場合には、有罪とされ、又は、刑罰を科せられない。

エ 証拠裁判主義（刑訴法第 317 条＝事実の認定は、証拠による。）

オ 自由心証主義（刑訴法第 318 条＝証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。）

法条文	処罰される者	罰則
第 39 条 の 3	・製造所等における危険物の流出等による火災の危険（ただし、公共の危険の発生が必要）を発生（過失）させた者	2 年以下の懲役又は 200 万円以下の罰金
	・上記により致死傷を発生させた者	5 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金
第 41 条	・製造所等以外における指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いをした者【第 10 条第 1 項】	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
第 42 条	・製造所等の設置、位置、構造又は設備を変更する際に許可を受ける義務【第 11 条第 1 項】に違反した者	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
	・製造所等の完成検査前使用をした者【第 11 条第 5 項】	
	・製造所等の使用停止命令【第 12 条の 2 第 1 項又は第 2 項】に違反した者	
	・製造所等の緊急使用停止命令又は処分【第 12 条の 3】に違反した者	

法条文	処罰される者	罰則
第 42 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危険物保安監督者の選任義務【第 13 条第 1 項】に違反して危険物保安監督者を定めないで事業を行った者</li> </ul>	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造所等における危険物取扱者以外の者が危険物を取扱う場合の危険物取扱者の立会い義務【第 13 条第 3 項】に違反した者</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防規程の作成認可の規定【第 14 条の 2 第 1 項】に違反して危険物を貯蔵し、若しくは取り扱った者</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防規程の変更命令【第 14 条の 2 第 3 項】に違反した者</li> </ul>	
第 43 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造所等における危険物の貯蔵・取扱いにおいて、政令で定める技術上の基準【第 10 条第 3 項】に違反した者</li> </ul>	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金

法条文	処罰される者	罰則
第 43 条	・危険物の運搬等において、政令で定める技術上の基準【第 16 条】に違反した者	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
	・危険物の移送時の危険物取扱者の乗車義務【第 16 条の 2 第 1 項】に違反した者	
第 44 条	・製造所等の譲渡・引渡の届出義務【第 11 条第 6 項】に違反した者	30 万円以下の罰金又は拘留
	・危険物の品名、数量又は指定数量の倍数変更の届出義務【第 11 条の 4 第 1 項】に違反した者	
	・製造所等の用途の廃止の届出義務【第 12 条の 6】に違反した者	
	・危険物保安統括管理者の選解任届出義務【第 12 条の 7 第 2 項】に違反した者	
	・危険物保安監督者の選解任届出義務【第 13 条第 2 項】に違反した者	
	・危険物取扱者免状返納命令【第 13 条の 2 第 5 項】に違反した者	
	・保安検査受忍義務【第 14 条の 3 第 1 項・第 2 項】に違反した者	



法条文	処罰される者	罰則
第 44 条	・点検記録の作成及び保存の義務【第14条の3の2】に違反した者	30 万円以下の罰金又は拘留
	・移動タンク貯蔵所に乗車時の危険物取扱者免状携帯義務【第16条の2第3項】に違反した者	
	・製造所等における緊急事故通報義務【第16条の3第2項】に違反した者	
	・製造所等に係る資料提出命令等【第16条の5第1項】に違反した者	
	・製造所等の立入検査等の規定【第16条の5第1項】に違反した者	
	・移動タンク貯蔵所の停止措置等【第16条の5第2項】に違反した者	

(3) 捜査機関との協議

**(3) 捜査機関との協議**

- ・ 違反の立証内容などについて告発先と十分協議し、法的問題を検討しておく。
- ・ 初動調査の着手段階から必要な協議を進めることが望ましい。
- ・ 告発書の内容や添付書類（違反調査報告書、実況見分調書、質問調書等）の要否についてあらかじめ捜査機関と協議すること。

**捜査機関との協議**

告発は、法的には司法警察員又は検察官に行うこととされている。

告発書の作成と証拠資料等の整備を完了した場合には、これら捜査機関に対し、告発書を提出することになる。

捜査機関との事前打合わせは、特に、犯罪事実の構成要件とこれに対応する証拠資料、情状にかかわる事項等を中心として行い、指摘があった場合には、これらを補完して後日、正式に告発書を提出するものとする。

<p>(4) 告発書の作成</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(5) 告発書の提出</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p><b>(4) 告発書の作成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>告発書に証拠資料（違反調査報告書、実況見分調書、質問調書等）を添付する。</li> </ul> <p><b>(5) 告発書の提出</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>告発は、違反地を管轄する<b>司法警察員</b>又は検察官に告発書を提出することにより行う。</li> </ul>	<p><b>司法警察員</b></p> <p>司法警察員は、捜査の主宰者であり、司法巡査は司法警察員を補助して個々の捜査活動に従事する者である。刑事訴訟法上、司法警察員にあって、司法巡査にない権限の主なものは、逮捕された被疑者を釈放又は送致する権限、告訴、告発、自首の受理権限等である。</p> <p><b>※ 司法警察職員</b></p> <p>警察庁及び都道府県警察の各警察官並びに特別の事項について司法警察職員として職務を行う特定の行政庁の職員などの総称である。司法警察職員は、官名でも職名でもなく、刑事訴訟法上の呼称である。司法警察職員は犯罪を捜査する権限を有する（刑事訴訟法第 189 条第 2 項）。捜査機関としての司法警察職員は、その職務権限上、横の関係において一般司法警察職員と特別司法警察職員に、縦の関係において司法警察員と司法巡査に分けられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>一般司法警察職員</b></li> </ul> <p>警察庁及び都道府県警察の警察官を総称して、一般司法警察職員という。捜査について主要な役割を担うのがこの一般司法警察職員である。</p> <p>一般司法警察職員の司法警察員及び司法巡査の範囲は、各公安委員会の定めるところによる（刑事訴訟法第 189 条第 1 項）が、大体、巡査部長以上の階級にある警察官が司法警察員、巡査の階級にある警察官が司法巡査とされ、特に必要があるときは巡査の階級にある警察官も司法警察員に指定されることがある。</p>
---	---	---

		<ul style="list-style-type: none"><li>• <b>特別司法警察職員</b> 一般司法警察職員以外の者で、特別の事項について司法警察職員として捜査の職務を行う特定の行政庁の職員を総称して特別司法警察職員という。</li></ul> <p>※ <b>告発後の刑事手続</b></p> <p>① 捜査機関による被告発人の取調べ 捜査機関に告発後、通常捜査機関は被告発者の取調べ等必要な捜査を行うこととなるが、この過程において、捜査機関より消防法令違反の状況、危険性等について担当者が説明を求められることもある。消防法令に関する照会を受けた際には、速やかに回答するよう努めるほか、消防法令の技術的、専門的な事項に関する積極的な情報提供を行うなど適宜協力するものとする。なお、警察機関に告発した場合、警察機関は告発書に記載された犯罪事実について捜査を行い書類及び証拠物を検察官に送致又は送付することとなる。</p> <p>② 処分の決定 検察官による取調べが終了した場合は、起訴、不起訴のいずれかの処分決定を行い、処分を決定した場合は速やかにその旨を告発人に通知しなければならない。（刑事訴訟法第 260 条） 検察官の行う起訴処分には、公判請求と略式起訴の 2 種類があり、不起訴処分には「起訴猶予」「罪とならず」「嫌疑なし」「嫌疑不十分」「その他」の区分がある。 処分の通知方法については、法令上の規定はないが、通常、処分通知書により通知される。 また、検察官は、告発のあった事件について不起訴処分を行ったときは、告発人の請求により速やかにその理由を告げなければならないことになっており（刑事訴訟法第 261 条）、告知の方法は、通常「不起訴処分理由告知書」により行われる。</p>
--	--	--

		<p>③ 略式手続</p> <p>略式手続とは、簡易裁判所が、公判前、検察官提出書類・証拠物のみで審判し、財産刑を科す手続である。争いのない少額の罰金刑事件には簡易な略式手続が合理的であり、かつ、被告人も非公開でかつ出頭の煩いのない手続を望むことから設けられた制度である。</p> <p>なお、略式手続の要件は次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易裁判所の管轄に関する事件であること</li> <li>・ 100万円以下の罰金又は科料を科すのを相当とする事件であること</li> <li>・ 略式手続によることにつき被疑者に異議がないこと</li> </ul> <p>略式手続によらない場合、又は、略式命令を受けた者若しくは検察官がその告知を受けた日から14日以内に正式裁判の請求を行った場合は、通常の方法による正式裁判が行われる。</p>
<p style="text-align: center;"><b>9 代執行</b></p> <p>(1) 代執行の可否の確認</p>	<p><b>9 代執行</b></p> <p>(1) <u>代執行の可否の確認</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 命令違反の内容等が、代執行の要件に該当するか否かを確認する</li> </ul>	<p><b>代執行</b></p> <p>代執行とは、法令又は行政処分に基づく作為義務（何かをしなければならない義務）のうち、他人が代わって行うことのできる作為義務を義務者が履行しない或いは履行遅滞や見込みがないときに、不履行状態を放置することが著しく公益に反すると認められ、かつ他人が代わって履行する以外にその履行を実現することが困難である場合に、行政庁自ら又は第三者が義務者のなすべき行為を行い、これに要した費用を義務者から徴収することをいう。</p> <p>行政庁が自ら行うとは、行政庁がその所属職員の手で行わしめるか、又は、所属職員に命じ、雇い入れられた人夫を非独立的な補助力として用い、それを指揮して行わしめることである。第三者が行うとは、独立の地位にある土建業者などと請負契約を締結して作業の完成を委託することである。</p>

<p style="text-align: center;">↓</p> <p>(2)代執行の要否 の検討</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(3)代執行の主体</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>法第16条の3、第16条の6命令違反の代執行要件</b></li> <li>① 次のいずれかの要件に該当するとき <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 措置を履行しないとき</li> <li>イ 履行しても十分でないとき</li> <li>ウ 措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行しても当該期限までに完了する見込みがないとき</li> </ul> </li> <li>・ 上記以外の命令違反等の代執行要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>上記①の要件に加えて、次の全ての要件に該当するとき。</li> <li>② 他の手段によってその履行を確保することが困難であること。</li> <li>③ その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められること。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>(2) 代執行の要否の検討</b></p> <p>代執行要件に該当し代執行が可能となったら、法令違反の程度や代執行を行うべき緊急性等を総合的に判断し、代執行の要否を決定する。</p> <p><b>(3) 代執行の主体</b></p> <p>代執行権を有する者は、具体的事案について義務の履行を強制し得る権限、すなわち命令権</p>	<p><b>法第16条の3、第16条の6の命令</b></p> <p>これらの命令に基づく代執行的作為義務の例は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物施設における事故時の危険物流出・拡散防止、危険物の除去に係る措置命令（法第16条の3第3項）</li> <li>・ 無許可貯蔵・取扱施設（法第10条第1項違反）の危険物除去命令（法第16条の6）</li> </ul>
--	---	---

<p style="text-align: center;">↓</p> <p>(4) 事前準備</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(5) 戒告</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(6) 代執行令書による通知</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>を有する行政庁である。ただし、代執行権を有するのは消防長又は消防署長のみであるため、法第3条第4項、法第5条の3第5項に基づく代執行について、消防吏員は命令権を有する行政庁ではあるが、代執行権は有していない。</p> <p><b>(4) 事前準備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織体制をつくること。</li> <li>・ 代執行に伴う作業、警戒、経費等の計画を樹立し、タイムスケジュール等の企画調整を行うこと。</li> <li>・ 関係行政機関・マスコミへの情報提供を行うこと。</li> <li>・ 行政不服審査又は行政事件訴訟の提起に対する対応策の検討をすること。</li> <li>・ 命令違反に対する告発の検討をすること。</li> </ul> <p><b>(5) 戒告（行政代執行法第3条）</b></p> <p>相当の履行期限を定め、その期限までに履行されないときは代執行を行う旨通知する。</p> <p>なお、文書によらない戒告は、要件を欠くものとして無効である。</p> <p><b>(6) 代執行令書による通知（行政代執行法第3条）</b></p> <p>「代執行令書」により、代執行を行う日時、代執行のために派遣する執行責任者の氏名、代</p>	
---	---	--

<p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">(7) 代執行の実行</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; width: fit-content; margin: 0 auto;">改修完了</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">(8) 費用徴収</p>	<p>執行のための費用の概算見積額を義務者に通知する。</p> <p><b>(7) 代執行の実行（行政代執行法第4条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>執行責任者の指揮により、代執行を実行する。</li> <li>執行責任者は、代執行権者が発行する「代執行執行責任者証」を携帯する。</li> <li>捜査機関への告発後代執行により消防法令違反が是正された場合は、速やかに当該捜査機関に連絡すること。</li> </ul> <p><b>(8) 費用徴収（行政代執行法第5条、第6条）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「代執行費用納付命令書」により、<u>実際に要した費用</u>の額及びその納付期日を定め、義務者に納付を命ずる。</li> <li>義務者が費用を納付しないときは、国税滞納処分の例（差押え）によりこれを徴収する。</li> </ul>	<p><b>代執行の実行</b></p> <p>行政庁は自ら義務者のなすべき行為をなし、（行政庁の所属職員の手で行わしめるか、又は、所属職員に命じ、雇い入れられた作業員を、指揮して行わしめる。）又は、第三者をしてこれを行わしめる（土建業者などと請負契約を締結してそれに行わしめる。）。いずれの場合においても、執行責任者は、代執行の事実行為についての責任者として、作業の実施にあたる者に対して必要な指示を行い、執行責任者証を携帯し、相手方や関係人の要求があるときはこれを呈示しなければならない。</p> <p>なお、執行責任者は、突発の事故に備えて複数選任することが望ましい。</p> <p><b>実際に要した費用</b></p> <p>実際に要した費用というのは、作業員の賃金、請負人に対する報酬、資材費、第三者に支払うべき補償費をいい、代執行に伴う物件の運搬及び保管に要した費用はこれに含まれない。なお、代執行によって生じた解体材や搬出動産等については、代執行実施作業の開始前又は終了後に、所有者に引き取るべき旨を通知し、かつ、所有者の占有、管理できる状態におけば、行政庁は、原則としてその保管義務を免れるものと解すべきであろうとされている。</p>
---	---	--

第2 違反処理基準

違反処理基準は、違反処理を厳正、公平に実施するために、違反者等に対する警告、命令、許可の取消しへの移行基準及び履行期限の判断を具体的事例を挙げて示したものである。なお、適用要件への該当性や履行期限の設定等については、下記を参考にしつつ、具体的な事例に応じ適切に判断する。

違反項目	第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置		事例、履行期限等
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
1 危険物の無許可貯蔵又は取扱い（法第10条第1項）	危険物の無許可貯蔵又は取扱いに関する違反のうち、次のいずれかに該当するもの 1 製造所等以外の場所で、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの 2 製造所等において、当該貯蔵又は取扱いの態様を逸脱して、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの	除去命令又は禁止命令（法第16条の6）	—	—	—	—	—	—	1 本欄は製造所等以外の場所で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所のすべてを対象とする。 2 製造所等において当該貯蔵、又は取扱いの態様を逸脱して指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものの例として、次のような場合がある。 (1) 屋内貯蔵所の保有空地に指定数量以上の危険物を貯蔵しているもの (2) 給油取扱所の敷地内に危険物をドラム缶で指定数量以上貯蔵しているもの 【履行期限】 ・ 原則、即時
	製造所等以外の場所で油圧装置、潤滑油循環装置等において、引火点が100℃以上の第4類の危険物のみを指定数量以上貯蔵し、又は取り扱っているもの	警告	警告事項不履行のもの	除去命令（法第16条の6）	—	—	—	—	1 本欄は、実態の危険物を考慮し警告により適切な行政指導を行った後、なお是正されない場合は、速やかに第二次措置に移行する。 【履行期限】 ・ 原則、即時
2 製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに関する基準違反（法第10条第3項）	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、飛散等により災害発生危険又は災害拡大危険が著しく大きいもの	基準遵守命令（法第11条の5第1項、第2項）	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）	—	—	—	—	1 本欄に該当する事例としては次のような場合がある。 (1) 移動タンク貯蔵所に係るもので次に示すもの ア 特殊引火物、第一石油類及び第二石油類を移送し、又は取り扱っているもので、漏れ、あふれ、飛散等があるもの イ 令第27条第6項第4号の規定に違反して危険物を取り扱っているもの (2) 放電加工機を使用している一般取扱所において、放電加工油槽内の油量不足により放電の際、油が飛散しているもの、又は火災が発生するおそれが大きい等のもの 【履行期限】 ・ 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
	製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、溢れ、飛散等があるもの又はそのおそれがあるもの	警告	警告事項不履行のもの	基準遵守命令（法第11条の5第1項・第2項）	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）	—	—	1 第三次措置は基準遵守命令不履行のもので、火災等の災害発生危険又は災害拡大危険が大きいもの。 2 本欄は、災害発生危険又は災害拡大危険のある基準違反を対象とするものであり、軽微な基準違反については必ずしも対象としない。 ただし、軽微な基準違反が繰り返し行われているような場合には、本項に該当するものとして取り扱って支障ない。 3 本欄の「許可品名以外の貯蔵等」の違反については、当該違反によって適用される技術上の基準が異なる場合を対象とし、単に手続上の違反については、本項に基づく措置は行わず、当該変更に係る届出をさせることとしてさしつかえない。 【履行期限】 ・ 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
	許可品目以外の貯蔵等	法第11条第1項の規定による許可若しくは法第11条の4第1項の規定による届出に係る数量を超える危険物又はこれらの許可若しくは届出に係る品名以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもので、当該貯蔵又は取扱いにより製造所等の位置、構造又は設備の変更許可を要するもの	警告	警告事項不履行のもの	除去命令（法第11条の5第1項・第2項）	除去命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第1号）	—	—
3 製造所等の位置、構造又は設備の無許可変更（法第11条第1項）	製造所等の位置、構造又は設備を無許可で変更しているもののうち、法第10条第4項の基準に適合しないもので、火災等の災害発生危険が著しく大きいもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第1号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第1号）	—	—	—	—	1 法第11条第1項違反に対しては、法的に法第12条の2第1項の使用停止命令又は許可の取消しのいずれかを選択して発動することが可能であるが、運用上、許可の取消しはこれ以外に火災等の災害の発生や拡大を防止する手段がないと認められる場合に行うことを原則とする。 2 製造所等の位置、構造又は設備を無許可で変更しているもののうち、法第10条第4項の基準に適合しないもので、火災等の災害発生危険が著しく大きいものの例として、次のような場合がある。 ・ 一般取扱所（塗装工場）において、直火を使用する乾燥設備を増設しているもの等、火災等の災害発生危険が大きいもの又は延焼拡大危険が大きいもの 【履行期限】 ・ 変更許可手続、改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。



違反項目	第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置		事例、履行期限等
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
4 製造所等の完成検査前使用（法第11条第5項）	設置許可又は変更許可に係る完成検査合格前に使用しているもの	警告	警告事項不履行のもの又は移動タンク貯蔵所の常置場所変更許可に伴う完成検査合格前使用以外のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第2号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第2号）	—	—	1 本欄については、違反内容に係る危険性に着目して、法第10条第4項の基準に適合しないもの又は災害等の発生危険若しくは拡大危険があるものを重点として運用する。 2 仮使用承認を受けているもので、使用停止命令を行う場合は仮使用承認を撤回してから措置する。 【履行期限】 ・ 原則、即時
5 製造所等の位置、構造又は設備に関する基準違反（法第12条第1項）	法第10条第4項の基準に適合しないもので、火災等の災害発生危険が著しく大きなもの	基準適合命令（法第12条第2項）	基準適合命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第3号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第3号）	—	—	1 本欄は、法第10条第4項の基準に不適合であり、火災等の災害発生危険が著しく大きい場合を対象とする。該当する事例としては、次のような場合がある。 (1) 配管に亀裂を生じ、現に危険物の漏えいが認められるもの (2) 配管等の腐食が著しく、危険物の漏えいが切迫しているもの (3) 屋外の貯蔵タンクの架台が著しく腐食し又は変形しており、目前に転倒落下危険が認められるもの 2 過去に第二次措置を行った施設については、使用停止命令と同時に許可の取消しを検討する。 【履行期限】 ・ 原則、即時
	法第10条第4項の基準に適合しないもの（上欄の場合を除く。）	警告	警告事項不履行のもの	基準適合命令（法第12条第2項）	基準適合命令不履行のもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第3号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第3号）	1 本欄は、法第10条第4項の基準に不適合となったもので、違反内容が災害発生につながるおそれのある場合を対象とする。該当する事例としては、次のような場合がある。 (1) 防油堤に亀裂や破損があり、危険物が漏えいした場合、防油堤の外に流出するおそれがあるもの (2) 危険物施設内の電気設備が損傷し、火花を発生するおそれがあるもの 【履行期限】 ・ 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
6 製造所等の緊急使用停止等（法第12条の3）	製造所等又はその近隣において、火災、爆発等の事故が発生したことにより、当該製造所等の使用が災害発生上極めて危険な状態であると認められるもの	使用停止命令又は使用制限命令（法第12条の3第1項）	—	—	—	—	—	—	1 本欄は、製造所等又はその周囲の状況が公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要がある場合に発動されるものであり、危険な状態となった原因が製造所等にあるか否かを問わない。 【履行期限】 ・ 原則、即時
7 製造所等における危険物保安監督者の未選任等（法第13条第1項・第3項）	危険物保安監督者を選任していないもの又は危険物保安監督者を選任しているが職制上の事由等から必要な保安監督業務が行われていないもの	警告	警告事項不履行のもので、当該違反状態が長期間継続するなど内容が悪質なもの	使用停止命令（法第12条の2第2項第3号）	—	—	—	—	1 危険物保安監督者の未選任について、資格者がいないため選任できない場合であると、資格者がいながら選任していない場合であるとを問わない。 2 保安監督業務不履行とは、危険物保安監督者を選任しているが、職制上の事由等から必要な監督業務が行い得ないもので、所有者、管理者又は占有者にその責を帰するのが相当の場合である。 【履行期限】 ・ 危険物施設における各権原ごとの危険物保安監督者の選任、指導状況を踏まえて、期限を設定する。
	危険物取扱者の立会いなしに無資格者による危険物の取扱いが行われているもの	警告	—	—	—	—	—	—	1 無資格者による危険物の取り扱いの繰り返しなど違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考えられる。 【履行期限】 ・ 危険物施設における危険物取扱者の選任を踏まえて、期限を設定する。

違反項目	第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置		事例、履行期限等
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
8 危険物保安監督者の法令違反等	危険物保安監督者が法律又は法律に基づく命令の規定に違反したことにより免状返納命令を受けたもの	解任命令 (法第13条の24)	解任命令 不履行のもの	使用停止命令 (法第12条の2第2項第4号)	—	—	—	—	<p>1 本欄における解任命令不履行の場合の使用停止命令は、災害等の発生危険があるもの又は災害が発生した場合、延焼拡大危険があるものを重点として運用する。</p> <p>2 危険物保安監督者に保安業務を引き続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害発生防止上、特に支障がある場合の例として、次のような場合がある。</p> <p>(1) 保安監督業務を同時に履行し得ない2以上の施設で同一人が危険物保安監督者に選任されている場合</p> <p>(2) 職制等の事情から保安監督業務を行っていない場合</p> <p>(3) 旅行、疾病その他の事由により、長時間その職務を行うことができない者</p> <p>(4) 遵法精神が著しく欠如している場合</p> <p>(5) 保安業務の不履行により災害を発生させた場合</p> <p>また、危険物保安統括管理者等が保安統括管理者等業務を行わない事情が、関係者側にあるか、当該危険物保安統括管理者等にあるかを問わず、現実に保安業務を行っていないことにより支障があれば、本件に該当する。</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物施設における各権原ごとの危険物保安監督者等の選任、指導状況を踏まえて、期限を設定する。</li> </ul>
	危険物保安監督者に保安業務を引き続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害発生防止上、特に支障があるもの	警告	警告事項 不履行のもの	解任命令 (法第13条の24)	解任命令 不履行のもの	使用停止命令 (法第12条の2第2項第4号)	—	—	
	危険物保安統括管理者が法律又は法律に基づく命令の規定に違反したことに起因して、著しく公共危険を発生させたもの	解任命令 (法第13条の24)	解任命令 不履行のもの	使用停止命令 (法第12条の2第2項第4号)	—	—	—	—	
	危険物保安統括管理者の遵法精神が著しく欠如しているもの	警告	警告事項 不履行のもの	解任命令 (法第13条の24)	解任命令 不履行のもの	使用停止命令 (法第12条の2第2項第4号)	—	—	
9 予防規程未作成等 (法第14条の2)	予防規程を定めなければならないにもかかわらず、作成していないもの	警告	—	—	—	—	—	<p>1 予防規程未作成の状態が長期間継続するなど違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考えられる。</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>危険物施設における予防規程の作成、指導状況を踏まえて、期限を設定する。</li> </ul>	
	予防規程に定められているもののうち、内容を変更すべき事由が生じたにもかかわらず変更を怠っているもの	警告	警告事項 不履行のもの	変更命令 (法第14条の2第3項)	—	—	—	<p>1 本欄に該当する事例としては、認可された予防規程がその後の製造所等の状況に合わせて適切に変更されていない場合がある。</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予防規程の内容、指導状況を踏まえて、期限を設定する。</li> </ul>	
	予防規程に定められた内容を遵守していないもので、災害等発生危険があるもの又は当該違反に起因して災害等が発生したもの	警告	—	—	—	—	—	<p>1 本欄に該当する事例としては、予防規程遵守義務違反の状態が長期間継続している場合などがある。</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>予防規程の遵守義務違反の状況、指導状況を踏まえて、期限を設定する。</li> </ul>	
10 特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査未実施 (法第14条の3第1項・第2項)	特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所に関する保安検査を受けていないもの	警告	警告事項 不履行のもの	使用停止命令 (法第12条の2第1項第4号)	使用停止命令 不履行のもの	許可の取消し (法第12条の2第1項第4号)	—	—	<p>1 許可の取消しについては、第1 違反処理要領 (P.25) 参照。</p> <p>【履行期限】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安検査、改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。</li> </ul>

違反項目	第一次措置		第二次措置		第三次措置		第四次措置		事例、履行期限等
	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	適用要件	措置内容	
11 製造所等の定期点検未実施等（法第14条の3の2）	定期点検を未実施のもの	警告	警告事項不履行のものうち、法第10条第4項の基準に違反し、火災等の災害危険があるもの又は火災が発生した場合延焼拡大危険があるもの	使用停止命令（法第12条の2第1項第5号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消し（法第12条の2第1項第5号）	—	—	1 許可の取消しについては、第1 違反処理要領（P.25）参照。
	点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかったもの	警告	—	—	—	—	—	—	1 二次措置として、法第16条の5第1項に基づく報告徴収を行うことが適当なケースも存する。 また、違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考えられる。 【履行期限】 ・ 原則、即時
12 危険物の運搬に関する基準違反（法第16条）	危険物の運搬基準に違反しているもの	警告	—	—	—	—	—	—	1 違反内容が悪質な場合、告発により対処することも考えられる。 2 危険物の運搬基準に違反している場合の例として、次のような場合がある。 (1) 危険物の品名、数量に適合しない容器を用いているもの (2) 危険物の品名、数量に適合しない収納方法で積載しているもの (3) 転倒落下防止措置が十分でないもの (4) 危険物の類を異にする危険物を積載しているもの (5) 標識が未掲出のもの (6) 消火器が未設置のもの (7) 危険物が著しく漏れる等災害発生危険があるにもかかわらず、応急の措置等がとられていないもの (8) 容器の表示のないもの 【履行期限】 ・ 改修、移転、除去その他必要な措置を行うために必要な合理的な期間とする。
13 移動タンク貯蔵所による危険物取扱者無乗車での移送（法第16条の2第1項）	移動タンク貯蔵所により、危険物取扱者を乗車させずに危険物の移送を行っているもの	警告	—	—	—	—	—	—	1 本項に該当する違反を覚知した場合は、告発を念頭に置いた調査を行う。 【履行期限】 ・ 原則、即時
14 製造所等における事故発生時の応急措置未実施（法第16条の3第1項）	製造所等における流出事故等に際し関係者が災害発生防止のため危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去、その他の応急措置を講じていないもの	応急措置実施命令（法第16条の3第3項・第4項）	—	—	—	—	—	—	1 本欄は、応急措置がまったく行われていない場合のほか、当該事故における最善の措置がとられていない場合も該当する。 【履行期限】 ・ 原則、即時



## 立入検査時のチェックポイント



## 目次

- 1 製造所及び一般取扱所
- 2 屋内貯蔵所（平屋建の独立専用建築物）
- 3 屋内貯蔵所（平屋建以外の独立専用建築物）
- 4 屋内貯蔵所（他用途部分を有する建築物に設けるもの）
- 5 屋外タンク貯蔵所
- 6 平屋建の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所
- 7 平屋建の建築物以外に設ける屋内タンク貯蔵所
- 8 地下タンク貯蔵所
- 9 簡易タンク貯蔵所
- 10 移動タンク貯蔵所
- 11 屋外貯蔵所
- 12 給油取扱所（屋外）
- 12-2 顧客に自ら給油等させる給油取扱所（屋外）
- 13 給油取扱所（屋内）
- 13-2 顧客に自ら給油等させる給油取扱所（屋内）
- 14 第一種販売取扱所
- 15 第二種販売取扱所
- 16 移送取扱所
- 17 特定の一般取扱所（吹付塗装作業等）
- 18 特例の一般取扱所（焼入作業等）〈耐火区画〉
- 19 特例の一般取扱所（焼入作業等）〈屋内空地〉
- 20 特例の一般取扱所（ボイラー等消費）〈耐火区画〉
- 21 特例の一般取扱所（ボイラー等消費）〈屋内空地〉
- 21-2 特例の一般取扱所（ボイラー等消費）〈屋上〉
- 22 特例の一般取扱所（充填）
- 23 特例の一般取扱所（詰替え）
- 24 特例の一般取扱所（油圧装置等）〈平屋建〉
- 25 特例の一般取扱所（油圧装置等）〈耐火区画〉
- 26 特例の一般取扱所（油圧装置等）〈屋内空地〉
- 27 屋内消火栓設備
- 28 屋外消火栓設備
- 29 水噴霧消火設備
- 30 泡消火設備
- 31 不活性ガス消火設備
- 32 ハロゲン化物消火設備
- 33 粉末消火設備
- 34 自動火災報知設備
- 35 水幕設備
- 36 冷却用散水設備
- 37 運搬
- 38 少量危険物貯蔵取扱所
- 39 指定可燃物貯蔵取扱所

## 凡例

- 法……………消防法（昭和23年法律第186号）
- 令……………危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- 則……………危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）
- 告……………危険物規制に関する技術上の基準の細目を定める告示  
（昭和49年自治省令告示第99号）
- 不告……………製造所等の不活性ガス消火設備の技術上の基準の細目を定める告示  
（平成23年総務省告示第557号）
- ハ告……………製造所等のハロゲン化物消火設備の技術上の基準の細目を定める告示  
（平成23年総務省告示第558号）
- 泡告……………製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示  
（平成23年総務省告示第559号）
- 運用指針……………消火設備及び警報設備に係る危険物の規制に関する規則の一部を改正  
する省令の運用について  
（平成元年3月22日付け消防危第24号、平成3年6月19日付け消防危第  
71号、平成24年3月30日付け消防危第90号）
- 消防危80……………「タンク冷却用散水設備に関する運用指針」及び「屋外タンク貯蔵所  
に係る防火へい及び水幕設備の設置に関する運用基準」について  
（昭和55年7月1日付け消防危第80号）
- 条例（例）……………火災予防条例（例）（昭和36年自消甲予発第73号）
- 消防法施行令……………消防法施行令（昭和36年政令第37号）



# 1 製造所及び一般取扱所

## 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか。	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安統括管理者 法12の7 令30の3	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする事業所においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
危険物施設保安員 法14 令36 則59 則60	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする製造所等においては、これを選任しているか？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	<input type="checkbox"/> 予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	<input type="checkbox"/> 保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	<input type="checkbox"/> その他予防規程の内容に即した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2	<input type="checkbox"/> 定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	

令8の5 則62の4 則62の5の2 則62の5の3 則62の6～62の8	<input type="checkbox"/>	定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/>	定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	
自衛消防組織 法14の4 令38 令38の2-① 則64 則64の2 令38の2-② 則65 令38の2-③	<input type="checkbox"/>	指定施設は自衛消防組織を定めているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、編成表により確認	
	<input type="checkbox"/>	自衛消防組織の編成（人員数、化学消防自動車の台数）はよいか？		
	<input type="checkbox"/>	化学消防自動車は、必要な消火能力及び設備を備えているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	化学消防自動車には、必要な消火薬剤及び必要な器具を備えているか？		
	<input type="checkbox"/>	定期的に訓練を実施しているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、実施結果記録簿により確認	

## 2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目		着眼項目	チェックの方法	備考
保安距離 令9-①-1	<input type="checkbox"/>	保安距離内に保安対象物件が新築、増築されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	代替施設の防火上有効な塀等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
保有空地 令9-①-2 則13	<input type="checkbox"/>	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	代替施設の防火上有効な隔壁に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
標識、掲示板 令9-①-3 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/>	標識、掲示板は、見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	汚損、破損等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	掲示板の記載内容（品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等）に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
建	壁、柱、床等 令9-①-5	<input type="checkbox"/>	壁、柱、床、はり及び階段に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認
		<input type="checkbox"/>	周囲の建築物の新築、増築により延焼のおそれのある外壁が生じていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認
築	屋根 令9-①-6	<input type="checkbox"/>	屋根に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認
	窓及び出入口 令9-①-7	<input type="checkbox"/>	防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認
<input type="checkbox"/>		防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○周囲の物品の存置等にも留意
物	網入ガラス 令9-①-8	<input type="checkbox"/>	網入ガラスに破損はないか？	①目視による確認
		<input type="checkbox"/>	網入ガラス以外のものとなっているか？	
	床 令9-①-9 令24-4の2	<input type="checkbox"/>	床及び貯留設備に亀裂、損傷、くぼみはないか？	①目視による確認
		<input type="checkbox"/>	貯留設備に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	
採光、照明、換気設備等		<input type="checkbox"/>	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認

令9-①-10 令9-①-11 令24-6	<input type="checkbox"/>	換気・排出設備のダクト、ダンパー、引火防止網等に損傷、腐食等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	○汚れ、目詰まりにも留意
	<input type="checkbox"/>	危険物の性質に応じて遮光及び換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
囲い、貯留設備、油分離装置等 令9-①-12 令24-4の2	<input type="checkbox"/>	囲い、地盤面、貯留設備及び油分離装置に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	油分離装置の機能はよいか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	貯留設備、油分離装置に滞油、滞水、土砂等の堆積がないか？	②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
機械器具その他の設備 令9-①-13 令24-8 令27-②-1	<input type="checkbox"/>	危険物等の漏れ、あふれ又は飛散はないか？	①目視による確認	○臭気、音、振動にも留意
	<input type="checkbox"/>	設備に変形、亀裂、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	設備の固定状況はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	設備の塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物の粉末が浮遊していたり、機械器具等に附着していないか？	①目視による確認	
温度測定装置、圧力計、安全装置 令9-①-14、16 則19 令24-7 令27-②-2	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計及び安全装置に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	取付部のゆるみはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	安全弁等の吹き出し場所が、火災予防上危険となっていないか？		
	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
加熱又は乾燥設備 令9-①-15 令24-7 令27-②-3	<input type="checkbox"/>	附帯設備に変形、亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
電気設備 令9-①-17	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
静電気除去装置 令9-①-18	<input type="checkbox"/>	断線はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	取付部のゆるみ等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
避雷設備 令9-①-19 則13の2の2	<input type="checkbox"/>	突針部や架空地線等に変形、損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	断線はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	導線接続部の取付ボルトのゆるみ等はないか？	②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

	<input type="checkbox"/>	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
危険物を取り扱うタンク 令9-①-20	<input type="checkbox"/>	屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所のチェックシートによる。	①同左	
配管 令9-①-21 則13の5	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認 ②地下配管の漏れの有無は、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管は地盤面に接していないか？		
	<input type="checkbox"/>	弁及び可撓管継手の取付ボルトにゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管ピット等に変形、損傷、滯油、滯水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	保温（冷）材の損傷、脱落、剥離はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	○保温（冷）材の損傷、脱落等が認められた場合には、保温（冷）下の配管が腐食しているおそれがあることから、保温（冷）材を外して点検することを指導する。
	<input type="checkbox"/>	配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
消火設備 令20 則29～則36	<input type="checkbox"/>	第1種、第2種又は第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2 則37 則38	<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
許可（届出）外危険物の貯蔵、取扱い 法11-① 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認  (注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？	
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認  ○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意 ○喫煙管理を確認
	<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？	

出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
くず、かす等の 廃棄 令24-5 令27-⑤-1	<input type="checkbox"/>	危険物のくず、かすの一時的な置き場は安全な場所か？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	廃棄等の方法は適切か？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	焼却は安全な場所で行っているか、周囲に可燃物等がないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	焼却の方法はよいか、消火器を準備しているか？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	焼却する際には、必ず見張人をつけているか？		
異物の混入等 令24-9	<input type="checkbox"/>	危険物に変質していないか？	①目視による確認	○廃液処理における異常反応防止にも留意
	<input type="checkbox"/>	混入防止、変質防止の安全策を講じているか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
容器 令24-11 令24-12 令27-③-1 則39の3	<input type="checkbox"/>	容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	品名、数量等の表示は適切か？		
	<input type="checkbox"/>	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認	
機械器具等の 使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみがないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	

## 2 屋内貯蔵所（平屋建の独立専用建築物）

### 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認
		<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？	
<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？			
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	<input type="checkbox"/> 予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	<input type="checkbox"/> 保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	<input type="checkbox"/> その他予防規程の内容に則した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/> 定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	

## 2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考	
保安距離 令10-①-1	<input type="checkbox"/> 保安距離内に保安対象物件が新築、増築されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認		
	<input type="checkbox"/> 代替施設の防火上有効な塀等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認		
保有空地 令10-①-2	<input type="checkbox"/> 空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認		
標識、掲示板 令10-①-3 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/> 標識、掲示板は、見えにくくないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 汚損、破損等はないか？			
	<input type="checkbox"/> 掲示板の記載内容（品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等）に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認		
建 築 物	軒高等 令10-①-4	<input type="checkbox"/> 地盤沈下、周囲の地盤のかさあげ等により、床は地盤面より低くなっているか？	①目視による確認	
	壁、柱、床等 令10-①-6	<input type="checkbox"/> 壁、柱、床、はりに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/> 周囲の建築物の新築、増築により延焼のおそれのある外壁が生じていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	屋根及び天井 令10-①-7	<input type="checkbox"/> 屋根に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	窓及び出入口 令10-①-8	<input type="checkbox"/> 防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/> 防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○周囲の物品の存置にも留意
	網入ガラス 令10-①-9	<input type="checkbox"/> 網入ガラスに破損はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/> 網入ガラス以外のものとなっているか？		
	床 令10-①-10 令10-①-11 令24-4の2	<input type="checkbox"/> 床及び貯留設備に亀裂、損傷、くぼみはないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/> 貯留設備に滞油、滞水、土砂等の堆積がないか？		
架台 令10-①-11の2 則16の2の2	<input type="checkbox"/> 架台に変形、損傷はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 架台の固定状況はよいか？			
	<input type="checkbox"/> 落下防止措置は適切か？			
採光、照明、換気設備等 令10-①-12 令24-6	<input type="checkbox"/> 採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認		
	<input type="checkbox"/> 換気・排出設備のダクト、ダンパー、引火防止網等に損傷、腐食等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	○汚れ、目詰まりにも留意	
	<input type="checkbox"/> 危険物の性質に応じて遮光及び換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認		
電気設備 令10-①-13	<input type="checkbox"/> 配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/> 接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？			
避雷設備 令10-①-14 則13の2の2	<input type="checkbox"/> 突針部や架空地線等に変形、損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/> 断線はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 導線接続部の取付ボルトのゆるみ等はないか？			

	<input type="checkbox"/>	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
通風装置等 令10-①-15 令24-7	<input type="checkbox"/>	保温（冷）構造に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	通風装置、冷房装置、温度計等の計器は、正常に作動しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物の性質に応じた適正な温度、湿度を保っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
消火設備 令20 則29～則36	<input type="checkbox"/>	第1種、第2種又は第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2 則37 則38	<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意 ○喫煙管理を確認
	<input type="checkbox"/>		
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	<input type="checkbox"/>		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>		
漏れ、あふれ又は飛散防止 令24-8	<input type="checkbox"/>	①目視による確認	
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意



	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
容器 令24-11 令24-12 令27-③-1 則39の3	<input type="checkbox"/>	容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	品名、数量等の表示は適切か？		
	<input type="checkbox"/>	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認	
機械器具等の使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみがないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
保護液 令24-14	<input type="checkbox"/>	保護液から露出していないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	保護液の量は充分か？	②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	容器の蓋、栓のゆるみ等はないか？	①目視による確認	
貯蔵、取扱いの基準 令26-①-1 令26-①-1の2 令26-①-1の3 令26-①-2 則39の3、則40-① 令26-①-3 則40-② 令26-①-3の2 則40の2 令26-①-3の3	<input type="checkbox"/>	貯蔵所に定められた物品以外の物品を貯蔵していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	類の異なる危険物（定められたものを除く。）を同一の貯蔵所に貯蔵していないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	水中に貯蔵する物品と禁水性物品を同一の貯蔵所で貯蔵していないか？		
	<input type="checkbox"/>	類別、危険等級に適切した内装容器等に収納されているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	運搬容器は、密閉されているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	液体の危険物の運搬容器の収納率、空間容積は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	外装容器の収納状況は適正か？		
	<input type="checkbox"/>	内装容器等に表示はあるか？		
	<input type="checkbox"/>	内装容器等の表示は適正か？		
	<input type="checkbox"/>	指定数量の10倍以下ごとに区分されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	集積ごとに0.3m以上の間隔が確保されているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	油種に応じた容器の積み重ね高さは適正か？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	貯蔵所内の温度は適正か？	①目視による確認	
同時貯蔵 令26-①-1 則38の4 令26-①-1の2 則39	<input type="checkbox"/>	同時貯蔵する場合の貯蔵間隔等は適切か？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	

### 3 屋内貯蔵所（平屋建以外の独立専用建築物）

#### 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？	①仮使用の承認の有無と承認内容を、仮使用承認書により確認	
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする事業所においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	<input type="checkbox"/> 予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	<input type="checkbox"/> 保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	<input type="checkbox"/> その他予防規程の内容に則した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/> 定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	

## 2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考	
保安距離 令10-①-1	<input type="checkbox"/> 保安距離内に保安対象物件が新築、増築されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認		
	<input type="checkbox"/> 代替施設の防火上有効な塀等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認		
保有空地 令10-①-2	<input type="checkbox"/> 空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認		
標識、掲示板 令10-①-3 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/> 標識、掲示板は、見えにくいのか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 汚損、破損等はないか？			
	<input type="checkbox"/> 掲示板の記載内容（品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等）に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認		
建 築 物	階高等 令10-②-1	<input type="checkbox"/> 地盤沈下、周囲の地盤のかさあげ等により、床は地盤面より低くなっているか？	①目視による確認	
	壁、柱、床等 令10-②-3	<input type="checkbox"/> 壁、柱、床、はり及び階段に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/> 周囲の建築物の新築、増築により延焼のおそれのある外壁が生じていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	屋根及び天井 令10-①-7	<input type="checkbox"/> 屋根に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	窓及び出入口 令10-①-8	<input type="checkbox"/> 防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/> 防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○周囲の物品の存置にも留意
	網入ガラス 令10-①-9	<input type="checkbox"/> 網入ガラスに破損はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/> 網入ガラス以外のものとなっているか？		
床 令10-①-10 令10-①-11 令24-4の2	<input type="checkbox"/> 床及び貯留設備に亀裂、損傷、くぼみはないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 貯留設備に滞油、滞水、土砂等の堆積がないか？			
架台 令10-①-11の2 則16の2の2	<input type="checkbox"/> 架台に変形、損傷はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 架台の固定状況はよいか？			
	<input type="checkbox"/> 落下防止措置は適切か？			
採光、照明及び換気設備 令10-①-12 令24-6	<input type="checkbox"/> 採光、照明及び換気設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認		
	<input type="checkbox"/> 換気設備のダクト、ダンパー、引火防止網等に損傷、腐食等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/> 危険物の性質に応じて遮光及び換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認		
電気設備 令10-①-13	<input type="checkbox"/> 配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/> 接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？			
避雷設備 令10-①-14 則13の2の2	<input type="checkbox"/> 突針部や架空地線等に変形、損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/> 断線はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 導線接続部の取付ボルトのゆるみ等はないか？			

	<input type="checkbox"/>	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
消火設備 令20 則29～則36	<input type="checkbox"/>	第1種、第2種又は第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2 則37 則38	<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
適正な温度、湿度又は圧力 令24-7	<input type="checkbox"/>	通風装置、冷房装置、温度計等の計器は、正常に作動しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物の性質に応じた適正な温度、湿度を保っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
許可（届出）外危険物の貯蔵、取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意 ○喫煙管理を確認
	<input type="checkbox"/>		
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	<input type="checkbox"/>		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>		
漏れ、あふれ又は飛散防止 令24-8	<input type="checkbox"/>	①目視による確認	
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>		

<b>容器</b> 令24-11 令24-12 令27-③-1 則39の3	<input type="checkbox"/>	容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	品名、数量等の表示は適切か？		
	<input type="checkbox"/>	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認	
<b>機械器具等の使用制限</b> 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみがないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
<b>貯蔵、取扱いの基準</b> 令26-①-1 令26-①-1の2 令26-①-1の3 令26-①-2 則39の3 則40-① 令26-①-3 則40-② 令26-①-3の2 則40の2 令26-①-3の3	<input type="checkbox"/>	貯蔵所に定められた物品以外の物品を貯蔵していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	類の異なる危険物（定められたものを除く。）を同一の貯蔵所に貯蔵していないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	水中に貯蔵する物品と禁水性物品を同一の貯蔵所で貯蔵していないか？		
	<input type="checkbox"/>	類別、危険等級に適合した内装容器等に収納されているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	運搬容器は、密閉されているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	液体の危険物の運搬容器の収納率、空間容積は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	外装容器の収納状況は適正か？		
	<input type="checkbox"/>	内装容器等に表示はあるか？		
	<input type="checkbox"/>	内装容器等の表示は適正か？		
	<input type="checkbox"/>	指定数量の10倍以下ごとに区分されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	集積ごとに0.3m以上の間隔が確保されているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	油種に応じた容器の積み重ね高さは適正か？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	貯蔵所内の温度は適正か？	①目視による確認	
<b>同時貯蔵</b> 令26-①-1 則38の4 令26-①-1の2 則39 令26-①-1の3	<input type="checkbox"/>	同時貯蔵する場合の貯蔵間隔等は適切か？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	

## 4 屋内貯蔵所（他用途部分を有する建築物に設けるもの）

### 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする製造所においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	<input type="checkbox"/> 予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	<input type="checkbox"/> 保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	<input type="checkbox"/> その他予防規程の内容に則した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/> 定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	

## 2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目		着眼項目	チェックの方法	備考	
標識、掲示板 令10-①-3 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/>	標識、掲示板は、見えにくい か？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	汚損、破損等はないか？			
	<input type="checkbox"/>	掲示板の記載内容（品名、数量、倍 数、危険物保安監督者の氏名等）に 誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確 認 ②必要に応じ、施設台帳等により確 認		
建 築 物	階高等 令10-③-2	<input type="checkbox"/>	地盤沈下、周囲の地盤のかさあげ等 により、床は地盤面より低くなって いないか？	①目視による確認	
	壁、柱、床等 令10-③-4	<input type="checkbox"/>	壁、柱、床、はり及び屋根（又は上 階の床）に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	出入口 令10-③-5	<input type="checkbox"/>	防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	○周囲の物品 の存置等にも 留意
		<input type="checkbox"/>	防火設備の開閉機能及び自動閉鎖 の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	床 令10-①-10 令10-①-11 令24-4の2	<input type="checkbox"/>	床及び貯留設備に亀裂、損傷、くぼ みはないか？	①目視による確認	
<input type="checkbox"/>		貯留設備に滞油、滞水、土砂等の堆 積がないか？			
架台 令10-①-11の2 則16の2の2	<input type="checkbox"/>	架台に変形、損傷はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	架台の固定状況はよいか？			
	<input type="checkbox"/>	落下防止措置は適切か？			
採光、照明、換気 設備等 令10-①-12 令10-③-7 令24-6	<input type="checkbox"/>	採光、照明及び換気・排出設備に損 傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○汚れ、目詰ま りにも留意	
	<input type="checkbox"/>	換気・排出設備のダクト、ダンパー、 引火防止網等に損傷、腐食等はない か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認		
	<input type="checkbox"/>	危険物の性質に応じて遮光及び換 気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確 認		
電気設備 令10-①-13	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、 照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認		
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等 はないか？			
避雷設備 令10-①-14 則13の2の2	<input type="checkbox"/>	突針部やに架空地線等に変形、損傷 はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認		
	<input type="checkbox"/>	断線はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	導線接続部の取付ボルトのゆるみ 等はないか？			
	<input type="checkbox"/>	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認		
通風装置等 令10-①-15 令24-7	<input type="checkbox"/>	保温（冷）構造に亀裂、損傷はない か？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	通風装置、冷房装置、温度計等の計 器は、正常に作動しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認		
	<input type="checkbox"/>	危険物の性質に応じた適正な温度、 湿度を保っているか？	①目視及び関係者への質問により確 認		
消火設備 令20 則29～則36	<input type="checkbox"/>	第1種、第2種又は第3種の消火設 備については、消火設備のチェック シートによる。	①同左		
	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備につい ては、その位置及び設置数は適正 か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認		

警報設備 令21 則36の2 則37 則38	<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意 ○喫煙管理を確認
	<input type="checkbox"/>		
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	<input type="checkbox"/>		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>		
漏れ、あふれ又は飛散防止 令24-8	<input type="checkbox"/>	①目視による確認	
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>		
容器 令24-11 令24-12 令27-③-1 則39の3	<input type="checkbox"/>	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>		
機械器具等の使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>		
	<input type="checkbox"/>	①目視及び関係者への質問により確認	
保護液	<input type="checkbox"/>	①目視による確認	



令24-14	<input type="checkbox"/>	保護液の量は充分か？	②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	容器の蓋、栓のゆるみ等はないか？	①目視による確認	
<b>貯蔵、取扱いの基準</b> 令26-①-1 令26-①-1の2 令26-①-1の3 令26-①-2 則39の3 則40-① 令26-①-3 則40-② 令26-①-3の2 則40の2 令26-①-3の3	<input type="checkbox"/>	貯蔵所に定められた物品以外の物品を貯蔵していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	類の異なる危険物（定められたものを除く。）を同一の貯蔵所に貯蔵していないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	水中に貯蔵する物品と禁水性物品を同一の貯蔵所で貯蔵していないか？		
	<input type="checkbox"/>	類別、危険等級に適応した内装容器等に収納されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	運搬容器は、密閉されているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	液体の危険物の運搬容器の収納率、空間容積は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	外装容器の収納状況は適正か？		
	<input type="checkbox"/>	内装容器等に表示はあるか？		
	<input type="checkbox"/>	内装容器等の表示は適正か？		
	<input type="checkbox"/>	指定数量の10倍以下ごとに区分されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	集積ごとに0.3m以上の間隔が確保されているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	油種に応じた容器の積み重ね高さは適正か？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	貯蔵所内の温度は適正か？	①目視による確認	
	<b>同時貯蔵</b> 令26-①-1 則38の4 令26-①-1の2 則39 令26-①-1の3	<input type="checkbox"/>	同時貯蔵する場合の貯蔵間隔等は適切か？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認

## 5 屋外タンク貯蔵所

### 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする製造所においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	<input type="checkbox"/> 予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	<input type="checkbox"/> 保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	<input type="checkbox"/> その他予防規程の内容に則した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の5の3 則62の5の5 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/> 定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表は適正に保存されているか？		①目視による確認
内部点検 則62の4	<input type="checkbox"/> 定められた期間内に点検が行われているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認	

則62の5	<input type="checkbox"/>	点検実施者は適正か？	
	<input type="checkbox"/>	点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改修されているか？	
	<input type="checkbox"/>	点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認
保安検査 法14の3-① 令8の4 則62の2～則62の2の6	<input type="checkbox"/>	定められた期間内に保安検査を受けているか？	①施設台帳等により確認
タンクの不等沈下 法14の3-② 則62の2の6 令8の4-⑤	<input type="checkbox"/>	タンクの地盤の沈み、極端なタンクの傾斜等の不等沈下はないか？	①目視及び沈下測定記録等により確認
	<input type="checkbox"/>	不等沈下の割合が1/100を超えているか？	①目視及び沈下測定記録等により確認 (注) 不等沈下の割合が1/100を超えている場合は、臨時保安検査を受けなければならない。

## 2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
保安距離 令11-①-1	<input type="checkbox"/>	保安距離内に保安物件が新築、増築されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認
	<input type="checkbox"/>	代替施設の防火上有効な塀等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認
敷地内距離 令11-①-1の2 則19の2 告4の2の2	<input type="checkbox"/>	敷地境界の変更、境界外の告示で定める施設の用途の変更等により、必要な距離の不足を生じていないか？	①目視、及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、実測により確認
	<input type="checkbox"/>	代替施設の防火上有効な塀に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認
	<input type="checkbox"/>	代替施設の水幕設備は水幕設備チェックシートによる。	①同左
保有空地 令11-①-2 則15	<input type="checkbox"/>	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認
	<input type="checkbox"/>	代替施設の冷却用散水設備は、冷却用散水設備チェックシートによる。	①同左
標識、掲示板 令11-①-3 則17-①、則18-①	<input type="checkbox"/>	標識、掲示板は、見えにくいのか？	①目視による確認
	<input type="checkbox"/>	汚損、破損等はないか？	
	<input type="checkbox"/>	掲示板の記載内容（品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等）に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認
基礎 令11-①-3の2 令11-①-3の3 則20の2 則20の3の2	<input type="checkbox"/>	犬走り、法面、コンクリートリング等に損傷、亀裂等はないか？	①目視による確認
	<input type="checkbox"/>	コンクリートリングの水抜口の目詰まりはないか？	
タンク本体【底板部及び側板部】 令11-①-4 則20の4 則20の4の2 令11-①-7 令11-①-11の2 則21の4	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認
	<input type="checkbox"/>	鋼板に変形、亀裂はないか？	
	<input type="checkbox"/>	固定ボルトに腐食はないか、そのゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認
	<input type="checkbox"/>	塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、実測、板厚測定記録等により確認
	<input type="checkbox"/>	雨水浸入防止装置に亀裂、剥離等はないか？	①目視による確認
	<input type="checkbox"/>	底板の水抜管周りに腐食、土砂堆積、滞水等はないか、ピットに破損はないか？	

	<input type="checkbox"/>	側板の水抜管、ミキサー、ヒーター、ヒート交換コイル等の周りからの危険物の漏れはないか？		
	<input type="checkbox"/>	ウインドガーター及び階段に変形、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	保温、保冷タンクの外装材に変形、亀裂はないか、外装材内の滞水はないか？		
タンク本体【固定屋根部】 令11-①-4 令11-①-7 令26-①-4	<input type="checkbox"/>	屋根板等に変形、亀裂等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	塗装の剥離、腐食はないか、雨水等はたまっていないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、実測、板厚測定記録等により確認	
	<input type="checkbox"/>	マンホール、検尺口等の蓋が開放されたままになっていないか、取付ボルトのゆるみはないか？	①目視による確認	
タンク本体【浮き屋根部】 令11-①-4 令11-①-7 令11-①-11の3 則21の5 令26-①-4	<input type="checkbox"/>	屋根板等に変形、亀裂等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、実測、板厚測定記録等により確認	
	<input type="checkbox"/>	マンホール、検尺口等の蓋が開放されたままになっていないか、取付ボルトのゆるみはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	ルーフトレン、エマージェンシードレン等の付着により排水機能が阻害されていないか、排水に危険物が混入していないか？		
	<input type="checkbox"/>	ガイドポールに変形、傾斜、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	ローリングラダーに変形、亀裂、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	ルーフアースの断線、取付部のボルトのゆるみがないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	側板とのシール部分に必要以上の間隔が開いていないか、シールのゴム等の変形、亀裂等の劣化はないか？	①目視による確認	
タンク本体【浮き蓋部】 令11-② 則22の2 則22の2の2 告4の23の2～告4の23の8	<input type="checkbox"/>	浮き蓋等に変形、亀裂等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、実測、板厚測定記録等により確認	
	<input type="checkbox"/>	マンホール、検尺口等の蓋が開放されたままになっていないか、取付ボルトのゆるみはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	ディフューザー、特別通気口、通気管等に変形、亀裂等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	ガイドポールに変形、傾斜、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	アースの断線、取付部のボルトのゆるみがないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
タンク支柱 令11-①-5 則21	<input type="checkbox"/>	固定ボルトに腐食はないか、そのゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、被覆材の剥離等はないか？	①目視による確認	
通気管及び安全	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	

装置 令11-①-8 則19-① 則20-①	<input type="checkbox"/>	引火防止装置の損傷はないか、金網の目詰まり、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	弁の作動状況はよいか、安全装置等の機能はよいか？	①定期点検記録表等により確認	
自動表示装置 令11-①-9	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、腐食はないか、取付ボルトのゆるみはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物の量は正しく表示されているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
避雷設備 令11-①-14 則13の2の2	<input type="checkbox"/>	突針部や架空地線等に変形、損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	断線はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	導線接続部の取付ボルトのゆるみ等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
電気防食設備 令11-①-7の2 則21の2	<input type="checkbox"/>	端子箱に損傷はないか、端子のゆるみ等はないか、防食電位はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
配管・弁等 令11-①-12 則13の5 令11-①-12の2 令11-①-12の3 則21の6 令11-①-11 令26-①-5	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認 ②地下配管の漏れの有無は、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管は地盤面に接していないか？		
	<input type="checkbox"/>	弁及び可撓管継手の取付ボルトにゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管ピット等に変形、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	保温材に損傷はないか、その剥離はないか？		
	<input type="checkbox"/>	配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	危険物の出し入れを行っていないタンクの元弁は閉鎖されているか？		
注入口 令11-①-10 則18-② 令26-①-5	<input type="checkbox"/>	注入口の周囲に火気使用施設を設置する等により、火災予防上支障のある状況となっていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	弁、ふた、注入口から危険物の漏れはないか？		
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	接地電極の断線、取付ボルトのゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	掲示板は見えにくくないか。記載内容（特に品名）に誤りはないか、汚損、破損等はないか？	①目視による確認	
ポンプ設備等 令11-①-10の2 則18-② 令24-4の2	<input type="checkbox"/>	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプ等からの危険物の漏れはないか？		
	<input type="checkbox"/>	ポンプ等に変形、損傷、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	ポンプ等は正常に機能しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

	<input type="checkbox"/>	ポンプの取付基礎に亀裂、損傷はないか、そのゆるみはないか？固定ボルトに腐食、損傷はないか、そのゆるみはないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプ室の屋根、壁、柱、床に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	防火設備に損傷はないか、その開閉機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	油分離装置の機能はよいか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	囲い、貯留設備、油分離装置等に亀裂、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	貯留設備、油分離装置に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
	<input type="checkbox"/>	掲示板は見えにくいのか、記載内容（特に品名）に誤りはないか、汚損、破損等はないか？		
防油堤等 令11-①-15 則22 令26-①-6	<input type="checkbox"/>	防油堤の周囲の道路等に不必要な物件は置かれていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	防油堤等の本体に亀裂、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	防油堤の不等沈下等が生じていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	防油堤の配管貫通部、目地部分等に変形、損傷、隙間等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	防油堤内にタンクに関係のない配管が敷設されていないか？		
	<input type="checkbox"/>	階段に変形、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	水抜弁は閉鎖されているか、水抜弁に変形、損傷、土砂等のつまりはないか、その開閉状況確認装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	排水溝、貯留設備に亀裂、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか、流出危険物自動検知装置の機能はよいか？		
電気設備 令11-①-13	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
消火設備 令20 則29～則31 則32の4～則32の6、 則32の10～則36	<input type="checkbox"/>	第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2 則37 則38	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/> 許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/> 危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/> 火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/> 「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/> 従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	<input type="checkbox"/> 夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/> 火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
異物の混入等 令24-9	<input type="checkbox"/> 危険物が変質していないか？	①目視による確認	○廃液処理における異常反応防止にも留意
	<input type="checkbox"/> 混入防止、変質防止の安全策を講じているか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/> 移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後にしているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/> 固定した設備等の修理は、危険物を除去した後にしているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の 使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/> 電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 振動等により接続部にゆるみが出ていないか？		
	<input type="checkbox"/> 火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？		
同時貯蔵 令26-①-1ただし書 則38の4 令26-①-1の2 則39 令26-①-1の3	<input type="checkbox"/> 貯蔵所に定められた物品以外の物品を貯蔵していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 類の異なる危険物（定められたものを除く。）を同一の貯蔵所に貯蔵していないか？		
	<input type="checkbox"/> 水中に貯蔵する物品と禁水性物品を同一の貯蔵所で貯蔵していないか？		

## 6 平屋建の建築物に設ける屋内タンク貯蔵所

### 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		

### 2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考	
標識、掲示板 令12-①-3 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/> 標識、掲示板は、見えにくいのか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 汚損、破損等はないか？			
	<input type="checkbox"/> 掲示板の記載内容（品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等）に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認		
タンク専用室	壁、柱、床等 令12-①-12	<input type="checkbox"/> 壁、柱、床及びはりに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/> 周囲の建築物の新築、増築により延焼のおそれのある外壁が生じていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	屋根 令12-①-13	<input type="checkbox"/> 屋根に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	窓及び出入口 令12-①-14	<input type="checkbox"/> 防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
<input type="checkbox"/> 防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいか？		①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○周囲の物品の存置等にも留意	



網入ガラス 令12-①-15	<input type="checkbox"/>	網入ガラスに破損はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	網入ガラス以外のものとなっていないか？		
	<input type="checkbox"/>	床及び貯留設備に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		貯留設備に滞油、滞水がないか？		
しきい 令12-①-17	<input type="checkbox"/>	しきいに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
採光、照明、換気設備等 令12-①-18 令24-6	<input type="checkbox"/>	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	換気・排出設備のダクト、ダンパー、引火防止網等の損傷、腐食等はないか？	①目視による確認	○汚れ、目詰まりにも留意
	<input type="checkbox"/>	危険物の性質に応じて遮光及び換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
タンク本体〔底板部及び側板部〕 令12-①-5 令12-①-6 令12-①-10の2	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	鋼板に変形、亀裂はないか？		
	<input type="checkbox"/>	固定ボルトに腐食はないか、そのゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	底板の水抜管周りに腐食、滞水等はないか、ピットに破損はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	側板の水抜管、ミキサー、ヒーティングコイル等の周りからの危険物の漏れはないか？		
	<input type="checkbox"/>	階段に変形、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	保温、保冷タンクの外装材に変形、亀裂はないか、外装材内の滞水はないか？		
タンク本体〔屋根部〕 令12-①-5 令12-①-6 令26-①-4	<input type="checkbox"/>	屋根板等に変形、亀裂等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	マンホール、検尺口等の蓋が開放されたままになっていないか、取付ボルトのゆるみはないか？	①目視による確認	
通気管及び安全装置 令12-①-7 則19-① 則20-②	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	通気管の先端の周囲1m未満に窓、出入口等開口部が設けられていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	引火防止装置の損傷はないか、金網の目詰まり、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	弁の作動状況はよいか、安全装置等の機能はよいか？		
自動表示装置 令12-①-8	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、腐食はないか、取付ボルトのゆるみはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物の量は正しく表示されているか？		
配管・弁等 令12-①-11 則13の5 令12-①-11の2 令12-①-10 令26-①-5	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	配管は地盤面に接していないか？		
	<input type="checkbox"/>	弁及び可撓管継手の取付ボルトにゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管ピット等に変形、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	

	<input type="checkbox"/>	保温材に損傷はないか、その剥離はないか？		
	<input type="checkbox"/>	配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	危険物の出し入れを行っていないタンクの元弁は閉鎖されているか？		
<b>注入口</b> 令12-①-9 則18-② 令26-①-5	<input type="checkbox"/>	注入口の周囲に火気使用施設を設置する等により、火災予防上支障のある状況となっていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	弁、ふた、注入口から危険物の漏れはないか？		
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	接地電極の断線、取付ボルトのゆるみ等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	掲示板は見えにくくないか。記載内容（特に品名）に誤りはないか、汚損、破損等はないか？	①目視による確認	
<b>ポンプ設備等</b> 令12-①-9の2 則22の5-1、2 則18-② 令24-4の2	<input type="checkbox"/>	ポンプ等からの危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプ等に変形、損傷、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	ポンプ等は正常に機能しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプの取付基礎に亀裂、損傷はないか、固定ボルトに腐食、損傷はないか、そのゆるみはないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプ室の屋根、壁、柱、床に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	防火設備に損傷はないか、その開閉機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	囲い、貯留設備、油分離装置等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	油分離装置の機能はよいか？		
	<input type="checkbox"/>	貯留設備、油分離装置に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
	<input type="checkbox"/>	掲示板は見えにくくないか、記載内容（特に品名）に誤りはないか、汚損、破損等はないか？		
<b>電気設備</b> 令12-①-19	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
<b>消火設備</b> 令20 則29～則31 則32の4～則36	<input type="checkbox"/>	第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、その機能はよいか？	①目視による確認	
<b>警報設備</b> 令21 則36の2 則37 則38	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の 使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認  ①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみがないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？		
同時貯蔵 令26-①-1 則38の4 令26-①-1の2 則39 令26-①-1の3	<input type="checkbox"/>	貯蔵所に定められた物品以外の物品を貯蔵していないか？	①目視及び関係者への質問により確認  ①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	類の異なる危険物（定められたものを除く。）を同一の貯蔵所に貯蔵していないか？		
	<input type="checkbox"/>	水中に貯蔵する物品と禁水性物品を同一の貯蔵所で貯蔵していないか？		

## 7 平屋建の建築物以外に設ける屋内タンク貯蔵所

### 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		

### 2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考	
標識、掲示板 令12-①-3 則17-①、則18-①	<input type="checkbox"/> 標識、掲示板は、見えにくいのか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 汚損、破損等はないか？			
	<input type="checkbox"/> 掲示板の記載内容（品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等）に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認		
タンク専用室	壁、柱、床等 令12-②-3	<input type="checkbox"/> 壁、柱、床及びはりに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	屋根等 令12-②-4	<input type="checkbox"/> 屋根等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	窓及び出入口	<input type="checkbox"/> 防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
	令12-②-5、6	<input type="checkbox"/> 防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいのか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○周囲の物品の存置等にも留意

床 令12-①-16 令24-4の2	<input type="checkbox"/>	床及び貯留設備に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	貯留設備に滞油、滞水がないか？		
しきい等 令12-②-8	<input type="checkbox"/>	しきい等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
採光、照明、換気 設備等 令12-①-18 令12-②-7 令24-6	<input type="checkbox"/>	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	換気・排出設備のダクト、ダンパー、引火防止網等の損傷、腐食等はないか？	①目視による確認	○汚れ、目詰まりにも留意
	<input type="checkbox"/>	危険物の性質に応じて遮光及び換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
タンク本体〔底板部及び側板部〕 令12-①-5 令12-①-6 令12-①-10の2	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	鋼板に変形、亀裂はないか？		
	<input type="checkbox"/>	固定ボルトに腐食はないか、そのゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	底板の水抜管周りに腐食、滞水等はないか、ピットに破損はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	側板の水抜管、ミキサー、ヒーティングコイル等の周りからの危険物の漏れはないか？		
	<input type="checkbox"/>	階段に変形、損傷はないか？		
タンク本体〔固定屋根部〕 令12-①-5 令12-①-6 令26-①-4	<input type="checkbox"/>	屋根板等に変形、亀裂等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	マンホール、検尺口等の蓋が開放されたままになっていないか、取付ボルトのゆるみはないか？	①目視による確認	
通気管及び安全装置 令12-①-7 則19-① 則20-②	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	通気管の先端の周囲1m未満に窓、出入口等開口部が設けられていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	引火防止装置の損傷はないか、金網の目詰まり、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	弁の作動状況はよいか、安全装置等の機能はよいか？		
自動表示装置 令12-①-8	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、腐食はないか、取付ボルトのゆるみはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物の量は正しく表示されているか？		
配管・弁等 令12-①-11 則13の5 令12-①-11の2 令12-①-10 令26-①-5	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	配管は地盤面に接していないか？		
	<input type="checkbox"/>	弁及び可撓管継手の取付ボルトにゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管ピット等に変形、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	保温材に損傷はないか、その剥離はないか？		

	<input type="checkbox"/>	配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	危険物の出し入れを行っていないタンクの元弁は閉鎖されているか？		
<b>注入口</b> 令12-①-9 則18-② 令12-②-2 令26-①-5	<input type="checkbox"/>	注入口の周囲に火気使用施設を設置する等により、火災予防上支障のある状況となっていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	弁、ふた、注入口から危険物の漏れはないか？		
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	接地電極の断線、取付ボルトのゆるみ等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	掲示板は見えにくくないか。記載内容（特に品名）に誤りはないか、汚損、破損等はないか？	①目視による確認	
<b>ポンプ設備等</b> 令12-②-2の2 則22の6-1、2 則18-② 令24-4の2	<input type="checkbox"/>	ポンプ等からの危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプ等に変形、損傷、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	ポンプ等は正常に機能しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプの取付基礎に亀裂、損傷はないか、固定ボルトに腐食、損傷はないか、そのゆるみはないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプ室の屋根、壁、柱、床に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	防火設備に損傷はないか、その開閉機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	囲い、貯留設備、油分離装置等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	油分離装置の機能はよいか？		
	<input type="checkbox"/>	貯留設備及び油分離装置に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
	<input type="checkbox"/>	掲示板は見えにくくないか、記載内容（特に品名）に誤りはないか、汚損、破損等はないか？		
	<b>電気設備</b> 令12-①-19	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認
<input type="checkbox"/>		接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
<b>消火設備</b> 令20 則29～31 則32の4～36	<input type="checkbox"/>	第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、その機能はよいか？	①目視による確認	
<b>警報設備</b> 令21 則36の2 則37 則38	<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の 使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認  ①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみがないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？		
同時貯蔵 令26-①-1 則38の4 令26-①-1の2 則39 令26-①-1の3	<input type="checkbox"/>	貯蔵所に定められた物品以外の物品を貯蔵していないか？	①目視及び関係者への質問により確認  ①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	類の異なる危険物（定められたものを除く。）を同一の貯蔵所に貯蔵していないか？		
	<input type="checkbox"/>	水中に貯蔵する物品と禁水性物品を同一の貯蔵所で貯蔵していないか？		

## 8 地下タンク貯蔵所

### 1 管理関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/>	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/>	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/>	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/>	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/>	仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/>	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/>	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-①、令31の2 則48	<input type="checkbox"/>	選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/>	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	<input type="checkbox"/>	業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4、 則62の5の2 則62の5の3 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/>	定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/>	定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/>	定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	定期点検記録表は適正に保存されているか？		①目視による確認

### 2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
タンクの位置 令13-①-1 令13-②-1-イ、ロ 則24の2の2-②、④	<input type="checkbox"/>	タンクの蓋に亀裂、損傷、不等沈下等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	漏れ検知装置に亀裂、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	漏れ検知装置の機能はよいか？	①作動により確認	



<b>標識、掲示板</b> 令13-①-5 則17-①、則18-①	<input type="checkbox"/>	標識、掲示板は、見えにくい か？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	汚損、破損等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	掲示板の記載内容（品名、数量、倍 数、危険物保安監督者の氏名等）に 誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確 認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
<b>タンクの構造</b> 令13-①-6 令13-②-1 令13-②-2 令13-②-3 令13-②-4 則23 則24の2の2-①、③ 告4の47	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①検査棒の色、臭い等並びに（一財） 全国危険物安全協会発行の点検済 証及び定期点検記録表等により確 認	
<b>通気管及び安全 装置</b> 令13-①-8 則19-①、則20-③ 令13-②柱書	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	通気管の接続部分の点検口に亀裂、 損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	通気管の先端の周囲1m未満に窓、 出入口等開口部が設けられていな いか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	可燃性蒸気回収設備に損傷はない か？	①目視及び関係者への質問により確 認 ②必要に応じ、移動タンク貯蔵所と可 燃性蒸気回収設備との接続により 確認	
	<input type="checkbox"/>	弁の作動状況はよいか、安全装置等 の機能はよいか？	①目視による確認 ②定期点検記録表により確認	
<b>自動表示装置等</b> 令13-①-8の2 令13-②柱書 令26-①-4	<input type="checkbox"/>	自動表示装置に変形、損傷、腐食は ないか、取付ボルトのゆるみはない か？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物の量は正しく表示されてい るか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等によ り確認	
	<input type="checkbox"/>	計量口に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	計量口の蓋が開放されたままにな っていないか、取付ボルトのゆるみ はないか？		
<b>注入口</b> 令13-①-9 則18-② 令13-②柱書 令26-①-5	<input type="checkbox"/>	注入口の周囲に火気使用施設を設 置する等により、火災予防上支障の ある状況となっていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	弁、ふた、注入口から危険物の漏れ はないか？		
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	接地電極の断線、その取付ボルトの ゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等によ り確認	
	<input type="checkbox"/>	掲示板は見えにくい。記載内 容（特に品名）に誤りはないか、汚 損、破損等はないか？	①目視による確認	
<b>ポンプ設備等</b> 令13-①-9の2 則18-② 令13-②柱書 令24-4の2	<input type="checkbox"/>	ポンプ等からの危険物の漏れはな いか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプ等に変形、損傷、腐食はない か？		
	<input type="checkbox"/>	ポンプ等は正常に機能している か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等によ り確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプ等の取付基礎に亀裂、損傷は ないか、固定ボルトに腐食、損傷は ないか、そのゆるみはないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	

	<input type="checkbox"/>	ポンプ室の屋根、壁、柱、床に腐食、損傷、ゆるみはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	防火設備に損傷はないか、その開閉機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	囲い、貯留設備、油分離装置等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	油分離装置の機能はよいか？		
	<input type="checkbox"/>	貯留設備、油分離装置に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
	<input type="checkbox"/>	掲示板は見えにくくないか、記載内容（特に品名）に誤りはないか、汚損、破損等はないか？		
配管・弁等 令13-①-10 則13の5 令13-①-11 令13-②柱書 令26-①-5	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認 ②地下配管の漏れの有無は、定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管は地盤面に接していないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管ピット等に変形、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	保温（冷）材の損傷、脱落、剥離はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	○保温（冷）材の損傷、脱落等が認められた場合には、保温（冷）下の配管が腐食しているおそれがあることから、保温（冷）材を外して点検することを指導する。
	<input type="checkbox"/>	配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物の出し入れを行っていないタンクの元弁は閉鎖されているか？	①目視による確認	
電気設備 令13-①-12 令13-②柱書	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
漏えい検知設備 令13-①-13 則23の3	<input type="checkbox"/>	検知設備に変形、損傷、腐食、目詰まり等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	検知設備内部に土砂等の堆積はないか？		
電気防食設備 令13-①-7 則23の2-①-2, 3 告4の49 告4	<input type="checkbox"/>	端子箱に損傷はないか、端子のゆるみ等はないか、防食電位はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
高精度液面計 令13-①-13 則23の3-1 告4の49の2	<input type="checkbox"/>	自動表示装置、検出部に変形、損傷、腐食はないか、取付ボルトのゆるみはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物の量は正しく表示されているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、点検記録等により確認	

消火設備 令20-①-3 則35-1 則36	<input type="checkbox"/>	その位置及び設置数は適正か、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2 則37 則38	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気 の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の 使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみがないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？		①目視及び関係者への質問により確認
同時貯蔵 令26-①-1 則38の4	<input type="checkbox"/>	貯蔵所に定められた物品以外の物品を貯蔵していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	

## 9 簡易タンク貯蔵所

### 1 管理関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/>	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/>	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/>	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/>	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/>	仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/>	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/>	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/>	選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/>	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	<input type="checkbox"/>	業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		

### 2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
屋外設置等 令14-1	<input type="checkbox"/>	屋外に設置されている場合、位置はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
標識、掲示板 令14-3 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/>	標識、掲示板は、見えにくいのか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	汚損、破損等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	掲示板の記載内容（品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等）に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	

専用室	壁、柱、床等 令14-1-イ	<input type="checkbox"/>	壁、柱、床及びはりに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/>	周囲の建築物の新築、増築により延焼のおそれのある外壁が生じていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	屋根 令14-1-イ	<input type="checkbox"/>	屋根に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	窓及び出入口 令14-1-ロ	<input type="checkbox"/>	防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/>	防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○周囲の物品の存置等にも留意
	網入ガラス 令14-1-ロ	<input type="checkbox"/>	網入ガラスに破損はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/>	網入ガラス以外のものとなっているか？		
	床 令14-1-ハ 令24-4の2	<input type="checkbox"/>	床及び貯留設備に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/>	貯留設備に滞油、滞水がないか？		
	採光、照明、換気設備等 令14-1-ニ 令24-6	<input type="checkbox"/>	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
<input type="checkbox"/>		換気・排出設備のダクト、ダンパー、引火防止網等の損傷、腐食等はないか？	①目視による確認	○汚れ、目詰まりにも留意	
<input type="checkbox"/>		危険物の性質に応じて遮光及び換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認		
簡易貯蔵タンクの数等 令14-2、5、6、7	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	鋼板に変形、亀裂はないか？			
	<input type="checkbox"/>	塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、板厚測定により確認		
固定及び設置方法 令14-4	<input type="checkbox"/>	タンクは車止め等により固定されているか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	空地等内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？			
通気管 令14-8 則20-④	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	引火防止装置に損傷はないか、金網の目詰まり、腐食はないか？			
給油設備等 令14-9	<input type="checkbox"/>	外装の内部に危険物の漏れはないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	ホースの長さは3 m以下に保たれているか。また、ホースに亀裂、ひび割れ等がないか？			
	<input type="checkbox"/>	給油ホース又は注油ホースの静電気除去装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、接地抵抗試験等により確認		
消火設備 令20-①-3 則29～則31 則35-3	<input type="checkbox"/>	その位置及び設置数は適正か、その機能はよいか？	①目視による確認		
警報設備 令21 則36の2、則37、則38	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認		

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 危険物の取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の 使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみがないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？		①目視及び関係者への質問により確認
同時貯蔵 令26-①-1 則38の4	<input type="checkbox"/>	貯蔵所に定められた物品以外の物品を貯蔵していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	

# 10 移動タンク貯蔵所

## 1 管理関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/>	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/>	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/>	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
	<input type="checkbox"/>	移動タンク貯蔵所の常置場所を変更していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/>	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/>	仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/>	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/>	移動タンク貯蔵所にあつては、施設の所在は明らかか？		
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/>	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問による確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の5の4 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/>	定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/>	定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/>	定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	

## 2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
常置場所 令15-①-1	<input type="checkbox"/>	壁、柱、はり及び屋根に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	周囲の建築物の新築、増築等により防火上危険が生じていないか？		
タンク本体 令15-①-2、3、5、8	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	タンク本体及びタンク附属設備（マンホール、計量口、安全弁等）に破損、変形はないか？		

	<input type="checkbox"/>	塗装の剥離、腐食はないか？		
安全装置 令15-①-4 則19-②	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	弁の作動状況はよいか、機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	可燃性蒸気回収設備に損傷はないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、地下タンク貯蔵所等と可燃性蒸気回収設備との接続により確認	
側面枠及び防護枠 令15-①-7 則24の3	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
手動閉鎖装置等 令15-①-9 則24の4	<input type="checkbox"/>	手動閉鎖装置は容易に作動するか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	閉鎖装置に損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
配管先端の弁 令15-①-12	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	弁に破損、変形はないか？		
	<input type="checkbox"/>	開閉コックは容易に作動するか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
電気設備の構造 令15-①-13	<input type="checkbox"/>	電動機及び配線に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
接地導線 令15-①-14	<input type="checkbox"/>	接地導線に断線はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	接地導線は容易に引き出せるか？	②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
注入ホース、結合金具 令15-①-15	<input type="checkbox"/>	注入ホースに亀裂、損傷はないか、結合金具に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
静電気除去装置 令15-①-16	<input type="checkbox"/>	計量棒の受け金は離脱していないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	導線に離脱、断線はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	計量棒の外筒の離脱、ゆるみ等はないか？	①目視による確認	
標識及び表示等 令15-①-10 令15-①-17 則17-② 令26-①-6の2	<input type="checkbox"/>	標識及び表示は見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	汚損、破損等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	類、品名、最大数量に誤りはないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、完成検査済証、品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書により確認	
消火設備 令20-①-3 則32の11 則35-2	<input type="checkbox"/>	その位置及び設置数は適正か、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
積載式移動タンク貯蔵所の特例 令15-② 則24の5	<input type="checkbox"/>	箱枠に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	緊結金具、すみ金具、Uボルトに変形、損傷はないか、そのゆるみ等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	汚損等により見えにくくないか？		



### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/> 許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/> 危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/> 火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/> 「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/> 火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/> 移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/> 固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/> 電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 振動等により接続部にゆるみができるか？		
	<input type="checkbox"/> 火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
底弁の使用時以外の閉鎖 令26-①-7	<input type="checkbox"/> 底弁は使用時以外完全に閉鎖されているか？	①目視による確認	
書類の備付け 令26-①-9、10 則40の2の3 則40の3の2	<input type="checkbox"/> 書類は、備え付けられているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
注入ホースの緊結 令27-⑥-4-イ	<input type="checkbox"/> 注入ホースは、タンクに注入するとき、その注入口に緊結されているか？	①関係者への質問により確認	
容器への詰替え 令27-⑥-4-ロ 則40の5の2-①	<input type="checkbox"/> 容器への詰め替えは行っていないか？	①関係者への質問により確認	
注入時、排出時の接地 令27-⑥-4-ハ 則40の6	<input type="checkbox"/> 注入時、排出時の接地は適切か？	①関係者への質問により確認	
注入時の原動機停止 令27-⑥-4-ニ	<input type="checkbox"/> 引火点が40℃未満の危険物を注入するとき、原動機を停止させているか？	①関係者への質問により確認	

# 11 屋外貯蔵所

## 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-①、令31の2 則48	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問による確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	<input type="checkbox"/> 予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	<input type="checkbox"/> 保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	<input type="checkbox"/> その他予防規程の内容に即した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/> 定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	

## 2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
保安距離 令16-①-1	<input type="checkbox"/> 保安距離内に保安対象物件が新築、増築されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/> 代替施設の防火上有効な塀等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
保有空地 令16-①-4	<input type="checkbox"/> 空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
設置場所 令16-①-2 令24-4の2	<input type="checkbox"/> 地盤に亀裂、損傷はないか、くぼ地ができていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 排水溝及び油分離装置に亀裂、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/> 周囲の地盤面が高くなっていないか？		
	<input type="checkbox"/> 油分離装置の機能はよいか？		
	<input type="checkbox"/> 油分離装置に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
さく等 令16-①-3	<input type="checkbox"/> さく等に損傷はないか？	①目視による確認	
架台 令16-①-6 則24の10	<input type="checkbox"/> 架台に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 架台の固定状況はよいか？		
	<input type="checkbox"/> 落下防止措置は適切か？		
標識、掲示板 令16-①-5 則17-①、則18-①	<input type="checkbox"/> 標識、掲示板は見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 汚損、破損等はないか？		
	<input type="checkbox"/> 掲示板の記載内容（品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等）に誤りはないか？		①目視、関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認
散水設備 昭和63年政令第358号附則9-⑥-1	<input type="checkbox"/> 散水設備等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
消火設備 令20 則29～36	<input type="checkbox"/> その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2、則37、則38	<input type="checkbox"/> 電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

## 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
許可（届出）外危険物の貯蔵、取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/> 許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、受払伝票等により確認	（注）危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/> 危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/> 火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/> 「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/> 従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	

	<input type="checkbox"/>	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意	
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？			
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意	
	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？			
容器 令24-11 令24-12 令27-③-1 則39の3	<input type="checkbox"/>	容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認		
	<input type="checkbox"/>	品名、数量等の表示は適切か？			
	<input type="checkbox"/>	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認		
機械器具等の 使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみができるか？			
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認		
貯蔵、取扱いの 基準 令26-①-11 則39の3 令26-①-11の3 則40の2の5	<input type="checkbox"/>	類別、危険等級に適切した内装容器等に収納されているか？	①目視及び関係者への質問により確認		
	<input type="checkbox"/>	運搬容器は、密閉されているか？		①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	液体の危険物の運搬容器の収納率、空間容積は適正か？		①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	外装容器の収納状況は適正か？			
	<input type="checkbox"/>	内装容器等に表示はあるか？			
	<input type="checkbox"/>	内装容器等の表示は適正か？			
	<input type="checkbox"/>	油種に応じた容器の積み重ね高さは適正か？	①目視による確認		
同時貯蔵 令26-①-1 則38の4 令26-①-1の2 則39	<input type="checkbox"/>	貯蔵所に定められた物品以外の物品を貯蔵していないか？	①目視及び関係者への質問により確認		
	<input type="checkbox"/>	類の異なる危険物（定められたものを除く。）を同一の貯蔵所に貯蔵していないか？	①目視による確認		

## 12 給油取扱所（屋外）

### 1 管理関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/>	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/>	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/>	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/>	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/>	仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/>	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/>	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/>	選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/>	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	<input type="checkbox"/>	業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問による確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	<input type="checkbox"/>	予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	<input type="checkbox"/>	保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	<input type="checkbox"/>	その他予防規程の内容に即した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の5の2 則62の5の3 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/>	定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/>	定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/>	定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	定期点検記録表は適正に保存されているか？		

## 2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
給油空地及び注油空地 令17-①-1 令17-①-2 令17-①-3 令27-⑥-1-ハ 令27-⑥-1-ニ 則24の14-2、3 則24の15-1、2	<input type="checkbox"/> 給油空地内又は注油空地内に新たに工作物等が設置されていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 給油空地内で給油を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 注油空地内で注油（又は注入）を行っているか？		
地盤面 令17-①-5 則24の17-1	<input type="checkbox"/> 地盤沈下、前面道路のかさ上げ工事等で周囲の地盤面より低くなっているか？	①目視による確認	
舗装 令17-①-4 則24の16-1、2	<input type="checkbox"/> 表面（特にコンクリートの目地）に亀裂、くぼみ等は生じていないか？		
排水溝及び油分離装置 令17-①-5 令24-4の2 則24の17-1、2、3 告4の51	<input type="checkbox"/> 排水溝及び油分離装置に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 排水溝及び油分離装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 排水溝及び油分離装置に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
標識、掲示板 令17-①-6 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/> 標識、掲示板は見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 汚損、破損等はないか？		
	<input type="checkbox"/> 掲示板の記載内容（品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等）に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンク 令17-①-7 令17-①-8 令27-⑥-1-ホ	<input type="checkbox"/> 専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクは、地下タンク貯蔵所及び簡易タンク貯蔵所のチェックシートによる。	①同左	
固定給油設備及び灯油用固定注油設備 令17-①-10 則25の2 令17-①-11 則25の3 令17-①-15 令27-⑥-1-イ 令27-⑥-1-ロ 令27-⑥-1-ヘ	<input type="checkbox"/> 設備の固定ボルト等の腐食、ゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/> 固定給油設備等の取付部、フランジ部等から危険物の漏れがないか？	①外装を取り外し、目視による確認	
	<input type="checkbox"/> ホースの長さは、許可時の長さ（懸垂式は固定の長さ）に保たれているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/> 静電気除去装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物を自動的に専用タンクに戻すことができる装置（懸垂式のものに限る。）の機能はよいか？	①作動により確認	
	<input type="checkbox"/> 油種、品名等の表示は、見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 緊急停止装置の機能はよいか？（懸垂式のものに限る。）	①作動又は定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> ドラム缶、石油缶等から自動車に給油していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 給油中はエンジンを停止させているか？		
	<input type="checkbox"/> 専用タンク等への注入中は、固定給油設備等の使用を中止しているか？	①関係者への質問により確認	
建築物等 令17-①-16 則25の4-①	<input type="checkbox"/> 建築物その他の工作物が給油又はこれに付帯する業務以外の用途に使用されていないか？	①目視及び関係者への質問により確認	

則25の4-② 令17-①-17 則25の4-④ 令17-①-18 則25の4-⑤ 令27-⑥-1-ア 則40の3の6	<input type="checkbox"/>	事務所等の床面積の合計が300㎡を超えていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/>	建築物の壁、柱、床、はり、屋根、ひさし及び防火区画に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	防火設備に損傷はないか、その開閉機能はよいか。また、事務所等の扉の自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	網入ガラス等に破損はないか、また、網入ガラス又は防火設備のガラス以外のものとなっているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	事務所等の犬走り又は出入口の敷居の高さは、周囲地盤の補修等により不足していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	物品の販売等の業務は定められた場所で行われているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	2階の販売室から敷地外への避難は速やかにできるか？	①目視による確認	
<b>防火塀</b> 令17-①-19 則25の4の2 告4の52	<input type="checkbox"/>	塀又は壁に亀裂、損傷、傾斜等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	開口部に設けられた防火設備に損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	網入りガラス等に破損はないか、また、網入りガラス以外のものとなっているか？		
	<input type="checkbox"/>	周囲の建築物の新築、増築により塀又は壁の高さの不足が生じていないか？		
<b>ポンプ室等</b> 令17-①-20-イ 令24-4の2 令17-①-20-ロ 令17-①-20-ハ 令24-6	<input type="checkbox"/>	壁、柱、床、屋根及び貯留設備に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	貯留設備に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
	<input type="checkbox"/>	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物の性質に応じて遮光又は換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
<b>道路境界線からの間隔を保つことを要しないポンプ室</b> 則25の3の2	<input type="checkbox"/>	壁、柱、床、はり及び屋根（又は上階の床）に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	扉に変形、損傷はないか、その自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
<b>電気設備</b> 令17-①-21	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
<b>附随設備等</b> 令17-①-22 則25の5 令17-①-23	<input type="checkbox"/>	固定給油設備等からの離隔距離は確保されているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	附随設備から危険物の漏れはないか？		
	<input type="checkbox"/>	蒸気洗浄機の周囲の囲い及び煙突に亀裂、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	附随設備に収納する危険物の数量の総和は、指定数量未満となっているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	給油に支障があると認められる設備を設置していないか？	①目視による確認	
<b>消火設備</b> 令20 則29～36	<input type="checkbox"/>	その位置及び設置数は適正か、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

			り確認	
警報設備 令21 則36の2 則37 則38	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認	
避難設備 令21の2 則38の2	<input type="checkbox"/>	誘導灯の位置は見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	誘導灯に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	従業員時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
容器 令24-11 令24-12 令27-③-1 則39の3	<input type="checkbox"/>	容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	品名、数量等の表示は適切か？		
	<input type="checkbox"/>	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認	
機械器具等の 使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみがないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
駐車の禁止等	<input type="checkbox"/>	給油及び注入時の禁止場所において	①目視及び関係者への質問により確認	



令27-⑥-1-チ 則40の3の4		駐車、整備又は点検を行っていないか？	認	
洗剤の使用制限 令27-⑥-1-ル	<input type="checkbox"/>	引火点を有する液体の洗剤を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
出入りさせないための措置 令27-⑥-1-ワ	<input type="checkbox"/>	給油業務を行っていないときは、ロープ、鎖、施錠等により必要な措置を講じているか？	①目視及び関係者への質問により確認	

## 12-2 顧客に自ら給油等させる給油取扱所（屋外）

### 1 管理関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/>	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/>	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/>	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/>	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/>	仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/>	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/>	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/>	選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/>	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	<input type="checkbox"/>	業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問による確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	<input type="checkbox"/>	予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	<input type="checkbox"/>	保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	<input type="checkbox"/>	その他予防規程の内容に即した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の5の2 則62の5の3 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/>	定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/>	定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/>	定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	定期点検記録表は適正に保存されているか？		

## 2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
給油空地及び注油空地 令17-①-1 令17-①-2 令17-①-3 令27-⑥-1-ハ 令27-⑥-1-ニ 則24の14-2、3 則24の15-1、2	<input type="checkbox"/> 給油空地内又は注油空地内に新たに工作物等が設置されていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 給油空地内で給油を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 注油空地内で注油（又は注入）を行っているか？		
地盤面 令17-①-5 則24の17-1	<input type="checkbox"/> 地盤沈下、前面道路のかさ上げ工事等で周囲の地盤面より低くないか？	①目視による確認	
舗装 令17-①-4 則24の16-1、2	<input type="checkbox"/> 表面（特にコンクリートの目地）に亀裂、くぼみ等は生じていないか？		
排水溝及び油分離装置 令17-①-5 令24-4の2 則24の17-1、2、3 告4の51	<input type="checkbox"/> 排水溝及び油分離装置に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 排水溝及び油分離装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 排水溝及び油分離装置に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
標識、掲示板 令17-①-6 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/> 標識、掲示板は見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 汚損、破損等はないか？		
	<input type="checkbox"/> 掲示板の記載内容（品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等）に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
顧客に自ら給油等させることができる給油取扱所である旨の表示 則28の2の4-1	<input type="checkbox"/> 表示は見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 汚損、破損等はないか？		
専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンク 令17-①-7 令17-①-8 令27-⑥-1-ホ	<input type="checkbox"/> 専用タンク、廃油タンク等及び簡易タンクは、地下タンク貯蔵所及び簡易タンク貯蔵所のチェックシートによる。	①同左	
固定給油設備及び灯油用固定注油設備 令17-①-10 則25の2 令17-①-11 則25の3 令17-①-15 令27-⑥-1-イ 令27-⑥-1-ロ 令27-⑥-1-ヘ 則28の2の5-2～5	<input type="checkbox"/> 設備の固定ボルト等の腐食、ゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/> 固定給油設備等の取付部、フランジ部等から危険物の漏れがないか？	①外装を取り外し、目視による確認	
	<input type="checkbox"/> ホースの長さは、許可時の長さ（懸垂式は固定の長さ）に保たれているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/> 静電気除去装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物を自動的に専用タンクに戻すことができる装置（懸垂式のものに限る。）の機能はよいか？	①作動により確認	
	<input type="checkbox"/> 油種、品名等の表示は、見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 緊急停止装置の機能はよいか？（懸垂式のものに限る。）	①作動又は定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> ドラム缶、石油缶等から自動車に給油していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	

	<input type="checkbox"/>	給油中はエンジンを停止させているか？		
	<input type="checkbox"/>	専用タンク等への注入中は、固定給油設備等の使用を中止しているか？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	顧客用給油ノズル及び顧客用注油ノズルの機能はよいか？ (手動開閉装置、脱落時停止装置、満量停止装置、緊急離脱カプラー、可燃性蒸気回収装置、誤給油防止装置、定量・低時間制御装置等)	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	感震器の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	衝突防止措置に汚損、破損はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	自動車等の停止位置や容器の置き場所の表示は、見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	使用方法、危険物の品名の表示、色彩は、見えにくくないか？	①目視による確認	
制御卓等 則28の2の5-6, 7	<input type="checkbox"/>	制御卓は顧客用固定給油設備等を視認できる位置か？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	監視設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	制御装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	放送機器等の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	可搬式の制御機器の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、関係者への質問により確認	
建築物等 令17-①-16 則25の4-① 則25の4-② 令17-①-17 則25の4-④ 令17-①-18 則25の4-⑤ 令27-⑥-1-ラ 則40の3の6	<input type="checkbox"/>	建築物その他の工作物が給油又はこれに附帯する業務以外の用途に使用されていないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	事務所等の床面積の合計が300㎡を超えていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/>	建築物の壁、柱、床、はり、屋根、ひさし及び防火区画に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	防火設備に損傷はないか、その開閉機能はよいか。また、事務所等の扉の自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	網入ガラス等に破損はないか、また、網入ガラス又は防火設備のガラス以外のものとなっていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	事務所等の犬走り又は出入口の敷居の高さは、周囲地盤の補修等により不足していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	物品の販売等の業務は定められた場所で行われているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	2階の販売室から敷地外への避難は速やかにできるか？	①目視による確認	
防火塀 令17-①-19	<input type="checkbox"/>	塀又は壁に亀裂、損傷、傾斜等はないか？	①目視による確認	

則25の4の2 告4の52	<input type="checkbox"/>	開口部に設けられた防火設備に損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	網入りガラス等に破損はないか、また、網入りガラス以外のものとなっていないか？		
	<input type="checkbox"/>	周囲の建築物の新築、増築により塀又は壁の高さの不足が生じていないか？		
ポンプ室等 令17-①-20-イ 令24-4の2 令17-①-20-ロ 令17-①-20-ハ 令24-6	<input type="checkbox"/>	壁、柱、床、屋根及び貯留設備に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	貯留設備に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
	<input type="checkbox"/>	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物の性質に応じて遮光又は換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
道路境界線からの間隔を保つことを要しないポンプ室 則25の3の2	<input type="checkbox"/>	壁、柱、床、はり及び屋根（又は上階の床）に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	扉に変形、損傷はないか、その自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
電気設備 令17-①-21	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
附随設備等 令17-①-22 則25の5 令17-①-23	<input type="checkbox"/>	固定給油設備等からの離隔距離は確保されているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	附随設備から危険物の漏れはないか？		
	<input type="checkbox"/>	蒸気洗浄機の周囲の囲い及び煙突に亀裂、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	附随設備に収納する危険物の数量の総和は、指定数量未満となっているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	給油に支障があると認められる設備を設置していないか？	①目視による確認	
消火設備 令20 則29～36	<input type="checkbox"/>	パッケージ型固定泡消火設備については、泡消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2 則37 則38	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認	
避難設備 令21の2 則38の2	<input type="checkbox"/>	誘導灯の位置は見えにくいのか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	誘導灯に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
容器 令24-11 令24-12 令27-③-1 則39の3	<input type="checkbox"/>	容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	品名、数量等の表示は適切か？		
	<input type="checkbox"/>	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認	
機械器具等の 使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみがないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
駐車場の禁止等 令27-⑥-1-チ 則40の3の4	<input type="checkbox"/>	給油及び注入時の禁止場所において駐車、整備又は点検を行っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
洗剤の使用制限 令27-⑥-1-ル	<input type="checkbox"/>	引火点を有する液体の洗剤を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
出入りさせないための措置 令27-⑥-1-ワ	<input type="checkbox"/>	給油業務を行っていないときは、ロープ、鎖、施錠等により必要な措置を講じているか？	①目視及び関係者への質問により確認	

# 13 給油取扱所（屋内）

## 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視及び関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問による確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	<input type="checkbox"/> 予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	<input type="checkbox"/> 保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	<input type="checkbox"/> その他予防規程の内容に即した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の5の2 則62の5の3 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/> 定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	

## 2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
屋内給油取扱所を設ける建築物制限 令17-②-1 則25の7	<input type="checkbox"/> 建築物内に消防法施行令別表第1(6)項の用途に供する部分がないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
給油空地及び注油空地 令17-①-1 令17-①-2 令17-①-3 令27-⑥-1-ハ 令27-⑥-1-ニ 則24の14-2、3 則24の15-1、2	<input type="checkbox"/> 給油空地内又は注油空地内に新たに工作物等が設置されていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 給油空地内で給油を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 注油空地内で注油(又は注入)を行っているか？		
地盤面 令17-①-5 則24の17-1	<input type="checkbox"/> 地盤沈下、前面道路のかさ上げ工事等で周囲の地盤面より低くなっているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 舗装(特にコンクリートの目地)に亀裂、くぼみ等は生じていないか？		
排水溝及び油分離装置 令17-①-5 令24-4の2 則24の17-1、2、3 告4の51	<input type="checkbox"/> 排水溝及び油分離装置に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 排水溝及び油分離装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 排水溝及び油分離装置に滞水、土砂等の堆積はないか？		
標識、掲示板 令17-①-6 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/> 標識、掲示板は見えにくいのか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 汚損、破損等はないか？		
	<input type="checkbox"/> 掲示板の記載内容(品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等)に誤りはないか？	①目視、関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
専用タンク及び廃油タンク 令17-①-7 令17-②-2  通気管 令17-②-3 則20-⑤  過剰注入防止設備 令17-②-4 令27-⑥-1-ホ	<input type="checkbox"/> 専用タンク及び廃油タンク等は、地下タンク貯蔵所のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/> 自動表示装置に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物の量は、正しく表示されているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 自動過剰注入防止設備に損傷はないか、その機能はよいか？		
固定給油設備及び灯油用固定注油設備 令17-①-10 則25の2 令17-①-11 則25の3 令17-①-15 令27-⑥-1-イ 令27-⑥-1-ロ 令27-⑥-1-ヘ	<input type="checkbox"/> 設備の固定ボルト等の腐食、ゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/> 固定給油設備等の取付部、フランジ部等から危険物の漏れがないか？	①外装を取り外し、目視による確認	
	<input type="checkbox"/> ホースの長さは、許可時の長さ(懸垂式は固定の長さ)に保たれているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/> 静電気除去装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物を自動的に専用タンクに戻すことができる装置(懸垂式のものに限る。)の機能はよいか？		①作動により確認



	<input type="checkbox"/>	油種、品名等の表示は、見えにくい ないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	緊急停止装置の機能はよいか？	①作動又は定期点検記録表等により 確認	
	<input type="checkbox"/>	ドラム缶、石油缶等から自動車に給 油していないか？	①目視及び関係者への質問により確 認	
	<input type="checkbox"/>	給油中はエンジンを停止させてい るか？		
	<input type="checkbox"/>	専用タンク等への注入中は、固定給 油設備等の使用を中止している か？	①関係者への質問により確認	
建 築 物	附帯業務 令17-①-16 則25の4-① 則25の4-②	<input type="checkbox"/>	建築物その他の工作物が給油又は これに附帯する業務以外の用途に 使用されていないか？	①目視及び関係者への質問により確 認
	壁、柱、床、 はり等 令17-②-5	<input type="checkbox"/>	事務所等の床面積の合計が300㎡を 超えていないか？	①目視及び関係者への質問により確 認 ②必要に応じ、施設台帳等により確 認
	防火設備等 令17-②-7の 2	<input type="checkbox"/>	建築物の壁、柱、床、はり、屋根、 ひさし及び防火区画に亀裂、損傷は ないか？	①目視による確認
	本社事務所 等の区画 令17-②-6 則25の4-④	<input type="checkbox"/>	防火設備に損傷はないか、その開閉 機能はよいか。また、事務所等の扉 の自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認
	物品販売等 令27-⑥-1-7 則40の3の6	<input type="checkbox"/>	網入ガラス等に破損はないか、また、 網入ガラス又は防火設備のガラ ス以外のものとなっていないか？	①目視による確認
		<input type="checkbox"/>	物品の販売等の業務は定められた 場所で行われているか？	①目視及び関係者への質問により確 認
		<input type="checkbox"/>	2階の販売室から敷地外への避難 は速やかにできるか？	①目視による確認
二面開放屋内給油 取扱所 令17-②-9 則25の8	<input type="checkbox"/>	通風等のための空地に避難及び通 風に支障を及ぼすものはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	駐車禁止の表示は見えにくくなっ ていないか？		
一面開放屋内給油 取扱所 令17-②-9 則25の9-1 則25の9-3 則25の9-4 則25の9-5	<input type="checkbox"/>	避難口の自動閉鎖式特定防火設備 に損傷はないか、その機能はよい か？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	避難経路に避難の支障となるもの はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	可燃性蒸気回収設備の機能はよい か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認	
	<input type="checkbox"/>	可燃性蒸気検知警報設備の機能は よいか？		
	<input type="checkbox"/>	固定給油（注油）設備の自動車等の 衝突防止措置に損傷等はないか？	①目視による確認	
防火塀 令17-①-19 則25の4の2 告4の52	<input type="checkbox"/>	塀又は壁に亀裂、損傷、傾斜等はない か？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	開口部に設けられた防火設備に損 傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	網入りガラス等に破損はないか、また、 網入りガラス以外のものとなっ ていないか？		
	<input type="checkbox"/>	周囲の建築物の新築、増築により塀 又は壁の高さの不足が生じていない か？		
ポンプ室等 令17-①-20-イ	<input type="checkbox"/>	壁、柱、床、屋根及び貯留設備に亀 裂、損傷はないか？	①目視による確認	

令24-4の2 令17-①-20-ロ 令17-①-20-ハ 令24-6	<input type="checkbox"/>	貯留設備に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
	<input type="checkbox"/>	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物の性質に応じて遮光又は換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
道路境界線からの 間隔を保つことを 要しないポンプ室 則25の3の2	<input type="checkbox"/>	壁、柱、床、はり及び屋根（又は上階の床）にきれつ、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	扉に変形、損傷はないか、その自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
電気設備 令17-①-21	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
附随設備等 令17-①-22 則25の5 令17-①-23	<input type="checkbox"/>	固定給油設備等からの離隔距離は確保されているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	附随設備から危険物の漏れはないか？		
	<input type="checkbox"/>	蒸気洗浄機の周囲の囲い及び煙突に亀裂、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	附随設備に収納する危険物の数量の総和は、指定数量未満となっているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	給油に支障があると認められる設備を設置していないか？	①目視による確認	
屋内給油取扱所における穴、くぼみ 令17-②-10	<input type="checkbox"/>	給油取扱所の床又は地盤に穴、くぼみが生じていないか？	①目視による確認	
上部に上階がある 場合 令17-②-11 則25の10-1、2	<input type="checkbox"/>	局限化設備及び収容設備に損傷、機能不良はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	可燃性蒸気検知警報設備の機能はよいか？	①作動及び定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	開口部の上部の屋根又はひさしに損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	上階の増改築で新たに屋根又はひさしが必要となっていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	上階の用途が変更されていないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
消火設備 令20 則29～36	<input type="checkbox"/>	第3種消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2 則37 則38	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認	
避難設備 令21の2 則38の2	<input type="checkbox"/>	誘導灯の位置は見えにくいのか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	誘導灯に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/> 許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/> 危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/> 火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/> 「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/> 従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	<input type="checkbox"/> 夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/> 火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/> 移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/> 固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
容器 令24-11 令24-12 令27-③-1 則39の3	<input type="checkbox"/> 容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 品名、数量等の表示は適切か？		
	<input type="checkbox"/> 容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認	
機械器具等の使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/> 電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 振動等により接続部にゆるみが生じていないか？		
	<input type="checkbox"/> 火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
駐車の禁止等 令27-⑥-1-チ 則40の3の4	<input type="checkbox"/> 給油及び注入時の禁止場所において駐車、整備又は点検を行っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
洗剤の使用制限 令27-⑥-1-ル	<input type="checkbox"/> 引火点を有する液体の洗剤を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
出入りさせないための措置 令27-⑥-1-ワ	<input type="checkbox"/> 給油業務を行っていないときは、ロープ、鎖、施錠等により必要な措置を講じているか？	①目視及び関係者への質問により確認	

## 13-2 顧客に自ら給油等させる給油取扱所（屋内）

### 1 管理関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/>	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/>	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/>	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視及び関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/>	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/>	仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/>	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/>	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/>	選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/>	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問による確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	<input type="checkbox"/>	予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	<input type="checkbox"/>	保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	<input type="checkbox"/>	その他予防規程の内容に即した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の5の2 則62の5の3 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/>	定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/>	定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/>	定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	

## 2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
屋内給油取扱所を設ける建築物制限 令17-②-1 則25の7	<input type="checkbox"/> 建築物内に消防法施行令別表第1(6)項の用途に供する部分がないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
給油空地及び注油空地 令17-①-1 令17-①-2 令17-①-3 令27-⑥-1-ハ 令27-⑥-1-ニ 則24の14-2、3 則24の15-1、2	<input type="checkbox"/> 給油空地内又は注油空地内に新たに工作物等が設置されていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 給油空地内で給油を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 注油空地内で注油(又は注入)を行っているか？		
地盤面 令17-①-5 則24の17-1	<input type="checkbox"/> 地盤沈下、前面道路のかさ上げ工事等で周囲の地盤面より低くないか？	①目視による確認	
舗装 令17-①-4 令24の16-1、2	<input type="checkbox"/> 表面(特にコンクリートの目地)に亀裂、くぼみ等は生じていないか？		
排水溝及び油分離装置 令17-①-5 令24-4の2 則24の17-1、2、3 告4の51	<input type="checkbox"/> 排水溝及び油分離装置に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 排水溝及び油分離装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 排水溝及び油分離装置に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
標識、掲示板 令17-①-6 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/> 標識、掲示板は見えにくいのか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 汚損、破損等はないか？		
	<input type="checkbox"/> 掲示板の記載内容(品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等)に誤りはないか？	①目視、関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
顧客に自ら給油等させることができる給油取扱所である旨の表示 則28の2の4-1	<input type="checkbox"/> 表示は見えにくいのか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 汚損、破損等はないか？		
専用タンク及び廃油タンク 令17-①-7 令17-②-2  通気管 令17-②-3 則20-⑤  過剰注入防止設備 令17-②-4 令27-⑥-1-ホ	<input type="checkbox"/> 専用タンク及び廃油タンク等は、地下タンク貯蔵所のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/> 自動表示装置に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物の量は、正しく表示されているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 自動過剰注入防止設備に損傷はないか、その機能はよいか？		
固定給油設備及び灯油用固定注油設備 令17-①-10 則25の2 令17-①-11	<input type="checkbox"/> 設備の固定ボルト等の腐食、ゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/> 固定給油設備等の取付部、フランジ部等から危険物の漏れがないか？	①外装を取り外し、目視による確認	

則25の3 令17-①-15 令27-⑥-1-イ 令27-⑥-1-ロ 令27-⑥-1-へ 則28-2の5-2～5	<input type="checkbox"/>	ホースの長さは、許可時の長さ（懸垂式は固定の長さ）に保たれているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認		
	<input type="checkbox"/>	静電気除去装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	危険物を自動的に専用タンクに戻すことができる装置（懸垂式のものに限る。）の機能はよいか？	①作動により確認		
	<input type="checkbox"/>	油種、品名等の表示は、見えにくくないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	緊急停止装置の機能はよいか？	①作動又は定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	ドラム缶、石油缶等から自動車に給油していないか？	①目視及び関係者への質問により確認		
	<input type="checkbox"/>	給油中はエンジンを停止させているか？			
	<input type="checkbox"/>	専用タンク等への注入中は、固定給油設備等の使用を中止しているか？	①関係者への質問により確認		
	<input type="checkbox"/>	顧客用給油ノズル及び顧客用注油ノズルの機能はよいか？ （手動開閉装置、脱落時停止装置、満量停止装置、緊急離脱カプラー、可燃性蒸気回収装置、誤給油防止装置、定量・低時間制御装置等）	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	感震器の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	衝突防止措置に汚損、破損はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	自動車等の停止位置や容器の置き場所の表示は、見えにくくないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	使用方法、危険物の品名の表示、色彩は、見えにくくないか？	①目視による確認		
<b>制御卓等</b> 則28の2の5-6, 7	<input type="checkbox"/>	制御卓は顧客用固定給油設備等を視認できる位置か？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	監視設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	制御装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	放送機器等の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	可搬式の制御機器の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、関係者への質問により確認		
<b>建築物</b>	<b>附帯業務</b> 令17-①-16 則25の4-① 則25の4-②  <b>壁、柱、床、はり等</b> 令17-②-5	<input type="checkbox"/>	建築物その他の工作物が給油又はこれに附帯する業務以外の用途に使用されていないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
		<input type="checkbox"/>	事務所等の床面積の合計が300㎡を超えていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
		<input type="checkbox"/>	建築物の壁、柱、床、はり、屋根、ひさし及び防火区画に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	

<b>防火設備等</b> 令17-②-7の2  <b>本社事務所等の区画</b> 令17-②-6 則25の4-④  <b>物品販売等</b> 令27-⑥-1-ヲ 則40の3の6	<input type="checkbox"/>	防火設備に損傷はないか、その開閉機能はよいか。また、事務所等の扉の自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	網入ガラス等に破損はないか、また、網入ガラス又は防火設備のガラス以外のものとなっていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	物品の販売等の業務は定められた場所で行われているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	2階の販売室から敷地外への避難は速やかにできるか？	①目視による確認	
<b>二面開放屋内給油取扱所</b> 令17-②-9 則25の8	<input type="checkbox"/>	通風等のための空地に避難及び通風に支障を及ぼすものはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	駐車禁止の表示は見えにくくないか？		
<b>一面開放屋内給油取扱所</b> 令17-②-9 則25の9-1 則25の9-3 則25の9-4 則25の9-5	<input type="checkbox"/>	避難口の自動閉鎖式特定防火設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	避難経路に避難の支障となるものはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	可燃性蒸気回収設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	可燃性蒸気検知警報設備の機能はよいか？		
	<input type="checkbox"/>	固定給油（注油）設備の自動車等の衝突防止措置に損傷等はないか？	①目視による確認	
<b>防火塀</b> 令17-①-19 則25の4の2 告4の52	<input type="checkbox"/>	塀又は壁に亀裂、損傷、傾斜等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	開口部に設けられた防火設備に損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	網入りガラス等に破損はないか、また、網入りガラス以外のものとなっていないか？		
	<input type="checkbox"/>	周囲の建築物の新築、増築により塀又は壁の高さの不足が生じていないか？		
<b>ポンプ室等</b> 令17-①-20-イ 令24-4の2 令17-①-20-ロ 令17-①-20-ハ 令24-6	<input type="checkbox"/>	壁、柱、床、屋根及び貯留設備に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	貯留設備に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
	<input type="checkbox"/>	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物の性質に応じて遮光又は換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
<b>道路境界線からの間隔を保つことを要しないポンプ室</b> 則25の3の2	<input type="checkbox"/>	壁、柱、床、はり及び屋根（又は上階の床）にきれつ、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	扉に変形、損傷はないか、その自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
<b>電気設備</b> 令17-①-21	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
<b>附随設備等</b> 令17-①-22 則25の5 令17-①-23	<input type="checkbox"/>	固定給油設備等からの離隔距離は確保されているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	附随設備から危険物の漏れはないか？		

	<input type="checkbox"/>	蒸気洗浄機の周囲の囲い及び煙突に亀裂、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	附随設備に収納する危険物の数量の総和は、指定数量未満となっているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	給油に支障があると認められる設備を設置していないか？	①目視による確認	
屋内給油取扱所における穴、くぼみ 令17-②-10	<input type="checkbox"/>	給油取扱所の床又は地盤に穴、くぼみが生じていないか？	①目視による確認	
上部に上階がある場合 令17-②-11 則25の10-1、2	<input type="checkbox"/>	局限化設備及び収容設備に損傷、機能不良はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	可燃性蒸気検知警報設備の機能はよいか？	①作動及び定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	開口部の上部の屋根又はひさしに損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	上階の増改築で新たに屋根又はひさしが必要となっていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	上階の用途が変更されていないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
消火設備 令20 則29～36	<input type="checkbox"/>	パッケージ型固定泡消火設備については、泡消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2 則37 則38	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認	
避難設備 令21の2 則38の2	<input type="checkbox"/>	誘導灯の位置は見えにくいのか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	誘導灯に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可（届出）外危険物の貯蔵、取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	



	<input type="checkbox"/>	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
容器 令24-11 令24-12 令27-③-1 則39の3	<input type="checkbox"/>	容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	品名、数量等の表示は適切か？		
	<input type="checkbox"/>	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認	
機械器具等の使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみが出ていないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
駐車の禁止等 令27-⑥-1-チ 則40の3の4	<input type="checkbox"/>	給油及び注入時の禁止場所において駐車、整備又は点検を行っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
洗剤の使用制限 令27-⑥-1-ル	<input type="checkbox"/>	引火点を有する液体の洗剤を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
出入りさせないための措置 令27-⑥-1-ワ	<input type="checkbox"/>	給油業務を行っていないときは、ロープ、鎖、施錠等により必要な措置を講じているか？	①目視及び関係者への質問により確認	

# 14 第一種販売取扱所

## 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問による確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		

## 2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
設置位置 令18-①-1	<input type="checkbox"/> 地階又は2階以上の階を店舗として使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
標識、掲示板 令18-①-2 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/> 標識、掲示板は見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 汚損、破損等はないか？		
	<input type="checkbox"/> 掲示板の記載内容（品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等）に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
建築物	<input type="checkbox"/> 壁に亀裂、損傷はないか？ 令18-①-3	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> はり及び天井に亀裂、損傷はないか？ 令18-①-4	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 上階の床等に亀裂、損傷はないか？ 令18-①-5	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	

	□ 令18-①-6	□ 防火設備の開閉機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○周囲の物品の 存置等にも留意
	網入ガラス 令18-①-7	□ 網入ガラスに損傷はないか？ □ 網入ガラス以外のものとなっていないか？	①目視による確認	
電気設備 令18-①-8	□	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認	
	□	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？	①目視による確認	
配合室 令18-①-9 令24-4の2	□	壁、床、貯留設備及びしきいに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	□	防火設備に変形、損傷はないか？		
	□	防火設備の自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	□	排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？		
消火設備 令20-①-3 則29～31 則32の11 則35-3 則36	□	位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認	
	□	貯留設備に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
警報設備 令21 則36の2 則37 則38	□	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	□ 許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	（注）危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	□ 危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	□ 火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意 ○喫煙管理を確認
	□ 「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		
整理、清掃 令24-4	□ 火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	□ みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
容器 令24-11 令24-12 令27-③-1 則39の3	□ 容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	□ 品名、数量等の表示は適切か？		
	□ 容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認	
	□ 荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認	
機械器具等の使用制限	□ 電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	

令24-13	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみが出ていないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
<b>配合、容器詰替え等</b> 令27-③-1 則39の3 令27-⑥-2-イ 令27-⑥-2-ロ 則40の3の11	<input type="checkbox"/>	類別、危険等級に適応した内装容器等に収納されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	運搬容器は、密閉されているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	液体の危険物の運搬容器の収納率、空間容積は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	外装容器の収納状況は適正か？		
	<input type="checkbox"/>	内装容器等に表示はあるか？		
	<input type="checkbox"/>	内装容器等の表示は適正か？		
	<input type="checkbox"/>	塗料類等の危険物以外の危険物を配合していないか？		
	<input type="checkbox"/>	詰替えを行っていないか？		
	<input type="checkbox"/>	配合室以外の場所で配合していないか？		
	<input type="checkbox"/>	危険物は容器入りのままで販売しているか？		

# 15 第二種販売取扱所

## 1 管理関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/>	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/>	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/>	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/>	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/>	仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/>	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/>	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/>	選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/>	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	<input type="checkbox"/>	業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問による確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		

## 2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
設置位置 令18-①-1	<input type="checkbox"/>	地階又は2階以上の階を店舗として使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
標識、掲示板 令18-①-2	<input type="checkbox"/>	標識、掲示板は見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	汚損、破損等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	掲示板の記載内容（品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等）に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
建築物	壁、柱、床等 令18-②-1	<input type="checkbox"/>	壁、柱、床、はり、屋根及び天井に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認
	上階の床等 令18-②-2	<input type="checkbox"/>	上階の床、上階への延焼防止の措置又は屋根亀裂、損傷はないか？	①目視による確認

窓 令18-②-3	<input type="checkbox"/>	防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	周囲の建築物の新築、増築により延焼のおそれのある部分となっていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認		
	出入口 令18-②-4	<input type="checkbox"/>	防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/>	防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
		<input type="checkbox"/>	周囲の建築物の新築、増築により延焼のおそれのある壁又は出入口が生じていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	網入ガラス 令18-①-7	<input type="checkbox"/>	網入ガラスに損傷はないか？	①目視による確認	
<input type="checkbox"/>		網入ガラス以外のものとなっていないか？			
電気設備 令18-①-8	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？	①目視による確認		
配合室 令18-①-9 令24-4の2	<input type="checkbox"/>	壁、床、貯留設備及びしきいに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	防火設備に変形、損傷はないか？			
	<input type="checkbox"/>	防火設備の自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認		
	<input type="checkbox"/>	排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？			
	<input type="checkbox"/>	貯留設備に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認		
消火設備 令20-①-2 則29～31 則32の10 則32の11 則34 則36	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種の消火設備の位置及び設置数は適正か、また、その機能はよいか？	①目視による確認		
警報設備 令21 則36の2 則37 則38	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認		

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	（注）危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		

<b>容器</b> 令24-11 令24-12 令27-③-1 則39の3	<input type="checkbox"/>	容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	品名、数量等の表示は適切か？		
	<input type="checkbox"/>	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認	
<b>機械器具等の使用制限</b> 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみがないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
<b>配合、容器詰替え等</b> 令27-③-1 則39の3 令27-⑥-2-イ 令27-⑥-2-ロ 則40の3の11	<input type="checkbox"/>	類別、危険等級に適応した内装容器等に収納されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	運搬容器は、密閉されているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	液体の危険物の運搬容器の収納率、空間容積は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	外装容器の収納状況は適正か？		
	<input type="checkbox"/>	内装容器等に表示はあるか？		
	<input type="checkbox"/>	内装容器等の表示は適正か？		
	<input type="checkbox"/>	塗料類等の危険物以外の危険物を配合していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	詰替えを行っていないか？		
	<input type="checkbox"/>	配合室以外の場所で配合していないか？		
<input type="checkbox"/>	危険物は容器入りのままで販売しているか？	①目視及び関係者への質問により確認		

# 16 移送取扱所

## 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする事業所においては、これを選任し、届け出ているか？		
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
危険物保安統括管理者 法12の7 令30の3 則47の4 告69	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする事業所においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問による確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
危険物施設保安員 法14 令36 則59 則60	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする製造所等においては、これを選任しているか？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	<input type="checkbox"/> 予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	<input type="checkbox"/> 保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		



	<input type="checkbox"/>	その他予防規程の内容に即した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の5の3 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/>	定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/>	定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/>	定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	
保安検査 法14の3 令8の4	<input type="checkbox"/>	定められた期間内に保安検査を受けているか？	①施設台帳等により確認	
自衛消防組織 法14の4 令38 令38の2-① 則64 則64の2 令38の2-② 則65 令38の2-③	<input type="checkbox"/>	指定施設は自衛消防組織を定めているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、編成表により確認	
	<input type="checkbox"/>	自衛消防組織の編成（人員数、化学消防自動車の台数）はよいか？		
	<input type="checkbox"/>	化学消防自動車は、必要な消火能力及び設備を有しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	化学消防自動車には、必要な消火薬剤及び必要な器具を備えているか？		
	<input type="checkbox"/>	定期的に訓練を実施しているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、実施結果記録簿により確認	

## 2 位置、構造及び設備並びに貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
移送基地の保安措置 則28の51 告66 令24-4の2	<input type="checkbox"/>	さく、塀等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認
	<input type="checkbox"/>	敷地境界の変更により、必要な距離に不足を生じていないか？	①目視、実測及び関係者への質問による確認
	<input type="checkbox"/>	土盛等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認
	<input type="checkbox"/>	水抜口は閉鎖されているか、土砂等のつまりはないか？	
	<input type="checkbox"/>	油分離装置に亀裂、損傷はないか？	
	<input type="checkbox"/>	油分離装置に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	
ポンプ等 則28の47 告58～告62 令24-4の2	<input type="checkbox"/>	ポンプ等からの危険物の漏れはないか？	①目視による確認
	<input type="checkbox"/>	ポンプ等は正常に機能しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認
基地	<input type="checkbox"/>	ポンプ等に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認
	<input type="checkbox"/>	ポンプの取付基礎に亀裂、損傷はないか、固定ボルトに腐食、損傷はないか、そのゆるみはないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認
	<input type="checkbox"/>	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認
	<input type="checkbox"/>	保安距離内に保安物件が新築、増築されていないか？	
	<input type="checkbox"/>	代替措置の防火上有効な塀等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認
	<input type="checkbox"/>	ポンプ室の屋根、壁、柱、床に亀裂、損傷はないか？	
	<input type="checkbox"/>	防火設備に損傷はないか、その開閉機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認

	<input type="checkbox"/>	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認			
	<input type="checkbox"/>	地盤面、囲い、排水溝及び貯留設備に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認			
	<input type="checkbox"/>	排水溝及び貯留設備に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？				
	ピグ取扱い装置 則28の48 告63 令24-4の2	<input type="checkbox"/>	ピグ取扱い装置に変形、損傷はないか？	①目視による確認		
		<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？			
		<input type="checkbox"/>	ピグ取扱い装置の内部圧力放出設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
		<input type="checkbox"/>	床、排水溝及び貯留設備に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認		
		<input type="checkbox"/>	排水溝及び貯留設備に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？			
	<input type="checkbox"/>	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認			
	配管	配管 則28の5 伸縮吸収措置 則28の6	<input type="checkbox"/>	配管敷設地の周囲に変化はないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳により確認	
<input type="checkbox"/>			配管に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認		
<input type="checkbox"/>			危険物の漏れはないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
<input type="checkbox"/>			配管ピット等に変形、損傷はないか、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認		
<input type="checkbox"/>			エア抜き、ドレンの変形、損傷はないか、危険物の漏れはないか？			
<input type="checkbox"/>			ベローズ形伸縮継手等に変形、損傷、異常な圧縮・伸張はないか、取付ボルトにゆるみはないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認		
漏えい拡散防止装置 則28の7 則28の22 告39		<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認		
		<input type="checkbox"/>	漏えい拡散防止措置に変形、損傷、腐食はないか？			
		防食措置 則28の9 告22 則28の10 告23	<input type="checkbox"/>	防食電位は適切か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
			<input type="checkbox"/>	端子箱の損傷、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
<input type="checkbox"/>			断線、端子のゆるみはないか？			
<input type="checkbox"/>			排流器の作動状況はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
<input type="checkbox"/>		塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認			
加熱、保温設備 則28の11		<input type="checkbox"/>	保温材に損傷はないか、その剥離はないか？	①目視による確認		
		<input type="checkbox"/>	安全装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
地下埋設配管 則28の12 告24	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視（漏えい検知口）による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認			
	<input type="checkbox"/>	水平距離内に、保安対象物件が新築、増築されていないか？	①目視、関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確			

	<input type="checkbox"/>	配管付近に新たな工作物が設けられていないか？	認	
道路下埋設配管 則28の13 告28～告30	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視（漏えい検知口）による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	水平距離内に、保安対象物件が新築、増築されていないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	道路境界が移動して水平距離が不足していないか？	②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管付近に新たな工作物が設けられていないか？		
	<input type="checkbox"/>	道路の変更により定められた距離以下となっていないか？		
線路敷下埋設配管 則28の14 告31	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視（漏えい検知口）による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	水平距離内に、保安対象物件が新築、増築されていないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管付近に新たな工作物が設けられていないか？	②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/>	軌道敷の変更により定められた距離が不足していないか？		
	<input type="checkbox"/>	地表面の掘削等により定められた距離以下となっていないか？		
河川保全区域内埋設配管 則28の15 告24	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視（漏えい検知口）による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	水平距離内に、保安対象物件が新築、増築されていないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管付近に新たな工作物が設けられていないか？	②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/>	堤防又は護岸の変更により必要な距離が不足していないか？		
地上設置配管 則28の16 告32 告33	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	配管は地表面に接していないか？		
	<input type="checkbox"/>	水平距離内に、保安対象物件が新築、増築されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？		
	<input type="checkbox"/>	代替措置の防火上有効な塀等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	配管まわりに塗装、点検等に必要の間隔が確保されているか？		
海底設置配管 則28の17 告34	<input type="checkbox"/>	配管の露出はないか？	①定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	防護工に変形、損傷はないか、衝突予防措置に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

海上設置 配管 則28の18 告36	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	海面との間に必要な空間が確保されているか？		
	<input type="checkbox"/>	配管まわりに塗装、点検等に必要の間隔が確保されているか？		
	<input type="checkbox"/>	防護設備に変形、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	衝突予防措置に変形、損傷はないか？		
道路横断 設置配管 則28の19 告37	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管付近に新たな工作物が設けられていないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	道路の変更により定められた距離以下となっていないか？	②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/>	水平距離内に、保安対象物件が新築、増築されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	防護設備に変形、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？		
	<input type="checkbox"/>	代替措置の防火上有効な塀等に亀裂、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	配管まわりに塗装、点検等に必要の間隔が確保されているか？		
線路下横断 埋設配管 則28の20	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視（漏えい検知口）による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	水平距離内に、保安対象物件が新築、増築されていないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管付近に新たな工作物が設けられていないか？	②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/>	地表面の掘削等により定められた距離以下となっていないか？		
河川等横断 設置配管 則28の21 告38	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視（漏えい検知口）による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	水平距離内に、保安対象物件が新築、増築されていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？		
	<input type="checkbox"/>	代替措置の防火上有効な塀等に亀裂、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	配管まわりに塗装、点検等に必要の間隔が確保されているか？		

切替え弁、 制御弁等 則28の49 告64	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	弁等に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	弁の開閉機能はよいか、弁の開閉表示があるか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	点検箱に変形、損傷、滯油、滯水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	弁の開閉ロックの状況はよいか、管理は適切か？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	弁の取付ボルト等にゆるみはないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
危険物の受 入れ口及び 払出し口 則28の50 告65	<input type="checkbox"/>	受入れ口等の周囲に火気使用施設を設置する等により、火災予防上支障のある状況となっていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	ローディングアーム、荷役用フレキシブルホース等に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	ローディングアーム等の固定状況はよいか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	ローディングアーム等の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	掲示板は見えにくくないか、記載内容に誤りはないか、汚損、破損等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	弁、受入れ口等から危険物の漏れはないか？		
漏えい検知 装置等 則28の32 告45 告46	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	点検箱、漏えい検知口に変形、損傷はないか、滯油、滯水、土砂等の堆積はないか？		
	<input type="checkbox"/>	可燃性の蒸気検知装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	漏えい検知装置の機能はよいか？		
緊急遮断弁 則28の33 告47 告48	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	周囲の状況に変わりはないか？		
	<input type="checkbox"/>	緊急遮断弁に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	緊急遮断弁の取付ボルトにゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、ハンマーテストにより確認	
	<input type="checkbox"/>	緊急遮断弁の閉鎖機能はよいか、また、異常信号による閉鎖状況はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表及び保安設備の作動試験記録等により確認	
	<input type="checkbox"/>	開閉状況確認装置の機能はよいか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	点検箱に変形、損傷、滯油、滯水、土砂等の堆積はないか？		
	<input type="checkbox"/>	第三者に操作されることはないか、管理は適切か？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物除去 措置 則28の34 告49	<input type="checkbox"/>	危険物除去措置の機能はよいか？	①目視による確認	
保安用接地 等 則28の40	<input type="checkbox"/>	断線はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

	<input type="checkbox"/>	取付部のゆるみ等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
配管絶縁物等 則28の41	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	絶縁材の変形、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	絶縁抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
配管応力検知装置 則28の24	<input type="checkbox"/>	応力検知装置の機能はよいか？	①目視による確認	
可燃性蒸気滞留防止措置 則28の23	<input type="checkbox"/>	給・排気を著しく阻害するような物品を置いてないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	ダクト等の変形、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	引火防止網の損傷、目づまりはないか？		
	<input type="checkbox"/>	排気口付近で火気を使用していないか？		
	<input type="checkbox"/>	可燃性蒸気警報装置の作動状況はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
運転状況監視装置 則28の29 告44	<input type="checkbox"/>	運転状態監視装置の指示状況、機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表及び保安設備の作動試験記録等により確認	
	<input type="checkbox"/>	警報装置の作動状況はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
安全制御装置 則28の30	<input type="checkbox"/>	ポンプインターロック機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表及び保安設備の作動試験記録等により確認	
	<input type="checkbox"/>	手動起動装置の周囲に操作障害はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプ、緊急遮断弁等が連動して停止、閉鎖するか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表及び保安設備の作動試験記録等により確認	
圧力安全装置 則28の31	<input type="checkbox"/>	圧力調整弁、圧力逃し装置等の変形、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	圧力安全装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表及び保安設備の作動試験記録等により確認	
感震装置等 則28の35 告50	<input type="checkbox"/>	感震装置は有効に機能し、警報及び制御用信号を発するか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表及び保安設備の作動試験記録等により確認	
通報設備及び警報設備 則28の36 告51 則28の37 告52	<input type="checkbox"/>	電話、緊急通報設備に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	非常ベル装置、拡声装置等の警報設備に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	

巡回監視車等 則28の38 告53	<input type="checkbox"/>	巡回監視車は決められた場所にあるか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	資機材等の種類、数量はよいか？		
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	機能はよいか？		
予備動力源 則28の39 告54	<input type="checkbox"/>	予備動力源の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表及び保安設備の作動試験記録等により確認	
	<input type="checkbox"/>	予備動力源に変形、損傷はないか？		①目視による確認
	<input type="checkbox"/>	自家発電設備の燃料の量はよいか？		
	<input type="checkbox"/>	自家発電設備の周囲に障害物はないか？		
	<input type="checkbox"/>	蓄電池設備の端子のゆるみはないか？		
避雷設備 則28の42 則13の2の2	<input type="checkbox"/>	突針部や架空地線等に変形、損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	断線はないか？		①目視による確認
	<input type="checkbox"/>	導線接続部の取付ボルトのゆるみ等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	接地抵抗値は適正か？		①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認
電気設備 則28の43	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
標識、掲示板等 則28の44 告55 告56	<input type="checkbox"/>	標識、掲示板は見えにくくないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/>	汚損、破損等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	掲示板の記載内容（品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等）に誤りはないか？		①目視、関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認
	<input type="checkbox"/>	位置標識、注意標識の記載内容（起点からの距離、埋設位置、品名、緊急連絡先等）に誤りはないか？		
消火設備 令20-①-1 則29～33 則36	<input type="checkbox"/>	第1種、第2種又は第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種の消火設備については、その位置及び設置数は適正か、その機能はよいか？		①目視による確認

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、受払伝票等により確認	（注）危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意

	<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
取扱管理 令27-⑥-3 則40の4	<input type="checkbox"/>	移送前の安全確認は行われているか？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	移送中の監視、巡視は行われているか？		
	<input type="checkbox"/>	地震時における災害防止措置は、適切に行われているか？		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後にしているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後にしているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の 使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみがないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	



# 17 特例の一般取扱所（吹付塗装作業等）

## 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問による確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	<input type="checkbox"/> 予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	<input type="checkbox"/> 保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	<input type="checkbox"/> その他予防規程の内容に即した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の5の2 則62の5の3 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/> 定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	

## 2 位置、構造及び設備の技術上の基準関係

項目		着眼項目	チェックの方法	備考	
標識、掲示板 令9-①-3 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/>	標識、掲示板は、見えにくくはないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	汚損、破損等はないか？			
	<input type="checkbox"/>	掲示板の記載内容（品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等）に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認		
建築物（一般取扱所部分）	構造 則28の55-②-2	<input type="checkbox"/>	壁、柱、床、はり及び屋根（又は上階の床）に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	出入口 則28の55-②-4	<input type="checkbox"/>	防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/>	防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○周囲の物品の存置状況等にも留意
	<input type="checkbox"/>	周囲の建築物の新築、増築により延焼のおそれのある外壁が生じていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認		
床 則28の55-②-5 令24-4の2	<input type="checkbox"/>	床及び貯留設備に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	貯留設備に滞油、滞水、土砂等の堆積がないか？			
採光、照明及び換気設備等 則28の55-②-6 則28の55-②-7 則28の55-②-8 令24-6	<input type="checkbox"/>	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認		
	<input type="checkbox"/>	換気・排出設備のダクト、ダンパー、引火防止網等に損傷、腐食等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	○汚れ、目詰まりにも留意	
	<input type="checkbox"/>	危険物の性質に応じて遮光及び換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認		
機械器具その他の設備 令9-①-13 令24-8	<input type="checkbox"/>	危険物等の漏れ、あふれ又は飛散はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	設備に変形、亀裂、損傷はないか？		○臭気、音、振動にも留意	
	<input type="checkbox"/>	設備の固定状況はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	設備の塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認		
温度測定装置、圧力計、安全装置 令9-①-14、16 則19 令24-7	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計及び安全装置に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	取付部のゆるみはないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	安全弁等の吹き出し場所が、火災予防上危険となっていないか？			
	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認		
乾燥設備 令9-①-15 令24-7 令27-②-3	<input type="checkbox"/>	附帯設備に変形、亀裂、損傷はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認		

電気設備 令9-①-17	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
静電気除去装置 令9-①-18	<input type="checkbox"/>	断線はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	取付部のゆるみ等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
避雷設備 令9-①-19 則13の2の2	<input type="checkbox"/>	突針部や架空地線等に変形、損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	断線はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	導線接続部の取付ボルトのゆるみ等はないか？	②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
危険物を取り扱うタンク 令9-①-20	<input type="checkbox"/>	屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所のチェックシートによる。	①同左	
配管 令9-①-21	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認 ②地下配管の漏れの有無は、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管は地盤面に接していないか？		
	<input type="checkbox"/>	弁及び可撓管継手の取付ボルトにゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管ピット等に変形、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	保温（冷）材の損傷、脱落、剥離はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	○保温（冷）材の損傷、脱落等が認められた場合には、保温（冷）下の配管が腐食しているおそれがあることから、保温（冷）材を外して点検することを指導する。
	<input type="checkbox"/>	配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
消火設備 令20 則29～36	<input type="checkbox"/>	第1種、第2種又は第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2 則37 則38	<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/> 許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/> 危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/> 火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/> 「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/> 従業時間中における係員以外の者の出入り管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	<input type="checkbox"/> 夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/> 火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/> 移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているのか？	①関係者への質問により確認	○周囲に消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/> 固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか？また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
容器 令24-11 令24-12	<input type="checkbox"/> 容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 品名、数量等の表示は適切か？		
	<input type="checkbox"/> 容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認	
機械器具等の 使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/> 電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 振動等により接続部にゆるみができるか？		
	<input type="checkbox"/> 火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	

# 18 特例の一般取扱所（焼入作業等）〈耐火区画〉

## 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問による確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	<input type="checkbox"/> 予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	<input type="checkbox"/> 保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	<input type="checkbox"/> その他予防規程の内容に即した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の5の2 則62の5の3 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/> 定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	

## 2 位置、構造及び設備の技術上の基準関係

項目		着眼項目	チェックの方法	備考	
標識、掲示板 令9-①-3 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/>	標識、掲示板は、見えにくくはないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	汚損、破損等はないか？			
	<input type="checkbox"/>	掲示板の記載内容（品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等）に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認		
建築物 （一般取扱所部分）	構造 則28の56-②-1	<input type="checkbox"/>	壁、柱、床及びはりに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	屋根等 則28の56-②-2	<input type="checkbox"/>	上階の床又は屋根に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	出入口 則28の55-②-4	<input type="checkbox"/>	防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/>	防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○周囲の物品の存置状況等にも留意
	床 則28の55-②-5 令24-4の2	<input type="checkbox"/>	床及び貯留設備に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
<input type="checkbox"/>		貯留設備に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？			
危険温度警報装置 則28の56-②-3	<input type="checkbox"/>	装置に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
採光、照明及び換気等 則28の55-②-6 則28の55-②-7 則28の55-②-8 令24-6	<input type="checkbox"/>	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認		
	<input type="checkbox"/>	換気・排出設備のダクト、ダンパー、引火防止網等に損傷、腐食等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	○汚れ、目詰まりにも留意	
	<input type="checkbox"/>	危険物の性質に応じて遮光及び換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認		
機械器具その他の設備 令9-①-13 令24-8	<input type="checkbox"/>	危険物等の漏れ、あふれ又は飛散はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	設備に変形、亀裂、損傷はないか？		○臭気、音、振動にも留意	
	<input type="checkbox"/>	設備の固定状況はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	設備の塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認		
温度測定装置、圧力計、安全装置 令9-①-14、16 則19 令24-7	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計及び安全装置に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	取付部のゆるみはないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	安全弁等の吹き出し場所が、火災予防上危険となっていないか？			
	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認		

加熱設備 令9-①-15 令24-7	<input type="checkbox"/>	附帯設備に変形、亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認	
電気設備 令9-①-17	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
静電気除去装置 令9-①-18	<input type="checkbox"/>	断線はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	取付部のゆるみ等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
避雷設備 令9-①-19 則13の2の2	<input type="checkbox"/>	突針部や架空地線等に変形、損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	断線はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	導線接続部の取付ボルトのゆるみ等はないか？	②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
危険物を取り扱うタンク 令9-①-20	<input type="checkbox"/>	屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所のチェックシートによる。	①同左	
配管 令9-①-21	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認 ②地下配管の漏れの有無は、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管は地盤面に接していないか？		
	<input type="checkbox"/>	弁及び可撓管継手の取付ボルトにゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管ピット等に変形、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	保温（冷）材の損傷、脱落、剥離はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	○保温（冷）材の損傷、脱落等が認められた場合には、保温（冷）下の配管が腐食しているおそれがあることから、保温（冷）材を外して点検することを指導する。
消火設備 令20 則29～36	<input type="checkbox"/>	第1種、第2種又は第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

警報設備 令21 則36の2 則37 則38	<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
くず、かす等の 廃棄 令24-5 令27-⑤-1	<input type="checkbox"/>	危険物のくず、かすの一時的な置き場は安全な場所か？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	廃棄等の方法は適切か？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	焼却は安全な場所で行っているか？周囲に可燃物等がないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	焼却の方法はよいか、消火器を準備しているか？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	焼却する際には、必ず見張人をつけているか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているのか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか？また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の 使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみがないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	



# 19 特例の一般取扱所（焼入作業等）〈屋内空地〉

## 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？		
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問による確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の5の2 則62の5の3 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/> 定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	

## 2 位置、構造及び設備の技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
標識、掲示板 令9-①-3 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/> 標識、掲示板は、見えにくいのか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 汚損、破損等はないか？		
	<input type="checkbox"/> 掲示板の記載内容（品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等）に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
設置場所 則28の55の2-③-1	<input type="checkbox"/> 壁、柱、床、はり及び屋根が、不燃材料以外になっていないか、これらに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 天井を設けていないか？		
	<input type="checkbox"/> 平家建以外になっていないか？		
屋内空地 則28の56-③-1	<input type="checkbox"/> 屋内空地に不要な物件等が存在していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/> 耐火構造の壁、柱に亀裂、損傷等はないか？		
	<input type="checkbox"/> 防火設備に変形、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/> 防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいか？		
床 令24-4の2 則28の56-③-2	<input type="checkbox"/> 床、貯留設備及び排水溝に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 貯留設備及び排水溝に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
危険温度警報装置 則28の56-②-3	<input type="checkbox"/> 装置に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
採光、照明及び換気等 令24-6 則28の55-②-6 則28の55-②-7 則28の55-②-8	<input type="checkbox"/> 採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/> 換気・排出設備のダクト、ダンパー、引火防止網等に損傷、腐食等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	○汚れ、目詰まりにも留意
	<input type="checkbox"/> 危険物の性質に応じて遮光及び換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
固定 則28の56-③-1	<input type="checkbox"/> 取付ボルト等のゆるみはないか。	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
機械器具その他の設備 令9-①-13 令24-8	<input type="checkbox"/> 危険物等の漏れ、あふれ又は飛散はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 設備に変形、亀裂、損傷はないか？		○臭気、音、振動にも留意
	<input type="checkbox"/> 設備の固定状況はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 設備の塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
温度測定装置、圧力計、安全装置 令9-①-14、16 則19 令24-7	<input type="checkbox"/> 温度測定装置、圧力計及び安全装置に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 取付部のゆるみはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 安全弁等の吹き出し場所が、火災予防上危険となっていないか？		
	<input type="checkbox"/> 温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

加熱設備 令9-①-15 令24-7	<input type="checkbox"/>	附帯設備に変形、亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認	
電気設備 令9-①-17	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
静電気除去装置 令9-①-18	<input type="checkbox"/>	断線はないか？	①目視による確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	取付部のゆるみ等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認	
危険物を取り扱うタンク 令9-①-20	<input type="checkbox"/>	屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所のチェックシートによる。	①同左	
配管 令9-①-21	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認 ②地下配管の漏れの有無は、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管は地盤面に接していないか？		
	<input type="checkbox"/>	弁及び可撓管継手の取付ボルトにゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管ピット等に変形、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	保温（冷）材の損傷、脱落、剥離はないか？	①目視による確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認	○保温（冷）材の損傷、脱落等が認められた場合には、保温（冷）下の配管が腐食しているおそれがあることから、保温（冷）材を外して点検することを指導する。
	<input type="checkbox"/>	配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
消火設備 令20 則29～36	<input type="checkbox"/>	第1種、第2種又は第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2 則37 則38	<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
くず、かす等の 廃棄 令24-5 令27-⑤-1	<input type="checkbox"/>	危険物のくず、かすの一時的な置き場は安全な場所か？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	廃棄等の方法は適切か？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	焼却は安全な場所で行っているか？ 周囲に可燃物等がないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	焼却の方法はよいか、消火器を準備しているか？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	焼却する際には、必ず見張人をつけているか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているのか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか？また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみがないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	

## 20 特例の一般取扱所（ボイラー等消費）〈耐火区画〉

### 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問による確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っているか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	<input type="checkbox"/> 予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	<input type="checkbox"/> 保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	<input type="checkbox"/> その他予防規程の内容に即した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/> 定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	

## 2 位置、構造及び設備の技術上の基準関係

項目		着眼項目	チェックの方法	備考	
標識、掲示板 令9-①-3 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/>	標識、掲示板は、見えにくい か？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	汚損、破損等はないか？			
	<input type="checkbox"/>	掲示板の記載内容（品名、数量、倍 数）に誤りはないか？	①目視、関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認		
建築物 (一般取扱所部分)	構造 則28の56- ②-1	<input type="checkbox"/>	壁、柱、床及びはりに亀裂、損傷は ないか？	①目視による確認	
	屋根等 則28の56- ②-2	<input type="checkbox"/>	上階の床又は屋根に亀裂、損傷はな いか？	①目視による確認	
	出入口 則28の55- ②-4	<input type="checkbox"/>	防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/>	防火設備の開閉機能及び自動閉鎖 の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○周囲の物品の 存置状況等にも 留意
	<input type="checkbox"/>	周囲の建築物の新築、増築により延 焼のおそれのある外壁が生じてい ないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認		
床 則28の55- ②-5 令24-4の2	<input type="checkbox"/>	床及び貯留設備に亀裂、損傷はない か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等によ り確認		
	<input type="checkbox"/>	貯留設備に滞油、滞水、土砂等の堆 積はないか？			
採光、照明及び 換気等 則28の55-②-6 則28の55-②-7 則28の55-②-8 令24-6	<input type="checkbox"/>	採光、照明及び換気・排出設備に損 傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認		
	<input type="checkbox"/>	換気・排出設備のダクト、ダンパー、 引火防止網等に損傷、腐食等はない か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等によ り確認	○汚れ、目詰まり にも留意	
	<input type="checkbox"/>	危険物の性質に応じて遮光及び換 気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確 認		
緊急時自動供 給遮断装置 則28の57-②-2	<input type="checkbox"/>	装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認		
危険物を取り 扱うタンク 令9-①-20 則28の57-②-3 則13の3-②-1	<input type="checkbox"/>	囲い内に物品等を置いていないか、 滞油、滞水はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	囲いに亀裂、損傷はないか？			
	<input type="checkbox"/>	囲いの水抜き弁等は閉鎖されてい るか、水抜管に変形、損傷、つまり 等はないか？			
	<input type="checkbox"/>	タンクについては、屋内タンク貯蔵 所のチェックシートによる。	①同左		
機械器具その 他の設備 令9-①-13 令24-8	<input type="checkbox"/>	危険物等の漏れ、あふれ又は飛散は ないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	設備に変形、亀裂、損傷はないか？		○臭気、音、振動 にも留意	
	<input type="checkbox"/>	設備の固定状況はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等によ り確認		
	<input type="checkbox"/>	設備の塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等によ り確認		
	<input type="checkbox"/>	設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認		
温度測定装置、 圧力計、安全装 置 令9-①-14、16	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計及び安全装置 に損傷はないか、その機能はよいか か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等によ り確認		
	<input type="checkbox"/>	取付部のゆるみはないか？	①目視による確認		

則19 令24-7	<input type="checkbox"/>	安全弁等の吹き出し場所が、火災予防上危険となっていないか？		
	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認	
加熱設備 令9-①-15 令24-7	<input type="checkbox"/>	附帯設備に変形、亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認	
電気設備 令9-①-17	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
静電気除去装置 令9-①-18	<input type="checkbox"/>	断線はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	取付部のゆるみ等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
避雷設備 令9-①-19 則13の2の2	<input type="checkbox"/>	突針部や架空地線等に変形、損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	断線はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	導線接続部の取付ボルトのゆるみ等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	設置抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
配管 令9-①-21	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認 ②地下配管の漏れの有無は、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管は地盤面に接していないか？		
	<input type="checkbox"/>	弁及び可撓管継手の取付ボルトにゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管ピット等に変形、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	保温（冷）材の損傷、脱落、剥離はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	○保温（冷）材の損傷、脱落等が認められた場合には、保温（冷）下の配管が腐食しているおそれがあることから、保温（冷）材を外して点検することを指導する。
	<input type="checkbox"/>	配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
消火設備 令20 則29～36	<input type="checkbox"/>	第1種、第2種又は第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	

	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2、則37、 則38	<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

### 3 貯蔵及び取扱い関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているのか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか？また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみがないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	



## 21 特例の一般取扱所（ボイラー等消費）〈屋内空地〉

### 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/> 定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	

## 2 位置、構造及び設備の技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
標識、掲示板 令9-①-3 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/> 標識、掲示板は、見えにくい か？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 汚損、破損等はないか？		
	<input type="checkbox"/> 掲示板の記載内容（品名、数量、倍 数）に誤りはないか？	①目視、関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
設置場所 則28の55の2-③ -1	<input type="checkbox"/> 壁、柱、床、はり及び屋根が、不燃 材以外になっていないか、これらに 亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 天井を設けていないか？		
	<input type="checkbox"/> 平家建以外になっていないか？		
屋内空地 則28の57-③-1	<input type="checkbox"/> 屋内空地に不要な物件等が存在し ていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 耐火構造の壁、柱に亀裂、損傷等 はないか？		
	<input type="checkbox"/> 防火設備に変形、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/> 防火設備の開閉機能及び自動閉鎖 の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○周囲の物品の 存置状況等にも 留意
床 則28の57-③-2 令24-4の2	<input type="checkbox"/> 床、貯留設備及び排水溝に亀裂、損 傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認	
	<input type="checkbox"/> 貯留設備及び排水溝に滞油、滞水、 土砂等の堆積はないか？		
採光、照明及び 換気等 令24-6 則28の55-②-6 則28の55-②-7 則28の55-②-8	<input type="checkbox"/> 採光、照明及び換気・排出設備に損 傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/> 換気・排出設備のダクト、ダンパー、 引火防止網等に損傷、腐食等はない か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認	○汚れ、目詰まり にも留意
	<input type="checkbox"/> 危険物の性質に応じて遮光及び換 気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確 認	
緊急時自動供 給遮断装置 則28の57-②-2	<input type="checkbox"/> 装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
危険物を取り 扱うタンク 令9-①-20 則28の57-②-3 則13の3-②-1	<input type="checkbox"/> 囲い内に物品等を置いていないか、 滞油、滞水はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 囲いに亀裂、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/> 囲いの水抜き弁等は閉鎖されてい るか、水抜管に変形、損傷、つまり 等はないか？		
	<input type="checkbox"/> タンクについては、屋内タンク貯蔵 所のチェックシートによる。	①同左	
固定 則28の57-③-1	<input type="checkbox"/> 取付ボルト等のゆるみはないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
機械器具その 他の設備 令9-①-13 令24-8	<input type="checkbox"/> 危険物等の漏れ、あふれ又は飛散 はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 設備に変形、亀裂、損傷はないか？		○臭気、音、振動 にも留意
	<input type="checkbox"/> 設備の固定状況はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認	
	<input type="checkbox"/> 設備の塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認	
	<input type="checkbox"/> 設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
温度測定装置、 圧力計、安全装 置	<input type="checkbox"/> 温度測定装置、圧力計及び安全装置 に損傷はないか、その機能はよ いか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認	

令9-①-14、16 則19 令24-7	<input type="checkbox"/>	取付部のゆるみはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	安全弁等の吹き出し場所が、火災予防上危険となっていないか？		
	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認	
加熱設備 令9-①-15 令24-7	<input type="checkbox"/>	附帯設備に変形、亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認	
電気設備 令9-①-17	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
静電気除去装置 令9-①-18	<input type="checkbox"/>	断線はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	取付部のゆるみ等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
配管 令9-①-21	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認 ②地下配管の漏れの有無は、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	弁及び可撓管継手の取付ボルトにゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管ピット等に変形、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	保温（冷）材の損傷、脱落、剥離はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	○保温（冷）材の損傷、脱落等が認められた場合には、保温（冷）下の配管が腐食しているおそれがあることから、保温（冷）材を外して点検することを指導する。
	<input type="checkbox"/>	配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
消火設備 令20 則29～36	<input type="checkbox"/>	第1種、第2種又は第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2、則37、 則38	<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか？また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の 使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみがないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	

## 21-2 特例の一般取扱所（ボイラー等消費）〈屋上〉

### 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っているか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		

### 2 位置、構造及び設備の技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
標識、掲示板 令9-①-3 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/> 標識、掲示板は、見えにくいのか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 汚損、破損等はないか？		
	<input type="checkbox"/> 掲示板の記載内容（品名、数量、倍数）に誤りはないか？	①目視、関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
設置場所 則28の57-④-1	<input type="checkbox"/> 壁、柱、床、はり及び屋根が、耐火構造以外の屋上になっていないか、これらに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
空地 則28の57-④-7	<input type="checkbox"/> 空地内に不要な物件等が存在していないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 耐火構造の壁、柱に亀裂、損傷等はないか？		
	<input type="checkbox"/> 防火設備に変形、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/> 防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○周囲の物品の存置状況等にも留意
床 則28の57-④-8 令24-4の2	<input type="checkbox"/> 床、貯留設備、排水溝及び油分離装置に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 貯留設備、排水溝及び油分離装置に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		

採光、照明及び換気等 令24-6 則28の57-④-4 則28の57-④-10	<input type="checkbox"/>	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	換気・排出設備のダクト、ダンパー、引火防止網等に損傷、腐食等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	○汚れ、目詰まりにも留意
	<input type="checkbox"/>	危険物の性質に応じて遮光及び換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
緊急時自動供給遮断装置 則28の57-②-2	<input type="checkbox"/>	装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
危険物を取り扱う設備 則28の57-④-3	<input type="checkbox"/>	危険物等の漏れ、あふれ又は飛散はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	キュービクル式の外箱に変形、亀裂、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	キュービクル式の外箱の塗装の剥離、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	囲い内に物品等を置いていないか、滞油、滞水はないか？	①目視による確認	
危険物を取り扱うタンク 令9-①-20 令12-①-13～16 則28の57-④-5 則28の57-④-6 則28の57-④-9 則13の3-②-1	<input type="checkbox"/>	囲い内に物品等を置いていないか、滞油、滞水はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	囲いに亀裂、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	囲いの水抜き弁等は閉鎖されているか、水抜管に変形、損傷、つまり等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	タンクについては、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所のチェックシートによる。	①同左	
固定 則28の57-④-2	<input type="checkbox"/>	取付ボルト等のゆるみはないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
機械器具その他の設備 令9-①-13 令24-8	<input type="checkbox"/>	危険物等の漏れ、あふれ又は飛散はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	設備に変形、亀裂、損傷はないか？		○臭気、音、振動にも留意
	<input type="checkbox"/>	設備の固定状況はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	設備の塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
温度測定装置、圧力計、安全装置 令9-①-14、16 則19 令24-7	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計及び安全装置に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	取付部のゆるみはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	安全弁等の吹き出し場所が、火災予防上危険となっていないか？		
	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認	
加熱設備 令9-①-15 令24-7	<input type="checkbox"/>	附帯設備に変形、亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認	

電気設備 令9-①-17	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
静電気除去装置 令9-①-18	<input type="checkbox"/>	断線はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	取付部のゆるみ等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
配管 令9-①-21	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認 ②地下配管の漏れの有無は、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	弁及び可撓管継手の取付ボルトにゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管ピット等に変形、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	保温（冷）材の損傷、脱落、剥離はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	○保温（冷）材の損傷、脱落等が認められた場合には、保温（冷）下の配管が腐食しているおそれがあることから、保温（冷）材を外して点検することを指導する。
消火設備 令20 則29～36	<input type="checkbox"/>	第1種、第2種又は第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可（届出）外危険物の貯蔵、取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	（注）危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	従業員時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	

	<input type="checkbox"/>	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか？また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の 使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみができるか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	



## 22 特例の一般取扱所（充填）

### 1 管理関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/>	同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/>	仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/>	建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/>	完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/>	仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/>	製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/>	廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/>	選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/>	転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/>	危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	<input type="checkbox"/>	予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	<input type="checkbox"/>	保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	<input type="checkbox"/>	その他予防規程の内容に即した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の5の2 則62の5の3 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/>	定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/>	定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/>	定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	

## 2 位置、構造及び設備の技術上の基準関係

項目		着眼項目	チェックの方法	備考
保安距離 令9-①-1	<input type="checkbox"/>	保安距離内に保安対象物件が新築、増築されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	代替施設の防火上有効な塀等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
保有空地 令9-①-2 則13	<input type="checkbox"/>	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/>	代替施設の防火上有効な隔壁に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
標識、掲示板 令9-①-3 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/>	標識、掲示板は、見えにくいのか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	汚損、破損等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	掲示板の記載内容（品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等）に誤りはないか？	①目視、関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
建 築 物	壁、柱、 床等及び 窓・出入 口 則28の58- ②-1	<input type="checkbox"/>	壁、柱、床、はり及び屋根に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認
		<input type="checkbox"/>	防火設備に変形、損傷はないか？	
		<input type="checkbox"/>	防火設備の開閉機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認
網入ガラ ス 則28の58- ②-2	<input type="checkbox"/>	網入ガラスに破損はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	網入ガラス以外のものとなっているか？		
通風 則28の58- ②-3	<input type="checkbox"/>	通風の支障となる工作物等が存在していないか？	①目視による確認	
空地 則28の58-②-4 則28の58-②-5 則28の58-②-6	<input type="checkbox"/>	地盤沈下、周囲の地盤のかさあげ等により、周囲の地盤面より低くなっているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	表面（特にコンクリートの目地）に亀裂、くぼみ等は生じていないか？		
貯留設備、排水 溝及び油分離 装置 令24-4の2 則28の58-②-7	<input type="checkbox"/>	貯留設備、排水溝及び油分離装置に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	油分離装置の機能はよいか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	貯留設備、排水溝及び油分離装置に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
機械器具その 他の設備 令9-①-13 令24-8	<input type="checkbox"/>	危険物等の漏れ、あふれ又は飛散はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	設備に変形、亀裂、損傷はないか？		○臭気、音、振動 にも留意
	<input type="checkbox"/>	設備の固定状況はよいか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	設備の塗装の剥離、腐食はないか？	②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
温度測定装置、 圧力計、安全装 置 令9-①-14、16 則19 令24-7	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計及び安全装置に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	取付部のゆるみはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	安全弁等の吹き出し場所が、火災予防上危険となっていないか？		

	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認	
電気設備 令9-①-17	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
静電気除去装置 令9-①-18 令27-⑥-4-ハ 則40の6	<input type="checkbox"/>	断線はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	取付部のゆるみ等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
避雷設備 令9-①-19 則13の2の2	<input type="checkbox"/>	突針部や架空地線等に変形、損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	断線はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	導線接続部の取付ボルトのゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
配管 令9-①-21 則13の5	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認 ②地下配管の漏れの有無は、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管は地盤面に接していないか？		
	<input type="checkbox"/>	弁及び可撓管継手の取付ボルトにゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管ピット等に変形、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	保温（冷）材の損傷、脱落、剥離はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	○保温（冷）材の損傷、脱落等が認められた場合には、保温（冷）下の配管が腐食しているおそれがあることから、保温（冷）材を外して点検することを指導する。
	<input type="checkbox"/>	配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
消火設備 令20 則29～36	<input type="checkbox"/>	第1種、第2種又は第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2 則37 則38	<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか。また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の 使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認  ①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみがないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？		
取扱いの基準 令27-⑥-4-ホ 令27-⑥-4-ヘ 則40の7	<input type="checkbox"/>	注入管に変形、損傷はないか？	①目視による確認  ①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	注入管の使用方法はよいか？		
	<input type="checkbox"/>	注入速度は適正か？		

## 23 特例の一般取扱所（詰替え）

### 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問による確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	<input type="checkbox"/> 予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	<input type="checkbox"/> 保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	<input type="checkbox"/> その他予防規程の内容に即した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の5の2 則62の5の3 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/> 定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	

## 2 位置、構造及び設備の技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
標識、掲示板 令9-①-3 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/> 標識、掲示板は、見えにくい か？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 汚損、破損等はないか？		
	<input type="checkbox"/> 掲示板の記載内容（品名、数量、倍 数、危険物保安監督者の氏名等）に 誤りはないか？	①目視、関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
空地 則28の59-②-1 則28の59-②-2	<input type="checkbox"/> 空地内に新たに工作物等が設置さ れていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/> 空地外で容器に詰め替え、又はタン クに注入していないか？	①目視及び関係者への質問により確 認	
	<input type="checkbox"/> 地盤沈下、周囲のかさ上げ工事等で 周囲の地盤面より低くなっていな いか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 表面（特にコンクリートの目地）に 亀裂、くぼみ等が生じていないか？		
排水溝及び油 分離装置 令24-4の2 則28の59-②-3	<input type="checkbox"/> 排水溝及び油分離装置に亀裂、損傷 はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 排水溝及び油分離装置の機能はよ いか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等によ り確認	
	<input type="checkbox"/> 排水溝及び油分離装置に滞油、滞 水、土砂等の堆積はないか？		
地下専用タンク 則28の59-②-4 則28の59-②-5	<input type="checkbox"/> 地下タンク貯蔵所のチェックシー トによる。	①同左	
固定注油設備 令17-①-10 則25の2 則28の59-②-9	<input type="checkbox"/> 設備の固定ボルト等の腐食、ゆるみ 等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/> 固定注油設備の取付部、フランジ部 等から危険物の漏れがないか？	①外装を取り外し、目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 注油ホースの長さは、所定の長さ以 下に保たれているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	<input type="checkbox"/> 静電気除去装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等によ り確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物を自動的に専用タンクに戻 すことができる装置（懸垂式のもの に限る。）の機能はよいか？	①作動により確認	
	<input type="checkbox"/> 緊急停止装置の機能はよいか？	①作動又は定期点検記録表等により 確認	
防火塀又は壁 則28の59-②-10 告68の2	<input type="checkbox"/> 塀又は壁に亀裂、損傷、傾斜等はない か？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 開口部に設けられた防火設備に損 傷はないか？		
	<input type="checkbox"/> 網入りガラス等に破損はないか、ま た、網入りガラス以外のものとなっ ていないか？		
	<input type="checkbox"/> 周囲の建築物の新築、増築により塀 又は壁の高さの不足が生じていな いか？		
出入口 則28の59-②-11	<input type="checkbox"/> 防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 防火設備の開閉機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○周囲の物品の 存置状況等にも 留意
ポンプ室等 令17-①-20-イ 令24-4の2 令17-①-20-ロ	<input type="checkbox"/> 壁、柱、床、屋根及び貯留設備に亀 裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 貯留設備に滞油、滞水、土砂等の堆 積はないか？		

令17-①-20-ハ 令24-6	<input type="checkbox"/>	採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	危険物の性質に応じて遮光又は換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
道路境界線からの間隔を保つことを要しないポンプ室 則25の3の2	<input type="checkbox"/>	壁、柱、床、はり及び屋根（又は上階の床）に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	扉に変形、損傷はないか、その自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
屋根等 則28の59-②-13	<input type="checkbox"/>	屋根等に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
電気設備 令9-①-17	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
配管 令9-②-21 則28の59-②-6	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認 ②地下配管の漏れの有無は、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管は地盤面に接していないか？		
	<input type="checkbox"/>	弁及び可撓管継手の取付ボルトにゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管ピット等に変形、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	保温（冷）材の損傷、脱落、剥離はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	○保温（冷）材の損傷、脱落等が認められた場合には、保温（冷）下の配管が腐食しているおそれがあることから、保温（冷）材を外して点検することを指導する。
消火設備 令20 則29～36	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2 則37 則38	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
許可（届出）外危険物の貯蔵、取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	（注）危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？	
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	○溶接など工事に伴う火気の実態にも留意

	<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか、また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
容器 令24-11 令24-12 令27-③-1 則39の3	<input type="checkbox"/>	容器の材質、構造は適合しているか？		
	<input type="checkbox"/>	品名、数量等の表示は適切か？		
	<input type="checkbox"/>	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認	
機械器具等の使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみができるか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	



## 24 特例の一般取扱所（油圧装置等）〈平家建〉

### 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	<input type="checkbox"/> 予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	<input type="checkbox"/> 保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	<input type="checkbox"/> その他予防規程の内容に即した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の5の2 則62の5の3 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/> 定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	

## 2 位置、構造及び設備の技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考	
標識、掲示板 令9-①-3 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/> 標識、掲示板は、見えにくいのか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 汚損、破損等はないか？			
	<input type="checkbox"/> 掲示板の記載内容（品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等）に誤りはないか？	①目視、関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認		
設置場所 則28の60-②-1	<input type="checkbox"/> 壁、柱、床、はり及び屋根が、不燃材料以外になっていないか、これらに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 平家建以外になっていないか？			
建築物 （一般取扱所部分）	壁、柱、床等 則28の60-②-2	<input type="checkbox"/> 壁、柱、床、はり及び屋根に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/> 周囲の建築物の新築、増築により延焼のおそれのある外壁が生じていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
	窓及び出入口 則28の60-②-3	<input type="checkbox"/> 防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/> 防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○周囲の物品の存置等にも留意
	網入ガラス 則28の60-②-4	<input type="checkbox"/> 網入ガラスに破損はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/> 網入ガラス以外のものとなっているか？		
床 則28の55-②-5 令24-4の2	<input type="checkbox"/> 床及び貯留設備に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/> 貯留設備に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？			
採光、照明及び換気等 令24-6 則28の55-②-6 則28の55-②-7 則28の55-②-8	<input type="checkbox"/> 採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認		
	<input type="checkbox"/> 換気・排出設備のダクト、ダンパー、引火防止網等に損傷、腐食等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	○汚れ、目詰まりにも留意	
	<input type="checkbox"/> 危険物の性質に応じて遮光及び換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認		
固定 則28の60-②-5	<input type="checkbox"/> 取付ボルト等のゆるみはないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認		
機械器具その他の設備 令9-①-13 令24-8	<input type="checkbox"/> 危険物等の漏れ、あふれ又は飛散はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 設備に変形、亀裂、損傷はないか？		○臭気、音、振動にも留意	
	<input type="checkbox"/> 設備の固定状況はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認		
	<input type="checkbox"/> 設備の塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、板厚測定により確認		
	<input type="checkbox"/> 設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認		
温度測定装置、圧力計、安全装置 令9-①-14、16 則19 令24-7	<input type="checkbox"/> 温度測定装置、圧力計及び安全装置に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/> 取付部のゆるみはないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 安全弁等の吹き出し場所が、火災予防上危険となっていないか？			
	<input type="checkbox"/> 温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認		

加熱設備 令9-①-15 令24-7	<input type="checkbox"/>	附帯設備に変形、亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認	
電気設備 令9-①-17	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
危険物を取り扱うタンク 令9-①-20	<input type="checkbox"/>	屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所のチェックシートによる。	①同左	
タンク周囲の囲い等 則28の60-②-6 則13の3-②-1	<input type="checkbox"/>	囲い内に物品等を置いていないか、滞油、滞水はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	囲いに亀裂、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	囲いの水抜き弁等は閉鎖されているか、水抜管に変形、損傷、つまり等はないか？		
配管 令9-①-21	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認 ②地下配管の漏れの有無は、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管は地盤面に接していないか？		
	<input type="checkbox"/>	弁及び可撓管継手の取付ボルトにゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管ピット等に変形、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	保温（冷）材の損傷、脱落、剥離はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	○保温（冷）材の損傷、脱落等が認められた場合には、保温（冷）下の配管が腐食しているおそれがあることから、保温（冷）材を外して点検することを指導する。
	<input type="checkbox"/>	配管支持物に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
消火設備 令20 則29～36	<input type="checkbox"/>	第1種、第2種又は第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2、則37、則38	<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか？また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の 使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみがないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	

## 25 特例の一般取扱所（油圧装置等）〈耐火区画〉

### 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	<input type="checkbox"/> 予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	<input type="checkbox"/> 保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	<input type="checkbox"/> その他予防規程の内容に即した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の5の2 則62の5の3 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/> 定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	

## 2 位置、構造及び設備の技術上の基準関係

項目		着眼項目	チェックの方法	備考	
標識、掲示板 令9-①-3 則17-① 則18-①	<input type="checkbox"/>	標識、掲示板は、見えにくい か？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	汚損、破損等はないか？			
	<input type="checkbox"/>	掲示板の記載内容（品名、数量、 倍数、危険物保安監督者の氏名等）に 誤りはないか？	①目視、関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認		
建築物 （一般取扱所部分）	構造 則28の60- ③-1	<input type="checkbox"/>	壁、柱、床及びはりに亀裂、損傷は ないか？	①目視による確認	
	出入口 則28の55- ②-4	<input type="checkbox"/>	防火設備に変形、損傷はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/>	防火設備の開閉機能及び自動閉鎖 の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	○周囲の物品の 存置状況等にも 留意
	屋根等 則28の60- ②-2	<input type="checkbox"/>	上階の床又は屋根に亀裂、損傷はな いか？	①目視による確認	
床 令24-4の2 則28の55- ②-5	<input type="checkbox"/>	床及び貯留設備に亀裂、損傷はない か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等によ り確認		
	<input type="checkbox"/>	貯留設備に滞油、滞水、土砂等の堆 積がないか？			
採光、照明及び 換気等 令24-6 則28の55-②-6 則28の55-②-7 則28の55-②-8	<input type="checkbox"/>	採光、照明及び換気・排出設備に損 傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認		
	<input type="checkbox"/>	換気・排出設備のダクト、ダンパー、 引火防止網等に損傷、腐食等はない か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等によ り確認	○汚れ、目詰まり にも留意	
	<input type="checkbox"/>	危険物の性質に応じて遮光及び換 気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確 認		
固定 則28の60-②-5	<input type="checkbox"/>	取付ボルト等のゆるみはないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認		
機械器具その 他の設備 令9-①-13 令24-8	<input type="checkbox"/>	危険物等の漏れ、あふれ又は飛散は ないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	設備に変形、亀裂、損傷はないか？		○臭気、音、振動 にも留意	
	<input type="checkbox"/>	設備の固定状況はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等によ り確認		
	<input type="checkbox"/>	設備の塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、板 厚測定により確認		
	<input type="checkbox"/>	設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認		
温度測定装置、 圧力計、安全装 置 令9-①-14、16 則19 令24-7	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計及び安全装置 に損傷はないか、その機能はよ いか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等によ り確認		
	<input type="checkbox"/>	取付部のゆるみはないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	安全弁等の吹き出し場所が、火災予 防上危険となっていないか？			
	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計の運転値は適 正か？	①目視及び関係者への質問により確 認 ②必要に応じて、定期点検記録表等 により確認		
加熱設備 令9-①-15 令24-7	<input type="checkbox"/>	附帯設備に変形、亀裂、損傷はない か？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計の運転値は適 正か？	①目視及び関係者への質問により確 認 ②必要に応じて、定期点検記録表等 により確認		

電気設備 令9-①-17	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
危険物を取り扱うタンク 令9-①-20	<input type="checkbox"/>	屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所のチェックシートによる。	①同左	
タンク周囲の囲い等 則28の60-②-6 則13の3-②-1	<input type="checkbox"/>	囲い内に物品等を置いていないか、滞油、滞水はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	囲いに亀裂、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	囲いの水抜き弁等は閉鎖されているか、水抜管に変形、損傷、つまり等はないか？		
配管 令9-①-21	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認 ②地下配管の漏れの有無は、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管は地盤面に接していないか？		
	<input type="checkbox"/>	弁及び可撓管継手の取付ボルトにゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管ピット等に変形、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	保温（冷）材の損傷、脱落、剥離はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	○保温（冷）材の損傷、脱落等が認められた場合には、保温（冷）下の配管が腐食しているおそれがあることから、保温（冷）材を外して点検することを指導する。
消火設備 令20 則29～36	<input type="checkbox"/>	第1種、第2種又は第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2 則37 則38	<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可（届出）外危険物の貯蔵、取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	（注）危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		

火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/>	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか？また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の 使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみが出ていないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発生する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	



## 26 特例の一般取扱所（油圧装置等）〈屋内空地〉

### 1 管理関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
無許可貯蔵、取扱い 法10-①	<input type="checkbox"/> 同一の場所において、無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②危険物の疑いがある場合は、試料を収去する。	○容器の表示、SDS等の情報を参考
	<input type="checkbox"/> 仮貯蔵、仮取扱いの承認内容と相違していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
無許可変更 法11-①	<input type="checkbox"/> 建築物が増改築されたり、機器、配管等周囲の設備に比較して新しい設備はないか？	①目視、関係者への質問による確認 ②必要に応じ、設備の改修工事等の記録、施設台帳等（許可書、届出書又はこれらに基づき作成した台帳等をいう。）により確認	○新しい設備や塗装に留意
完成検査前使用 法11-⑤	<input type="checkbox"/> 完成検査を受けないで施設を使用していないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、承認内容を仮使用承認書により確認	
	<input type="checkbox"/> 仮使用の承認内容と相違していないか？		
譲渡引渡 法11-⑥	<input type="checkbox"/> 製造所等の所有者等が変わっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
用途廃止 法12の6	<input type="checkbox"/> 廃止した製造所等の届出をしているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
危険物保安監督者 法13-①、② 令31-① 令31の2 則48	<input type="checkbox"/> 選任を必要とする製造所等においては、これを選任し、届け出ているか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	<input type="checkbox"/> 転勤、退職、長期の休暇等により実質的に当該業務が履行できなくなっていないか？	①関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 業務は確実に行われているか？		
危険物取扱者 法13-③ 令31-②、③ 則49 法13の23 則58の14	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は、免状に記載された危険物以外の危険物を取り扱い、又は取り扱いの立会いをしていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、危険物取扱者免状により確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者以外の者が、危険物取扱者の立会いを受けずに危険物の取扱作業を行っていないか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物取扱者は保安講習を受講しているか？		
予防規程 法14の2 令37 則60の2	<input type="checkbox"/> 予防規程の内容が従業者の変更、施設の増設等により実態にそぐわない状態になっていないか？	①関係者への質問により確認 ②必要に応じ、予防規程、保安教育、訓練の記録により確認	
	<input type="checkbox"/> 保安教育、訓練が計画どおり行われているか？		
	<input type="checkbox"/> その他予防規程の内容に即した業務が行われているか？		
定期点検 法14の3の2 令8の5 則62の4 則62の5の2 則62の5の3 則62の6～則62の8	<input type="checkbox"/> 定められた期間内に定期点検が行われているか？	①定期点検記録表により確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検実施者は適正か？		
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表の記載内容はよいか、不備事項は改善されているか？	①定期点検記録表及び関係者への質問により確認 ②また、不備事項の記録があったものは、改修状況を目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 定期点検記録表は適正に保存されているか？	①目視による確認	

## 2 位置、構造及び設備の技術上の基準関係

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
標識、掲示板 令9-①-3 則17-①、則18-①	<input type="checkbox"/> 標識、掲示板は、見えにくいのか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 汚損、破損等はないか？		
	<input type="checkbox"/> 掲示板の記載内容（品名、数量、倍数、危険物保安監督者の氏名等）に誤りはないか？	①目視、関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
設置場所 則28の55の2-③-1	<input type="checkbox"/> 壁、柱、床、はり及び屋根が、不燃材料以外になっていないか、これらに亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 天井を設けていないか？		
	<input type="checkbox"/> 平家建以外になっていないか？		
屋内空地 則28の60-④-1	<input type="checkbox"/> 屋内空地に不要な物件等が存在していないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 耐火構造の壁、柱に亀裂、損傷等はないか？		
	<input type="checkbox"/> 防火設備に変形、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/> 防火設備の開閉機能及び自動閉鎖の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
床 令24-4の2 則28の60-④-2	<input type="checkbox"/> 床、貯留設備及び排水溝に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 貯留設備及び排水溝に滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？		
採光、照明及び換気等 令24-6 則28の55-②-6 則28の55-②-7 則28の55-②-8	<input type="checkbox"/> 採光、照明及び換気・排出設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/> 換気・排出設備のダクト、ダンパー、引火防止網等に損傷、腐食等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	○汚れ、目詰まりにも留意
	<input type="checkbox"/> 危険物の性質に応じて遮光及び換気を行っているか？	①目視及び関係者への質問により確認	
固定 則28の60-④-1	<input type="checkbox"/> 取付ボルト等のゆるみはないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
機械器具その他の設備 令9-①-13 令24-8	<input type="checkbox"/> 危険物等の漏れ、あふれ又は飛散はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 設備に変形、亀裂、損傷はないか？		○臭気、音、振動にも留意
	<input type="checkbox"/> 設備の固定状況はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、板厚測定により確認	
	<input type="checkbox"/> 設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
温度測定装置、圧力計、安全装置 令9-①-14、16 則19 令24-7	<input type="checkbox"/> 温度測定装置、圧力計及び安全装置に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 取付部のゆるみはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 安全弁等の吹き出し場所が、火災予防上危険となっていないか？		
	<input type="checkbox"/> 温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認	
加熱設備 令9-①-15	<input type="checkbox"/> 附帯設備に変形、亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	

令24-7	<input type="checkbox"/>	温度測定装置、圧力計の運転値は適正か？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じて、定期点検記録表等により確認	
電気設備 令9-①-17	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機、照明設備等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
危険物を取り扱うタンク 令9-①-20	<input type="checkbox"/>	屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所のチェックシートによる。	①同左	
タンク周囲の囲い等 則28の60-④-3 則13の3-②-1	<input type="checkbox"/>	囲い内に物品等を置いていないか、滞油、滞水はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	囲いに亀裂、損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	囲いの水抜き弁等は閉鎖されているか、水抜管に変形、損傷、つまり等はないか？		
配管 令9-①-21	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認 ②地下配管の漏れの有無は、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管は地盤面に接していないか？		
	<input type="checkbox"/>	弁及び可撓管継手の取付ボルトにゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
	<input type="checkbox"/>	配管ピット等に変形、損傷、滞油、滞水、土砂等の堆積はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	保温（冷）材の損傷、脱落、剥離はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	○保温（冷）材の損傷、脱落等が認められた場合には、保温（冷）下の配管が腐食しているおそれがあることから、保温（冷）材を外して点検することを指導する。
消火設備 令20 則29～36	<input type="checkbox"/>	第1種、第2種又は第3種の消火設備については、消火設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	第4種及び第5種消火設備については、その位置及び設置数は適正か、また、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
警報設備 令21 則36の2 則37 則38	<input type="checkbox"/>	自動火災報知設備については、自動火災報知設備のチェックシートによる。	①同左	
	<input type="checkbox"/>	電話、非常ベル装置等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

### 3 貯蔵及び取扱いの技術上の基準関係

項目	着眼項目		チェックの方法	備考
許可（届出）外 危険物の貯蔵、 取扱い 法11の4-① 令24-1	<input type="checkbox"/>	許可又は届出に係る品名以外の危険物を貯蔵等していないか？	①目視及び関係者への質問 ②必要に応じ、施設台帳等、製造マニュアル、受払伝票等により確認	(注) 危険物の種類、数量又は指定数量の倍数の変更によって位置、構造又は設備の許可を受けなければならない場合がある。
	<input type="checkbox"/>	危険物の数量又は指定数量の倍数を無届で変更していないか？		
火気使用等 令24-2	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認	○溶接など工事に伴う火気 の管理状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？		○喫煙管理を確認
出入管理 令24-3	<input type="checkbox"/>	従業時間中における係員以外の者の出入りの管理は適切に行われているか？	①関係者への質問により確認	○放火防止対策、施錠管理の状況にも留意
	<input type="checkbox"/>	夜間、休日等時間外における人の出入りの制限の措置はよいか？		
整理、清掃 令24-4	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？		
設備等の修理 令24-10	<input type="checkbox"/>	移動できる設備等の修理は安全な場所で危険物を除去した後に行っているか？	①関係者への質問により確認	○周囲の消火器の配置、防火養生など安全管理にも留意
	<input type="checkbox"/>	固定した設備等の修理は、危険物を除去した後に行っているか？ また、修理中、周囲で危険物を取り扱っていないか？		
機械器具等の 使用制限 令24-13	<input type="checkbox"/>	電線と電気器具は完全に接続しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	振動等により接続部にゆるみがないか？		
	<input type="checkbox"/>	火花を発する機械器具、工具、履物等を使用していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	

## 27 屋内消火栓設備

項目	着眼項目	チェックの方法	備考	
水源 則32-2	<input type="checkbox"/> 水量が確保されているか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 浮遊物、沈殿物等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/> 貯水槽に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 貯水槽からの漏水はないか？			
	<input type="checkbox"/> 地震動に耐えるための措置に損傷はないか？			
性能 則32-3	<input type="checkbox"/> 規定の性能を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
予備動力源 則32-4 運用指針  (自家発電設備)	<input type="checkbox"/> 規定の容量を満足しているか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 表示は見えにくいのか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 地震動に耐えるための措置に損傷はないか？			
	<input type="checkbox"/> 切替え機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/> 燃料タンクに変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 規定の容量を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/> 空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 間隔は保たれているか？			
	<input type="checkbox"/> 外箱に変形、損傷はないか、その固定状況はよいか？			
	(蓄電池設備)	<input type="checkbox"/> 換気設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
<input type="checkbox"/> 換気設備のダクト、ダンパー等に損傷、腐食はないか？		①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認		
<input type="checkbox"/> 防火上有効な遮蔽物に亀裂、損傷はないか？		①目視による確認		
<input type="checkbox"/> 切替え機能はよいか？		①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
<input type="checkbox"/> 蓄電池の電解液量、端子電圧は適正か？		①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
<input type="checkbox"/> 空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？		①目視による確認		
<input type="checkbox"/> 間隔は保たれているか？				
<input type="checkbox"/> 外箱に変形、損傷はないか、その固定状況はよいか？				
		<input type="checkbox"/> 換気設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
		<input type="checkbox"/> 換気設備のダクト、ダンパー等に損傷、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	

(配線)	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	耐熱保護措置が維持されているか？	①目視による確認	
屋内消火栓箱 運用指針	<input type="checkbox"/>	屋内消火栓箱に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	屋内消火栓箱の周囲に障害となるものはないか？		
	<input type="checkbox"/>	ホースに損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	表示等は見えにくくないか？	①目視による確認	
配管 運用指針	<input type="checkbox"/>	水の漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	表示は見えにくくないか？		
	<input type="checkbox"/>	地震動に耐えるための措置に損傷はないか？		
加圧送水装置 運用指針	<input type="checkbox"/>	圧力計及び連成計に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	放水圧力の制御措置の機能はよいか？		
	<input type="checkbox"/>	起動装置の機能はよいか？	①定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	表示等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	加圧送水装置の周囲に不必要な物件等が置かれていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプの機能はよいか？	①定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプの軸封部から空気の吸込や著しい漏水はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプの軸受から油漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	電動機の機能はよいか？	①定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	制御盤の外箱に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	制御盤の継続運転措置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	地震動に耐えるための措置に損傷はないか？	①目視による確認	
	呼水装置 運用指針	<input type="checkbox"/>	呼水槽に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認
<input type="checkbox"/>		水量が確保されているか？		
<input type="checkbox"/>		減水警報装置及び自動補給装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
操作回路等の配線 運用指針	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤等に損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？	②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

## 28 屋外消火栓設備

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
水源 則32の2-2	<input type="checkbox"/> 水量が確保されているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 浮遊物、沈殿物等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 貯水槽に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 貯水槽からの漏水はないか？		
	<input type="checkbox"/> 地震動に耐えるための措置に損傷はないか？		
性能 則32の2-3	<input type="checkbox"/> 規定の性能を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
予備動力源 則32の2-4 運用指針  (自家発電設備)	<input type="checkbox"/> 規定の容量を満足しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 表示は見えにくいのか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 地震動に耐えるための措置に損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/> 切替え機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 燃料タンクに変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 規定の容量を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 間隔は保たれているか？		
	<input type="checkbox"/> 外箱に変形、損傷はないか、その固定状況はよいか？		
	(蓄電池設備)	<input type="checkbox"/> 換気設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認
<input type="checkbox"/> 換気設備のダクト、ダンパー等に損傷、腐食はないか？		①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
<input type="checkbox"/> 防火上有効な遮蔽物に亀裂、損傷はないか？		①目視による確認	
<input type="checkbox"/> 切替え機能はよいか？		①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
<input type="checkbox"/> 蓄電池の電解液量、端子電圧は適正か？		①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
<input type="checkbox"/> 空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？		①目視による確認	
<input type="checkbox"/> 間隔は保たれているか？			
<input type="checkbox"/> 外箱に変形、損傷はないか、その固定状況はよいか？			
<input type="checkbox"/> 換気設備に損傷はないか、その機能はよいか？		①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
<input type="checkbox"/> 換気設備のダクト、ダンパー等に損傷、腐食はないか？		①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	

(配線)	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	耐熱保護措置が維持されているか？	①目視による確認	
屋外消火栓箱 運用指針	<input type="checkbox"/>	屋外消火栓箱に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	屋外消火栓箱の周囲に障害となるものはないか？		
	<input type="checkbox"/>	ホースに損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	表示等は見えにくくないか？	①目視による確認	
配管 運用指針	<input type="checkbox"/>	水の漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	表示は見えにくくないか？		
	<input type="checkbox"/>	地震動に耐えるための措置に損傷はないか？		
加圧送水装置 運用指針	<input type="checkbox"/>	圧力計及び連成計に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	放水圧力の制御措置の機能はよいか？		
	<input type="checkbox"/>	起動装置の機能はよいか？	①定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	表示等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	加圧送水装置の周囲に不必要な物件等が置かれていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプの機能はよいか？	①定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプの軸封部から空気の吸込や著しい漏水はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプの軸受から油漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	電動機の機能はよいか？	①定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	制御盤の外箱に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	制御盤の継続運転措置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	地震動に耐えるための措置に損傷はないか？	①目視による確認	
	呼水装置 運用指針	<input type="checkbox"/>	呼水槽に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認
<input type="checkbox"/>		水量が確保されているか？		
<input type="checkbox"/>		減水警報装置及び自動補給装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
操作回路等の配線 運用指針	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤等に損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？	②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	



## 29 水噴霧消火設備

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
水源 則32の5-3	<input type="checkbox"/> 水量が確保されているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 浮遊物、沈殿物等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 貯水槽に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 貯水槽からの漏水はないか？		
	<input type="checkbox"/> 地震動に耐えるための措置に損傷はないか？		
性能等 則32の5-4	<input type="checkbox"/> 規定の性能を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
予備動力源 則32の5-5 運用指針  (自家発電設備)	<input type="checkbox"/> 規定の容量を満足しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 表示は見えにくいのか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 地震動に耐えるための措置に損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/> 切替え機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 燃料タンクに変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 規定の容量を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 間隔は保たれているか？		
	<input type="checkbox"/> 外箱に変形、損傷はないか、その固定状況はよいか？		
	(蓄電池設備)	<input type="checkbox"/> 換気設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認
<input type="checkbox"/> 換気設備のダクト、ダンパー等に損傷、腐食はないか？		①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
<input type="checkbox"/> 防火上有効な遮蔽物に亀裂、損傷はないか？		①目視による確認	
<input type="checkbox"/> 切替え機能はよいか？		①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
<input type="checkbox"/> 蓄電池の電解液量、端子電圧は適正か？		①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
<input type="checkbox"/> 空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？		①目視による確認	
<input type="checkbox"/> 間隔は保たれているか？			
<input type="checkbox"/> 外箱に変形、損傷はないか、その固定状況はよいか？			
<input type="checkbox"/> 換気設備に損傷はないか、その機能はよいか？		①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
<input type="checkbox"/> 換気設備のダクト、ダンパー等に損傷、腐食はないか？		①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	

(配線)	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	耐熱保護措置が維持されているか？	①目視による確認	
配管 運用指針	<input type="checkbox"/>	水の漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	表示は見えにくくないか？		
	<input type="checkbox"/>	地震動に耐えるための措置に損傷はないか？		
加圧送水装置 運用指針	<input type="checkbox"/>	圧力計及び連成計に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	放水圧力の制御措置の機能はよいか？		
	<input type="checkbox"/>	表示等に損傷はないか、その機能不良はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	加圧送水装置の周囲に不必要な物件等が置かれていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	起動装置の機能はよいか？	①定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプの機能はよいか？		
	<input type="checkbox"/>	ポンプの軸封部から空気の吸込や著しい漏水はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプの軸受から油漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	電動機の機能はよいか？	①定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	制御盤の外箱に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	制御盤の継続運転措置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	地震動に耐えるための措置に損傷はないか？	①目視による確認	
	呼水装置 運用指針	<input type="checkbox"/>	呼水槽に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認
<input type="checkbox"/>		水量が確保されているか？		
<input type="checkbox"/>		減水警報装置及び自動補給装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
制御弁 運用指針	<input type="checkbox"/>	標識は見えにくくないか？	①目視による確認	
操作回路等の配線 運用指針	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤等に損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？	②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

## 30 泡消火設備

項目	着眼項目	チェックの方法	備考	
水源 則32の6-3 泡告15	<input type="checkbox"/> 水量が確保されているか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 浮遊物、沈殿物等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/> 貯水槽に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 貯水槽からの漏水はないか？			
	<input type="checkbox"/> 地震動に耐えるための措置に損傷はないか？			
固定泡放出方式 泡告2～10  (補助泡消火栓)  (連結送液口)	<input type="checkbox"/> 規定の性能を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/> 規定の性能を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/> 補助泡消火栓箱に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 補助泡消火栓箱の周囲に障害となるものはないか？			
	<input type="checkbox"/> ホースに損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/> 表示等は見えにくくないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 送液口の周囲に障害となるものはないか？			
	<input type="checkbox"/> 標識は見えにくくないか？			
	フォームヘッド方式 泡告11	<input type="checkbox"/> 規定の性能を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	泡モニターノズル方式 泡告12	<input type="checkbox"/> 規定の性能を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
移動式の泡消火設備 泡告13, 14	<input type="checkbox"/> 規定の性能を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/> 屋内（外）泡消火栓の機能はよいのか？	①定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/> 屋内（外）泡消火栓箱に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 屋内（外）泡消火栓箱の周囲に障害となるものはないか？			
	<input type="checkbox"/> 表示等は見えにくくないか？			
パッケージ型固定泡消火設備 泡告18	<input type="checkbox"/> 規定の性能を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/> 泡放出口、泡消火薬剤等貯蔵容器、加圧用ガス容器、放出弁に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 泡放出口、泡消火薬剤等貯蔵容器の周囲に障害となるものはないか？			

予備動力源 則32の6-4 泡告19  (自家発電設備)	<input type="checkbox"/>	規定の容量を満足しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	表示は見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	地震動に耐えるための措置に損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/>	切替え機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	燃料タンクに変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	規定の容量を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
(蓄電池設備)	<input type="checkbox"/>	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	間隔は保たれているか？		
	<input type="checkbox"/>	外箱に変形、損傷はないか、その固定状況はよいか？		
	<input type="checkbox"/>	換気設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	換気設備のダクト、ダンパー等に損傷、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	防火上有効な遮蔽物に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	切替え機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	蓄電池の電解液量、端子電圧は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	間隔は保たれているか？		
(配線)	<input type="checkbox"/>	外箱に変形、損傷はないか、その固定状況はよいか？		
	<input type="checkbox"/>	換気設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	換気設備のダクト、ダンパー等に損傷、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	耐熱保護措置が維持されているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	規定の量を保有しているか？	①目視による確認	
泡消火薬剤 泡告16、17	<input type="checkbox"/>	規定の量を保有しているか？	①目視による確認	
配管 泡告	<input type="checkbox"/>	水の漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	表示は見えにくくないか？		
	<input type="checkbox"/>	地震動に耐えるための措置に損傷はないか？		
加圧送水装置 泡告19	<input type="checkbox"/>	圧力計及び連成計に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等に	

	<input type="checkbox"/>	放水圧力の制御措置の機能はよい か？	より確認	
	<input type="checkbox"/>	送水能力は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプの機能はよいか？	①定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプの軸封部から空気の吸込や 著しい漏液はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認	
	<input type="checkbox"/>	ポンプの軸受から油漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	電動機の機能はよいか？	①定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	制御盤の外箱に変形、損傷、腐食 はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	制御盤の継続運転措置の機能はよ いか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認	
	<input type="checkbox"/>	地震動に耐えるための措置に損傷 はないか？	①目視による確認	
呼水装置 泡告19	<input type="checkbox"/>	呼水槽に変形、損傷、腐食はない か？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	水量が確保されているか？		
	<input type="checkbox"/>	減水警報装置及び自動補給装置の 機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認	
起動装置 泡告19	<input type="checkbox"/>	起動装置に損傷はないか、その機 能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認	
	<input type="checkbox"/>	手動式の起動装置の操作部の周囲 に障害となるものはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	標識は見えにくくないか？		
自動警報装置 泡告	<input type="checkbox"/>	自動警報装置、表示装置及び通話 設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認	
操作回路等の配線 泡告	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤等に損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等 はないか？	②必要に応じ、定期点検記録表等 により確認	

## 31 不活性ガス消火設備

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
不活性ガス消火剤 則32の7-4 不告4	<input type="checkbox"/> 規定の量を保有しているか？	①目視による確認	
性能等 全域放出方式及び局所 放出方式 則32の7-1, 2 不告2, 3, 5	<input type="checkbox"/> 規定の性能を満足しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 換気装置の停止機能はよいか？	②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 自動閉鎖装置の機能はよいか？		
	<input type="checkbox"/> 貯蔵容器の設置場所に変化はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 貯蔵容器及びその附属設備に変形、損傷、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/> 貯蔵容器の附属設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 表示は見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 自動手動切替え装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 音響警報装置の機能はよいか？		
	<input type="checkbox"/> 表示灯の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
<input type="checkbox"/> 地震動に耐えるための措置に損傷はないか？	①目視による確認		
性能等 移動式 則32の7-3 不告6	<input type="checkbox"/> 規定の性能を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 灯火、標識は見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> ホース、ノズル等に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> ホース、ノズル等の機能はよいか？		
	<input type="checkbox"/> 貯蔵容器の設置場所に変化はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 貯蔵容器及びその附属設備に変形、損傷、腐食はないか？		
予備動力源 則32の7-5  (自家発電設備)	<input type="checkbox"/> 規定の容量を満足しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 表示は見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 地震動に耐えるための措置に損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/> 切替え機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 燃料タンクに変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 規定の容量を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 間隔は保たれているか？		

(蓄電池設備)	<input type="checkbox"/>	外箱に変形、損傷はないか、その固定状況はよいか？		
	<input type="checkbox"/>	換気設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	換気設備のダクト、ダンパー等に損傷、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	防火上有効な遮蔽物に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	切替え機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	蓄電池の電解液量、端子電圧は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認	
(配線)	<input type="checkbox"/>	間隔は保たれているか？		
	<input type="checkbox"/>	外箱に変形、損傷はないか、その固定状況はよいか？		
	<input type="checkbox"/>	換気設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	換気設備のダクト、ダンパー等に損傷、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	耐熱保護措置が維持されているか？	①目視による確認	
配管 不告	<input type="checkbox"/>	配管に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	地震動に耐えるための措置に損傷はないか？		
操作回路等の配線 不告	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤等に損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？	②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

## 32 ハロゲン化物消火設備

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
ハロゲン化物消火剤 則32の8 則32の7-4 ハ告4	<input type="checkbox"/> 規定の量を保有しているか？	①目視による確認	
性能等 全域放出方式及び 局所放出方式 則32の8 則32の7-1, 2 ハ告2, 3, 5	<input type="checkbox"/> 規定の性能を満足しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 換気装置の停止機能はよいか？	②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 自動閉鎖装置の機能はよいか？		
	<input type="checkbox"/> 貯蔵容器の設置場所に変化はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 貯蔵容器及びその附属設備に変形、損傷、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/> 貯蔵容器等の附属設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 圧力調整装置の機能はよいか？		
	<input type="checkbox"/> 表示は見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 自動手動切替え装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 音響警報装置の機能はよいか？		
	<input type="checkbox"/> 表示灯の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 地震動に耐えるための措置に損傷はないか？	①目視による確認	
性能等 移動式 則32の8 則32の7-3 ハ告6	<input type="checkbox"/> 規定の性能を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 灯火、標識等が見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> ホース、ノズル等に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> ホース、ノズル等の機能はよいか？		
	<input type="checkbox"/> 貯蔵容器等の設置場所に変化はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 貯蔵容器等及びその附属設備に変形、損傷、腐食はないか？		
予備動力源 則32の8 則32の7-5  (自家発電設備)	<input type="checkbox"/> 規定の容量を満足しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 表示は見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 地震動に耐えるための措置に損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/> 切替え機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 燃料タンクに変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 規定の容量を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認	



(蓄電池設備)	<input type="checkbox"/>	間隔は保たれているか？		
	<input type="checkbox"/>	外箱に変形、損傷はないか、その固定状況はよいか？		
	<input type="checkbox"/>	換気設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	換気設備のダクト、ダンパー等に損傷、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	防火上有効な遮蔽物に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	切替え機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	蓄電池の電解液量、端子電圧は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認	
(配線)	<input type="checkbox"/>	間隔は保たれているか？		
	<input type="checkbox"/>	外箱に変形、損傷はないか、その固定状況はよいか？		
	<input type="checkbox"/>	換気設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	換気設備のダクト、ダンパー等に損傷、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	耐熱保護措置が維持されているか？	①目視による確認	
配管 ハ告	<input type="checkbox"/>	配管に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	地震動に耐えるための措置に損傷はないか？		
操作回路等の配線 ハ告	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤等に損傷はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？	②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

### 33 粉末消火設備

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
粉末消火剤 則32の9 則32の7-4 運用指針	<input type="checkbox"/> 規定の量を保有しているか？	①目視による確認	
性能等 全域放出方式及び 局所放出方式 則32の9 則32の7-1, 2 運用指針	<input type="checkbox"/> 規定の性能を満足しているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 換気装置の停止機能はよいか？	②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 自動閉鎖装置の機能はよいか？		
	<input type="checkbox"/> 貯蔵容器等の設置場所に変化はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 貯蔵容器等及びその附属設備に変形、損傷、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/> 貯蔵容器等の附属設備の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 表示は見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 加圧用ガス容器の接続に不備はないか？		
	<input type="checkbox"/> 圧力調整装置、定圧作動装置、指示圧力計の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 自動手動切替え装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 音響警報装置の機能はよいか？		
	<input type="checkbox"/> 表示灯の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
<input type="checkbox"/> 地震動に耐えるための措置に損傷はないか？	①目視による確認		
性能等 移動式 則32の9 則32の7-3 運用指針	<input type="checkbox"/> 規定の性能を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 灯火、標識等が見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> ホース、ノズル等に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> ホース、ノズル等の機能はよいか？		
	<input type="checkbox"/> タンクに腐食等はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 貯蔵容器等の設置場所に変化はないか？		
	<input type="checkbox"/> 貯蔵容器等及びその附属設備に変形、損傷、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/> 加圧用ガス容器の接続に不備はないか？		
<input type="checkbox"/> 指示圧力計の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
予備動力源 則32の9 則32の7-5 運用指針	<input type="checkbox"/> 規定の容量を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 表示は見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 地震動に耐えるための措置に損傷はないか？		

(自家発電設備)	<input type="checkbox"/>	切替え機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	燃料タンクに変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	規定の容量を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	間隔は保たれているか？			
	<input type="checkbox"/>	外箱に変形、損傷はないか、その固定状況はよいか？			
	(蓄電池設備)	<input type="checkbox"/>	換気設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
		<input type="checkbox"/>	換気設備のダクト、ダンパー等に損傷、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
		<input type="checkbox"/>	防火上有効な遮蔽物に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/>	切替え機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
<input type="checkbox"/>		蓄電池の電解液量、端子電圧は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
<input type="checkbox"/>		空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認		
<input type="checkbox"/>		間隔は保たれているか？			
<input type="checkbox"/>		外箱に変形、損傷はないか、その固定状況はよいか？			
(配線)		<input type="checkbox"/>	換気設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
		<input type="checkbox"/>	換気設備のダクト、ダンパー等に損傷、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？			
	<input type="checkbox"/>	耐熱保護措置が維持されているか？	①目視による確認		
	配管 運用指針	<input type="checkbox"/>	配管に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認	
<input type="checkbox"/>		表示は見えにくくないか？			
<input type="checkbox"/>		地震動に耐えるための措置に損傷はないか？			
操作回路等の配線 運用指針	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？			

## 34 自動火災報知設備

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
感知器等の設置場所等 則38-②-3 運用指針	<input type="checkbox"/> 設置場所は適切か？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 感知器及び中継器の周囲に障害物はないか？		
	<input type="checkbox"/> 感知器の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 感知器に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
予備動力源 則38-②-4 運用指針	<input type="checkbox"/> 規定の容量を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 切替え機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 蓄電池の電解液量、端子電圧は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 間隔は保たれているか？		
	<input type="checkbox"/> 外箱に変形、損傷はないか、その固定状況はよいか？		
	<input type="checkbox"/> 換気設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
	<input type="checkbox"/> 換気設備のダクト、ダンパー等に損傷、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 配線、配電盤、コンセント、電動機等に損傷はないか？		
	<input type="checkbox"/> 接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
	<input type="checkbox"/> 耐熱保護措置が維持されているか？	①目視による確認	
配線 運用指針	<input type="checkbox"/> 接続の端子のゆるみ、脱落はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 回路の絶縁抵抗値は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 感知器回路の電路抵抗は適正か？		
受信機（総合操作盤） 運用指針	<input type="checkbox"/> 警戒区域の表示は適正か？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 受信機の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 相互同時通話装置の機能はよいか？		
	<input type="checkbox"/> 音圧、音色は適正か？	①定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/> 感知器等と連動して鳴動するか？		
	<input type="checkbox"/> 低電圧での鳴動はよいか？（定格電圧の90%）		
	<input type="checkbox"/> 受信機の周囲に障害物はないか？	①目視による確認	

電源 運用指針	<input type="checkbox"/>	表示は見えにくくないか？	①目視による確認	
地区音響装置 運用指針	<input type="checkbox"/>	音圧はよいか？	①定期点検記録表等による確認	
	<input type="checkbox"/>	感知器と連動して作動し、全区域に鳴動するか？		
蓄積時間 運用指針	<input type="checkbox"/>	蓄積型の感知器の蓄積時間はよいか？	①定期点検記録表等による確認	
発信機 運用指針	<input type="checkbox"/>	発信機の周囲に障害物はないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	発信機の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	

## 35 水幕設備

項目	着眼項目		チェックの方法	備考	
水源 消防危80	<input type="checkbox"/>	水量が確保されているか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	浮遊物、沈殿物等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	貯水槽に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	貯水槽からの漏水はないか？			
	<input type="checkbox"/>	地震動に耐えるための措置に損傷はないか？			
性能 消防危80	<input type="checkbox"/>	規定の性能を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
予備動力源 消防危80  (自家発電設備)	<input type="checkbox"/>	規定の容量を満足しているか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	地震動に耐えるための措置に損傷はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	切替え機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	燃料タンクに変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	規定の容量を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/>	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/>	間隔は保たれているか？			
	<input type="checkbox"/>	外箱に変形、損傷はないか、その固定状況はよいか？			
	(蓄電池設備)	<input type="checkbox"/>	換気設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
		<input type="checkbox"/>	換気設備のダクト、ダンパー等に損傷、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
<input type="checkbox"/>		防火上有効な遮蔽物に亀裂、損傷はないか？	①目視による確認		
<input type="checkbox"/>		切替え機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
<input type="checkbox"/>		蓄電池の電解液量、端子電圧は適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
<input type="checkbox"/>		空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認		
<input type="checkbox"/>		間隔は保たれているか？			
<input type="checkbox"/>		外箱に変形、損傷はないか、その固定状況はよいか？			
<input type="checkbox"/>		換気設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認		
<input type="checkbox"/>		換気設備のダクト、ダンパー等に損傷、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認		

(配線)	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	耐熱保護措置が維持されているか？	①目視による確認	
配管 消防危80	<input type="checkbox"/>	水の漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	表示は見えにくくないか？		
	<input type="checkbox"/>	地震動に耐えるための措置に損傷はないか？		
加圧送水装置 消防危80	<input type="checkbox"/>	機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	表示は見えにくくないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	加圧送水装置の周囲に不必要な物件等が置かれていないか？		
	<input type="checkbox"/>	地震動に耐えるための措置に損傷はないか？		
呼水装置 消防危80	<input type="checkbox"/>	非常給水装置及び警報装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	水量が確保されているか？	①目視による確認	

## 36 冷却用散水設備

項目	着眼項目	チェックの方法	備考	
水源 消防危80	<input type="checkbox"/> 水量が確保されているか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 浮遊物、沈殿物等はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/> 貯水槽に変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 貯水槽からの漏水はないか？			
	<input type="checkbox"/> 地震動に耐えるための措置に損傷はないか？			
性能 消防危80	<input type="checkbox"/> 規定の性能を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
予備動力源 消防危80  (自家発電設備)	<input type="checkbox"/> 規定の容量を満足しているか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 地震動に耐えるための措置に損傷はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 切替え機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/> 燃料タンクに変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 規定の容量を満足しているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
	<input type="checkbox"/> 空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認		
	<input type="checkbox"/> 間隔は保たれているか？			
	<input type="checkbox"/> 外箱に変形、損傷はないか、その固定状況はよいか？			
	(蓄電池設備)	<input type="checkbox"/> 換気設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
		<input type="checkbox"/> 換気設備のダクト、ダンパー等に損傷、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
<input type="checkbox"/> 防火上有効な遮蔽物に亀裂、損傷はないか？		①目視による確認		
<input type="checkbox"/> 切替え機能はよいか？		①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
<input type="checkbox"/> 蓄電池の電解液量、端子電圧は適正か？		①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認		
<input type="checkbox"/> 空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？		①目視による確認		
<input type="checkbox"/> 間隔は保たれているか？				
<input type="checkbox"/> 外箱に変形、損傷はないか、その固定状況はよいか？				
		<input type="checkbox"/> 換気設備に損傷はないか、その機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	
		<input type="checkbox"/> 換気設備のダクト、ダンパー等に損傷、腐食はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、作動により確認	



(配線)	<input type="checkbox"/>	配線、配電盤、コンセント、電動機等に損傷はないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	接地不良、絶縁不良、機能不良等はないか？		
	<input type="checkbox"/>	耐熱保護措置が維持されているか？	①目視による確認	
配管 消防危80	<input type="checkbox"/>	水の漏れはないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/>	配管に変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
	<input type="checkbox"/>	表示は見えにくくないか？		
	<input type="checkbox"/>	地震動に耐えるための措置に損傷はないか？		
加圧送水装置 消防危80	<input type="checkbox"/>	機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	表示は見えにくくないか？		①目視による確認
	<input type="checkbox"/>	加圧送水装置の周囲に不必要な物件等が置かれていないか？		
	<input type="checkbox"/>	地震動に耐えるための措置に損傷はないか？		
呼水装置 消防危80	<input type="checkbox"/>	非常給水装置及び警報装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、定期点検記録表等により確認	
	<input type="checkbox"/>	水量が確保されているか？		①目視による確認

## 37 運搬

項目	着眼項目	チェックの方法	備考
運搬容器 令28-1 則41 令28-2 則42 則43、別表3～3の4	<input type="checkbox"/> 運搬容器は定められた材質で造られているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 運搬容器の構造、最大容積が、収納されている危険物に適合し、破損、変形及び腐食はないか？		
積載方法 令29-1 則43の3	<input type="checkbox"/> 危険物は運搬容器に収納して積載されているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 危険物の漏れはないか？		
	<input type="checkbox"/> 危険物の性質に適応した材質の運搬容器か？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 一の外装容器に異なる類の危険物を収納していないか？		
	<input type="checkbox"/> 第3類の危険物の収納は適切か？		
表示 令29-2 則44	<input type="checkbox"/> 表示はあるか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 表示は適切か？		
	<input type="checkbox"/> 汚損等により表示が不鮮明になっていないか？		
転落等の防止 令29-3	<input type="checkbox"/> 転落、落下、転倒、破損の防止措置は適切か？	①目視による確認	
収納口の向き 令29-4	<input type="checkbox"/> 運搬容器は収納口を上方に向けて積載されているか？	①目視による確認	
被覆等 令29-5 則45	<input type="checkbox"/> 危険物の性質に応じ、被覆は適切か？	①目視及び関係者への質問により確認	
	<input type="checkbox"/> 保冷装置は正常に作動しているか。また、適正な温度を保っているか？		
混載の制限 令29-6 則46、別表4 告68の7	<input type="checkbox"/> 混載を禁止されている危険物と混載していないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
積み重ねる高さ 令29-7 則46の2	<input type="checkbox"/> 積み重ね高さが3mを超えていないか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 運搬容器にかかる荷重が大きくないか？	①目視及び関係者への質問により確認	
運搬方法 令30-①-1	<input type="checkbox"/> 運搬容器が動揺しないよう措置されているか？	①目視による確認	
標識 令30-①-2 則47	<input type="checkbox"/> 車両の前後の見やすい箇所に取り付けられているか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 汚損等により、文字が不鮮明になっていないか？		
	<input type="checkbox"/> 破損はないか？		
消火設備 令30-①-4	<input type="checkbox"/> その位置及び機能はよいか？	①目視による確認	
	<input type="checkbox"/> 当該危険物に適応しているか？		

## 38 少量危険物貯蔵取扱所

項目		着眼項目		チェックの方法	備考	
無許可貯蔵、取扱い 条例(例)46		<input type="checkbox"/>	同一の場所において、無届で一定以上の少量危険物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認	○容器の表示、SDS等の情報を参考	
貯蔵・ 取扱い 関係	火気使用等 条例(例)30	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認		
		<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？			
	漏れ、あふれ又は飛散防止 条例(例)30 条例(例)31の2	<input type="checkbox"/>	危険物が漏れ、あふれ又は飛散していないか？	①目視による確認		
	容器 条例(例)30 条例(例)31の2	<input type="checkbox"/>	容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認		
		<input type="checkbox"/>	品名、数量等の表示は適切か？			
		<input type="checkbox"/>	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認		
	その他の管理 条例(例)30	<input type="checkbox"/>	荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認		
<input type="checkbox"/>		火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？				
		<input type="checkbox"/>	みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？	①目視による確認		
位置・ 構造・ 設備 関係	建築物等	流出防止措置 条例(例)31の2	<input type="checkbox"/>	しきい、囲い等の流出防止措置が、撤去・破損・亀裂していないか？	①目視による確認	
		標識等 条例(例)31の2	<input type="checkbox"/>	標識、掲示板は、設置されているか？	①目視による確認	
			<input type="checkbox"/>	標識、掲示板は、見えにくいのか？		
			<input type="checkbox"/>	汚損、破損等はないか？		
			<input type="checkbox"/>	掲示板の記載内容(類、品名、最大数量等)に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認	
	容器架台(ラック) 条例(例)30 条例(例)31の2 条例(例)31の3 条例(例)31の3の2	<input type="checkbox"/>	容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認		
		<input type="checkbox"/>	品名、数量等の表示は適切か？			
		<input type="checkbox"/>	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認		
		<input type="checkbox"/>	荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認		
			<input type="checkbox"/>	地震動等による容器、収納棚等、又は綿花類等の転倒落下防止措置は適切か？	①目視による確認	
タンク	タンク本体 条例(例)31の4	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認		
		<input type="checkbox"/>	鋼板に変形、亀裂はないか？			
		<input type="checkbox"/>	固定ボルトに腐食はないか、そのゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認		

位置・構造・設備関係	タンク		<input type="checkbox"/>	塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、実測、板厚測定記録等により確認	
			<input type="checkbox"/>	自動表示装置に変形、損傷、腐食はないか？危険物の量は正しく表示されているか？	①目視による確認	
			<input type="checkbox"/>	注入口の周囲は火災予防上支障のある状況となっていないか？弁、ふた、注入口から危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
			<input type="checkbox"/>	雨水浸入防止装置に亀裂、剥離等はないか？	①目視による確認	
			<input type="checkbox"/>	底板の水抜管周りに腐食、土砂堆積、滞水等はないか、ピットに破損はないか？	①目視による確認	
		通気管等 条例(例)31の4	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
			<input type="checkbox"/>	引火防止装置の損傷はないか、金網の目詰まり、腐食はないか？		
			<input type="checkbox"/>	弁の作動状況はよいか、安全装置等の機能はよいか？	①施設台帳等により確認	
			<input type="checkbox"/>	固定ボルトに腐食はないか、そのゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
			<input type="checkbox"/>	塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、実測、板厚測定記録等により確認	
	漏えい検査管等 条例(例)31の5	<input type="checkbox"/>	検査管に変形、損傷、腐食、目詰まり等はないか？	①目視による確認		
		<input type="checkbox"/>	検査管内部に土砂等の堆積はないか？			
		<input type="checkbox"/>	開蓋に不良はないか？			
	タンク以外の取扱設備等	取扱設備等の本体 条例(例)31の2 条例(例)31の6	<input type="checkbox"/>	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認	
			<input type="checkbox"/>	ポンプ等からの危険物の漏れはないか？		
			<input type="checkbox"/>	外装の内部に危険物の漏れはないか？		
			<input type="checkbox"/>	ホースに亀裂、ひび割れ等がないか？		
		<input type="checkbox"/>	給油ホース又は注油ホースの静電気除去装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、接地抵抗試験等により確認		
		配管 条例(例)31の2	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
			<input type="checkbox"/>	配管の撤去、変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		
			<input type="checkbox"/>	塗装の剥離、腐食はないか？		
			<input type="checkbox"/>	接合部のゆるみはないか？		
		消火器 消防法施行令10	<input type="checkbox"/>	消火器は定期点検され、適切に維持管理されているか？	①目視による確認	○外観の破損、腐食状況に留意
<input type="checkbox"/>	消火器は撤去されていないか？					
<input type="checkbox"/>	失効していないか？					

## 39 指定可燃物貯蔵取扱所

項目		着眼項目		チェックの方法	備考	
無許可貯蔵・取扱い 条例(例)46		<input type="checkbox"/>	同一の場所において、無届で一定以上の指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っていないか？	①目視及び関係者への質問により確認	○容器の表示、SDS等の情報を参考	
貯蔵・取扱い関係	火気使用等 条例(例)33	<input type="checkbox"/>	火気使用設備は防火上安全な状態で使用されているか？	①目視及び関係者への質問により確認		
		<input type="checkbox"/>	「火気厳禁」「火気注意」場所での火気の管理は厳守されているか？			
	容器 条例(例)33 条例(例)34	<input type="checkbox"/>	容器の材質、構造は適合しているか？	①目視及び関係者への質問により確認		
		<input type="checkbox"/>	品名、数量等の表示は適切か？			
		<input type="checkbox"/>	容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認		
	その他の管理 条例(例)33 条例(例)34	<input type="checkbox"/>	火災予防上又は消防活動上支障となる物件はないか？	①目視による確認		
<input type="checkbox"/>		みだりに空箱等が放置されたままになっていないか？				
位置・構造・設備関係	集積面積、集積単位相互間の距離 条例(例)34	<input type="checkbox"/>	集積ごとに面積が適正に確保されているか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認		
		<input type="checkbox"/>	集積ごとの相互間の距離内に保安対象物件が新築、増築されていないか？			
	空地 条例(例)33 条例(例)34	<input type="checkbox"/>	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認		
		<input type="checkbox"/>	代替施設の防火上有効な隔壁に亀裂、損傷はないか？			
	建築物等	区画 条例(例)34	<input type="checkbox"/>	綿花類等のうち合成樹脂類を屋内において貯蔵し、取り扱う場合、貯蔵場所と取扱い場所との区画が適正か？	①目視による確認 ②必要に応じ、実測により確認	
			<input type="checkbox"/>	しきい、囲い等の流出防止措置が、撤去・破損・亀裂していないか？		
		標識等 条例(例)33 条例(例)34	<input type="checkbox"/>	標識、掲示板は、設置されているか？	①目視による確認	
			<input type="checkbox"/>	標識、掲示板は、見えにくくないか？		
			<input type="checkbox"/>	汚損、破損等はないか？		
	容器架台(ラック) 条例(例)33、34	<input type="checkbox"/>	掲示板の記載内容(品名、最大数量等)に誤りはないか？	①目視及び関係者への質問により確認 ②必要に応じ、施設台帳等により確認		
<input type="checkbox"/>		容器の材質、構造は適合しているか？				
<input type="checkbox"/>		品名、数量等の表示は適切か？	①目視及び関係者への質問により確認			
<input type="checkbox"/>		容器に破損、腐食、さけめ等はないか？	①目視による確認			
<input type="checkbox"/>		荷下し、荷積み時等の取扱い方法はよいか？	①目視及び関係者への質問により確認			
<input type="checkbox"/>	地震動等による容器、収納棚等、又は綿花類等の転倒落下防止措置は適切か？	①目視による確認				

位置・構造・設備関係	タンク本体 条例(例)33	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/>	鋼板に変形、亀裂はないか？		
		<input type="checkbox"/>	固定ボルトに腐食はないか、そのゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
		<input type="checkbox"/>	塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、実測、板厚測定記録等により確認	
		<input type="checkbox"/>	自動表示装置に変形、損傷、腐食はないか？危険物の量は正しく表示されているか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/>	注入口の周囲は火災予防上支障のある状況となっていないか？弁、ふた、注入口から危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/>	雨水浸入防止装置に亀裂、剥離等はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/>	底板の水抜管周りに腐食、土砂堆積、滞水等はないか、ピットに破損はないか？		
	通気管等 条例(例)33	<input type="checkbox"/>	変形、損傷、腐食はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/>	引火防止装置の損傷はないか、金網の目詰まり、腐食はないか？		
		<input type="checkbox"/>	弁の作動状況はよいか、安全装置等の機能はよいか？	①施設台帳等により確認	
		<input type="checkbox"/>	固定ボルトに腐食はないか、そのゆるみ等はないか？	①目視による確認 ②ハンマーテスト等により確認	
		<input type="checkbox"/>	塗装の剥離、腐食はないか？	①目視による確認 ②著しい腐食が認められる場合は、実測、板厚測定記録等により確認	
	漏えい検査管等 条例(例)33	<input type="checkbox"/>	検査管に変形、損傷、腐食、目詰まり等はないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/>	検査管内部に土砂等の堆積はないか？		
		<input type="checkbox"/>	開蓋に不良はないか？		
	取扱設備等の本体 条例(例)33	<input type="checkbox"/>	空地内に新たに工作物等が設置されたり、物品等が放置されていないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/>	ポンプ等からの危険物の漏れはないか？		
		<input type="checkbox"/>	外装の内部に危険物の漏れはないか？		
		<input type="checkbox"/>	ホースに亀裂、ひび割れ等がないか？		
		<input type="checkbox"/>	給油ホース又は注油ホースの静電気除去装置の機能はよいか？	①目視による確認 ②必要に応じ、接地抵抗試験等により確認	
	配管 条例(例)33	<input type="checkbox"/>	危険物の漏れはないか？	①目視による確認	
		<input type="checkbox"/>	配管の撤去、変形、損傷、塗装の剥離、腐食はないか？		

		<input type="checkbox"/>	塗装の剥離、腐食はないか？		
		<input type="checkbox"/>	接合部のゆるみはないか？		
	消火器 消防法施行令10	<input type="checkbox"/>	消火器は定期点検され、適切に維持管理されているか？	①目視による確認	○外観の破損、腐食状況に留意
		<input type="checkbox"/>	消火器は撤去されていないか？		
		<input type="checkbox"/>	失効していないか？		





# 違反是正に関する事例集

- 1 移動タンク貯蔵所完成検査前使用に係る違反処理事例
- 2 移動タンク貯蔵所単独横転、危険物流出、炎上事例
- 3 危険物無許可貯蔵繰り返し違反事例
- 4 無資格移送違反（危険物の流出事故）事例
- 5 危険物取扱者免状返納命令事例



# 1 移動タンク貯蔵所完成検査前使用に係る違反処理事例

## ○ 違反概要

一般取扱所の許可を受けて工事に着工した後、当該取扱所の関係者（取締役）が、施工業者（申請代理人）に屋根の追加設置工事や配管及びバルブの位置の変更などを依頼したため、当初、完成検査を予定していた日に完成できない状況となった。その後、関係者が、当該一般取扱所の工事の進捗状況から使用できると判断し、完成検査を受けないまま配送会社に移動タンク貯蔵所へガソリンの荷積みを行わせたため、消防法第11条第5項違反（完成検査前使用）となったもの。

## ○ 違反処理経過等

- 1 A消防署管内において消防職員が出向途上、まだ、工事中であるはずの充填の一般取扱所から移動タンク貯蔵所へ危険物を荷積みしているのを発見。
- 2 翌日、消防本部主管課と連携し当該危険物施設付近で監視を行い、移動タンク貯蔵所への指定数量以上の危険物の注油行為の違反事実を現認。
- 3 違反調査のため立入検査を実施し、違反者と違反事項を特定。  
また、本社へ出向し、配車表を入手するとともに法人の代表者（設置者）の事情聴取を行った。
- 4 後日、設置者及び危険物保安監督者の供述を録取するも、法人の代表者である設置者の指示等はなく、当該危険物施設全般に詳しい関係者（取締役）が独断で委託配送業者に移動タンク貯蔵所への危険物の荷積みを指示したことが判明。
- 5 立入検査結果通知書を交付するとともに、法人の事業主に対し警告書を交付。なお、警告事項不履行の場合は使用停止命令を予定していたが、速やかに完成検査を受けたため命令は行わなかった。
- 6 同種違反の再発防止を期すため、法人の事業主に対し警告書を交付した。

## ○ 違反処理の要点

- 1 本事例につき、消防法第10条第1項違反を問えるか否かが問題となった。すなわち、消防法第10条第1項は、製造所等以外の場所（設置許可を受けていない場所）で、指定数量以上の危険物の貯蔵、又は取扱い行為であるのに対し、同法第11条第5項は、許可を受けて製造所等の設置又は変更を行った者が、完成検査を受け、消防法第10条第4項の基準に適合していると認められる前（製造所等の変更の場合で変更工事に係る部分以外の部分について仮使用承認を受けている場合を除く。）に当該施設を使用することによって成立する。

ここでいう「使用」とは、製造所等の区分に従って危険物の貯蔵、又は取扱いを行うことで、その量のいかに問わない。したがって、本事例の場合、許可を受けていることから消防法第10条第1項違反は成立しない。

- 2 本事案は、消防職員の発見により、早期に違反是正が進められたものであり、出向途上においても常に問題意識を持って潜在的危険性を排除するなど職務の適正執行にあたることが重要である。

## 2 移動タンク貯蔵所単独横転、危険物流出、炎上事例（1 / 3）

### ○ 違反概要

平成〇年〇月〇日〇時〇〇分頃、A運輸株式会社が管理する被けん引式移動タンク貯蔵所を従業員Bがガソリン、灯油及び軽油、合計20,000リットルを貯蔵して、〇〇県〇〇市から××県××市にあるガソリンスタンドに向けて危険物を移送中、東京都〇〇区〇〇町〇番先首都高速〇号線下り〇〇カーブ付近において、当該移動タンク貯蔵所を横転させ、ガソリン約11,000リットル、灯油及び軽油約3,500リットルを流出させ、火災となったもの。

### ○ 告発先、被告発者等

#### 告発年月日、告発先

- ・平成〇年〇月〇日
- ・警視庁高速道路交通警察隊長宛て

#### 違反場所・名称

- ・東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番先
- ・首都高速〇号線下り車線、通称「〇〇カーブ」

#### 被告発者 甲（法人）

- ・事業所所在地：東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号
- ・法人名称：A運輸株式会社（代表取締役社長 〇〇 〇〇）
- ・業種：一般区域貨物自動車運送事業、海上運送事業

#### 被告発者 乙

- ・本籍地：〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
- ・住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号
- ・職業：A運輸株式会社 従業員（運転手）
- ・氏名等：B、昭和〇年〇月〇日生（当時・〇〇歳）  
（平成〇年〇月〇日 事故直後自損死）

### ○ 適用法条

#### 甲に対して

- ・消防法第39条の3第1項
- ・消防法第45条

#### 乙に対して

- ・消防法第16条の2第2項
- ・消防法第16条の3
- ・消防法第39条の3第1項

### ○ 処分結果

甲に対しては起訴猶予処分、乙に対しては被疑者死亡により不起訴処分となった。

### ○ 違反の事実

被告発人甲は、東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇〇号に本社を置き、A運輸株式会社の代表取締役社長であり、危険物の保安や安全移送に関して、具体的かつ効果的な対策を樹立し、従業員に適時、適切な教育及び指導監督を行い、移送上の事故防止を図る義務を有している。

しかしながら、甲は、危険物の移送に関する教育を十分に実施することなく、また、積載危険物への細心の注意を払うような十分な指導監督も実施していなかった。特に首都高速道路でのスピードチェックによる安全移送の確認を不適切に行う等、上記事故を未然に防止するための法人の事業主としての管理監督義務を怠った。（以下次頁に続く）

## 2 移動タンク貯蔵所単独横転、危険物流出、炎上事例（2 / 3）

乙は、移送基準を遵守し、〇〇カーブが急カーブであることから、少なくとも当該カーブでの指定制限速度である時速50キロメートル以下で走行するとともに、移動タンク貯蔵所を横転させないように積載危険物の保安に関し、細心の注意を払って移送する業務上の注意義務を有していた。

しかし、乙は、業務上の注意義務を怠り、〇〇カーブを時速約70キロメートルで走行し、移動タンク貯蔵所を横転させ、タンクに亀裂を生じさせ、大量のガソリン等を首都高速道路上に流出させた。

さらに、乙は、当該移動タンク貯蔵所から流出したガソリン等により、火災を生じさせ、また、耐火造7階建てのマンション屋上のウレタンシート、車両等を焼損させ、首都高速〇号線が上下線とも長時間、通行止めになるなど著しい公共危険を発生させた。

### ○ 告発者の意見

危険物の流出、これに起因した火災の発生は、直ちに人命危険を及ぼすなど一般住民等に与える不安は計り知れない、また、交通遮断など社会、経済等、都市機能に与える影響も多大なものがある。実際、本件災害では、首都の交通幹線である首都高速〇号線を事故発生時から、上り線を約10時間30分、下り線を約19時間30分以上の長時間にわたり通行止めにするなど、社会的に大きな影響を及ぼしたものである。

乙は、平成〇年〇月〇日、被けん引式移動タンク貯蔵所による危険物の移送を行うに際し、消防法を遵守し、当該危険物の保安を確保することについて、細心の注意を払って移送しなければならない業務上の義務を有するにもかかわらず、これを怠り、本件災害現場である〇〇カーブの指定制限速度の時速50キロメートルのところを時速約70キロメートルで走行させるなどの過失により、当該被けん引式移動タンク貯蔵所を横転、滑走させ消防法で定める危険物であるガソリン等を流出させて著しい公共危険を生じさせたものであり、その責任は到底容認できない。

甲は、昭和〇〇年〇月に甲が管理する被けん引式移動タンク貯蔵所が東京都〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号先路上において、本件災害と同様の災害を発生させた経緯があり、再発防止に最大限努力する責任を有していたことから、一層、甲の移動タンク貯蔵所の乗務員らに対し、危険物の移送上の具体的な安全教育を実施し、危険物の移送に関し、安全確保に十分着眼した走行について、適時、適正な指導、監督をする義務があった。

にもかかわらず、甲は、前記昭和〇〇年〇月の事故発生後3年間ぐらいは、車両メーカー主催の被けん引式移動タンク貯蔵所の運転操作教育を乗務員らに受講させてはいたものの、その後、これも形骸化し、計画的で有効な教育を実施していたとは言い難い。

加えて、甲は、昭和〇〇年〇月の事故において、危険物の移送に係わる移動タンク貯蔵所の運行速度等に問題があったと認識するなど、貴重な経験を得ていたにもかかわらず、本件事故の事情聴取においても原因は死亡した乗務員乙にあるとし、また、被けん引式移動タンク貯蔵所の構造も影響したなどと供述し、消防法の許可を得た移動タンク貯蔵所を多数保有し、（以下次頁に続く）

## 2 移動タンク貯蔵所単独横転、危険物流出、炎上事例（3 / 3）

危険物の移送を業とする管理権原者としてその企業責任に対する認識を欠き、むしろ責任を回避するかごとき姿勢がうかがえる。

以上のとおり、甲は、乙に対し法人として移送基準の遵守等、移送に関する安全教育を十分に実施することなく、また、積載危険物への細心の注意を払い効果的な指導、監督を行わず、さらに、首都高速道路でのスピードチェックによる安全な移送について基本的事項の確認を怠り、乙の過失を未然に防止できなかった法人としての管理監督義務の著しい懈怠が認められる。

よって、本件違反事実については、甲を厳しく処罰していただきたい。

乙については前記のとおり、平成〇年〇月〇日〇時〇〇分頃、〇〇カーブを時速約70キロメートルという速度で漫然と走行し、積載していた危険物の保安に関し細心の注意を払わなかった過失によって、当該移動タンク貯蔵所を左側面から路上に横転、滑走させ、大量のガソリン等を流出させ、公共に火災の危険を及ぼしたその責任は決して免ぜられるものではないことから、甲とともに処罰するのが妥当であると思料される。

### ○ その他

甲に対する処分が起訴猶予になった理由等について、本件では、両罰規定による法人としての甲は嫌疑は肯定されたものの、行為者である乙個人の業務上の過失が大きく、結局は、事業主としての甲の従業員に対する安全教育指導等が不十分でその責任が認められるも、処罰するまでには至らないと判断され、起訴猶予処分になったものと推定される。

### ○ 効果と教訓

本件告発事案については、災害発生場所の消防本部が、行為者が死亡しているなかで従業員に対する法人としての危険物の安全移送に係わる管理監督義務を怠った事実を実証して、本件事故を未然に防止出来なかった法人の過失責任を厳しく問うべき告発に踏み切ったものである。

結果として起訴猶予処分であったものの、危険物行政を担う消防機関としての毅然たる態度によって消防法違反による犯罪を立証し告発を行ったことは関係業界等に対し、再発防止上十分な警鐘を与えるものであったことから、今後とも従業員のみならず事業主に対する日頃からの指導の徹底も肝要である。

### 3 危険物無許可貯蔵繰り返し違反事例（1 / 2）

#### ○ 違反概要

平成〇年〇月〇日、〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号に所在するA株式会社（本社）の1階倉庫において、自社の製品で消防法に定める危険物第四類第1石油類に該当する物品（液状ガスカート他17品目）2,690リットル、同類第2石油類（ルーズニングオイル）28.8リットル、（合計で指定数量の13.48倍）を無許可で貯蔵したものの。

#### ○ 告発先、被告発人等

##### 告発年月日、告発先

- ・平成〇年〇月〇日
- ・〇〇地方検察庁

##### 違反場所・名称

- ・〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 A株式会社

##### 被告発人 甲（法人）

- ・事業所所在地：〇〇区〇〇町〇丁目  
〇番〇号
- ・法人名称：A株式会社（代表取締役 B）

##### 被告発人 乙

- ・本籍地：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- ・住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地の〇〇
- ・職業：会社役員（A株式会社 代表取締役）
- ・氏名等：B、昭和〇年〇月〇日生（〇〇歳）

##### 被告発人 丙

- ・本籍地：〇〇県〇〇市〇〇番地の〇
- ・住所：〇〇区〇丁目〇〇番〇号
- ・職業：会社役員  
（A株式会社 監査役兼業務部長）
- ・氏名等：C、昭和〇年〇月〇日生（〇〇歳）

#### ○ 適用法条（消防法違反）

##### 甲に対して

- ・消防法第10条第1項
- ・消防法第41条第1項第3号
- ・消防法第45号

##### 乙に対して

- ・消防法第10条第1項
- ・消防法第41条第1項
- ・消防法第39条の3第1項

##### 丙に対して

- ・消防法第10条第1項
- ・消防法第41条第1項第3号

#### ○ 処分結果

〇〇区検察庁から〇〇簡易裁判所へ起訴（略式命令請求）され、被告発人3名に対して各々罰金20万円の判決が下された。（確定）

### 3 危険物無許可貯蔵繰り返し違反事例（2 / 2）

#### ○ 違反の事実

被告発人甲は、〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号に本社を置き、液状ガasket（液状パッキン剤）、接着剤及びその他の化学製品の製造並びに販売を業とするもの、被告発人乙は、甲の代表取締役として、甲の業務一切を統括するものであり、被告発人丙は、甲の業務部長として、甲の業務全般を管理しているものであるが、乙と丙は共謀の上、甲の業務に関し、平成〇年〇月〇日、法定の除外事由がないのに、前記本社1階に従業員を介して、消防法に定める危険物第四類第1石油類に該当する「液状ガasket」他17品目2,690.0リットル、同第2石油類に該当する「ルーズニングオイル」28.8リットル（合計で指定数量の13.48倍）を無許可で貯蔵したものである。

#### ○ 告発者の意見

被告発人甲は、危険物の製造販売を業とするものとして、関係法令を遵守し、その安全を確保するための管理、監督する義務を有しており、また乙及び丙は甲の監督的地位にある者として、自社の危険物に該当する製品の管理等について、関係法令を遵守しその安全を確保する具体的法令上の義務を有していたものであるが、平成〇年〇月〇日、甲の本社1階倉庫において、消防法に違反することを承知で、甲の製品で危険物に該当するものを指定数量以上貯蔵していたことは、前記義務を果たしていないばかりか、大手メーカーとしての社会的責任を全く認識していない。

また、違反の動機は、専ら営利優先主義に基づくものであり、そのために敢えて法を無視するとともに、違反を消防当局から指摘されるまでの間、違反を繰り返していたことは、遵法精神が著しく欠如していることとしか言いようがない。

さらに、昭和〇〇年に消防当局から、本件違反と同様、本社1階倉庫においての危険物の無許可貯蔵を指摘され、改善に対する指導を厳しく受けながら、何ら抜本的対策をたてることなく、繰り返し同種違反が覚知されたことは、消防行政上断じて容認できない。

よって、被告発人甲、乙及び丙を厳しく処罰していただきたい。



## 4 無資格移送違反（危険物の流出事故）事例 （1 / 2）

### ○ 違反概要

平成〇年〇月〇日、A石油のアルバイト従業員C（運転手）は危険物取扱者の資格を有していないにもかかわらず、A石油の経営者Bの命令で、灯油の引き売りを目的として危険物第四類第2石油類（灯油）約3,000リットルを△石油株式会社的一般取扱所から注入後、〇〇市〇〇町〇〇丁目付近に戻り、〇〇市〇〇町〇丁目一帯にかけて灯油約10リットルを漏えいさせ、漏えいした危険物の排除で出場した消防隊により、危険物取扱者を同乗させることなく灯油を移送していた事実が現認されたもの。

### ○ 告発先、被告発者等

#### 告発年月日、告発先

- ・平成〇年〇月〇日
- ・〇〇地方検察庁

#### 違反場所等

- ・〇〇市〇〇町〇丁目〇番先路上

#### 被告発者 甲

- ・事業所所在地：〇〇市〇〇町〇丁目  
〇番〇号
- ・職業：A石油 経営者
- ・氏名等：B  
昭和〇年〇月〇日生（〇歳）

#### 被告発者 乙

- ・住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地
- ・職業：A石油 アルバイト従業員
- ・氏名等：C、昭和〇年〇月〇日生（〇歳）

### ○ 罪名及び適用法条（消防法違反）

#### 甲に対して

- ・消防法第16条の2第1項
- ・消防法第43条第1項第3号
- ・刑法第60条

#### 乙に対して

- ・消防法第16条の2第1項
- ・消防法第43条第1項第3号
- ・刑法第60条

### ○ 告発結果

被告発人甲は、検察庁から起訴され、同日に罰金20万円の判決（略式命令）が下された。（確定）

なお、実際に移送行為を行っていた運転手乙については、不起訴処分となっている。

### ○ 違反の事実

被告発人乙は、A石油のアルバイト従業員として平成〇年〇月に採用され、甲の助手として石油小売業に従事するものである。

甲及び乙は、業務に関し共謀の上、乙が危険物取扱者の資格を所持していないにもかかわらず、平成〇年〇月〇日〇時〇分頃から〇時〇分頃までの間、危険物取扱者の同乗も無しに、移動タンク貯蔵所（設置許可：平成〇年〇月〇日第〇〇号、車両番号：〇〇〇〇〇－〇〇〇〇）の常置場所である〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号から〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇に所在する△株式会社に行き、灯油約3,000リットルを注入後、同所から〇〇市〇〇町〇〇丁目付近に戻り、〇〇市〇〇町〇丁目〇番先まで、約20キロメートルを単独で消防法に定める危険物第四類第2石油類（灯油）を移送したものである。

### ○ 告発者の意見

被告発人甲は、危険物を移送するに際して、関係法令を遵守し、その安全を確保するため注意義務を有しているにもかかわらず、平成〇年〇月〇日移動タンク貯蔵所による危険物の移送を危険物取扱の資格を取得していない被告発人乙に行わせたことは、危険物取扱業務に関する安全確保の重要性の認識を全く欠いたものといわざるをえない。

本件違反に関連して、漏えい事故のみに留まらず、更に何らかの火源により引火した場合は、一挙に火面が拡大し、社会公共に多大なる被害をもたらすことが予想されるものである。

よって、被告発人甲、同乙に対して、その社会的責任の重大さを認識させるとともに、この種の違反の根絶を図るため、厳しい処罰を願いたい。

### ○ 違反概要

過去3年以内に行ったすべての違反行為に係る違反点数の合計が、20点以上になった危険物取扱者に対する免状返納命令事例。

### ○ 被処分者の概要等

A (36歳)

B運送株式会社 (ローリ一部C事業所) ローリー運転手

### ○ 返納免状の種類等

乙種第4類 (〇〇知事交付)

### ○ 処分年月日

平成〇年〇月〇日

### ○ 免状返納命令の原因となる違反事項

被処分者は、移動タンク貯蔵所で危険物を給油取扱所へ移送する運転手であり、また危険物の取扱い作業等に従事する危険物取扱者でありながら、次のような消防法令違反を行ったこと。

#### 1 平成〇年〇月〇日に交付した「違反事項通知書」の違反内容等

##### (1) 危険物の貯蔵及び取扱い基準違反 (法第10条第3項)

営業用給油取扱所の地下専用タンクに危険物第四類第1石油類 (ガソリン)、同第2石油類 (軽油) を移動タンク貯蔵所から荷卸し中、可燃性蒸気回収装置の蒸気回収口に結合金具のみを用いて故意に可燃性蒸気を放出させ、爆発火災を発生させたこと。

**違反点数8点 (基礎点数：4点、事故点数：程度「中」4点)**

##### (2) 危険物取扱者保安講習受講義務違反 (法第13条の23)

昭和〇年〇月からB運送株式会社において継続して危険物の取扱いに従事しており保安講習の受講期限 (平成〇年〇月〇日) が経過したにもかかわらずただ漫然と放置し、保安講習受講義務違反を行っていたこと。

**違反点数4点**

#### 2 平成〇年〇月〇日に交付した「違反事項通知書」の違反内容等

##### (1) 危険物の貯蔵及び取扱いの基準違反 (法第10条第3項)

一般取扱所 (D油槽所のローリー充填所) において、当該違反者は、危険物第四類第1石油類 (1-ヘキセン) を移動タンク貯蔵所に荷積みする際に、バルブの操作を誤り、可燃性蒸気回収装置の回収配管の空気取入れ口から危険物を漏えいさせた。

その後、充填ホースを結合したまま移動タンク貯蔵所を移動したので、充填ホースが切断し、荷積み中の1-ヘキセンが漏えいし、その直下で作業中のフォークリフトのエンジンに飛散し、加熱により火災を発生させた。

なお、この火災により、当該油槽所の従業員1名が避難する際に軽傷を負った。

**違反点数14点 (基礎点数：4点、付加点数：10点※)**

※：内訳 (災害事故点数：程度「中」4点、人身事故点数：程度「軽傷」6点)

### ○ 累積措置点数

12点 + 14点 = 26点 ≧ 20点

### ○ 返納命令を行う理由

前頁の違反事実によって被処分者に係る措置点数（過去3年以内における違反点数の合計）が20点を超え、危険物取扱者免状の返納命令に関する運用基準に基づく免状返納命令に該当した。被処分者は措置後も違反行為を継続しており、また、度重なる管轄消防本部の指導等を無視していることから悪質であり、資格者として適格性を欠くものである。

### ○ 返納命令を行う前の事前手続関係等

#### 1 免状交付知事との協議及び決定事項

最新の違反事項通知が他県で行われた〇〇知事交付の免状であることから、消防本部の予防部長が被処分者に対する免状返納命令を行うこととした。

#### 2 免状返納命令上申の手続

消防本部の内部規程に基づき、予防部長から消防長へ被処分者に係る「免状返納命令上申書」が提出された。

#### 3 聴聞の手続等

##### ・ 聴聞通知書の通知

平成〇年〇月〇日、行政手続法等に基づき「聴聞通知書」を被処分者へ通知した。

##### ・ 聴聞の開催

平成〇年〇月〇日、消防本部本庁舎において聴聞主宰者による聴聞を実施した。

##### ・ 聴聞実施結果

聴聞実施に伴う結果について、聴聞主宰者から「聴聞報告書等」の報告がなされた。

### ○ 処分（返納命令）の決定

前記「聴聞報告書等」における聴聞主宰者の意見は、不利益処分（免状返納）を留保すべき特段の事情等は認められないとしており、本意見等を十分に斟酌した上で、免状返納を決定したものである。

### ○ 免状返納命令書等の交付

平成〇年〇月〇日、被処分者に対し、「免状返納命令通知書」及び「免状返納命令書」を交付するとともに、乙種第四類及び丙種の危険物取扱者免状を返納させた。

### ○ 返納後の事案処理

返納された危険物取扱者免状の処理は、消防本部の内部規程に基づき処理した。